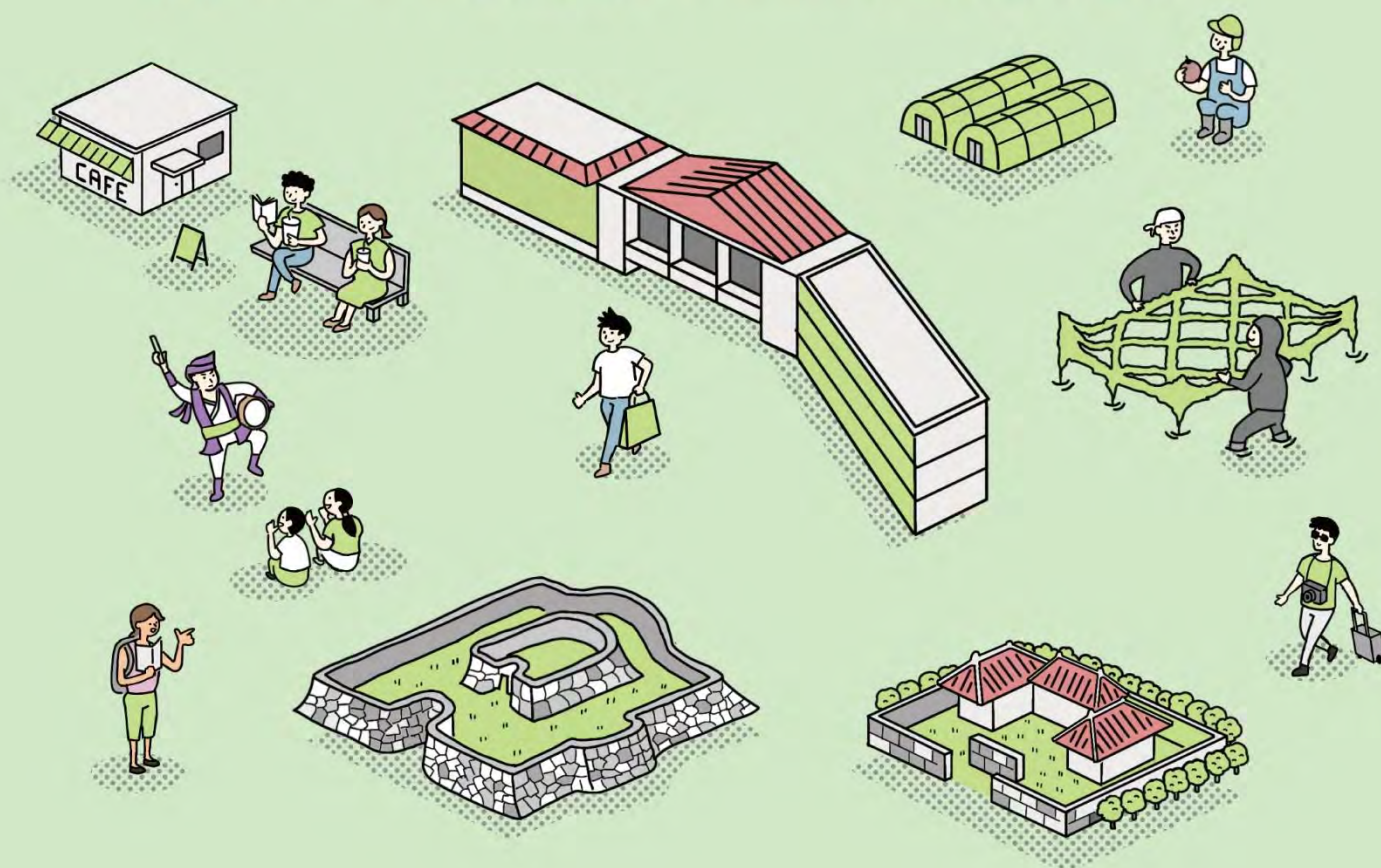
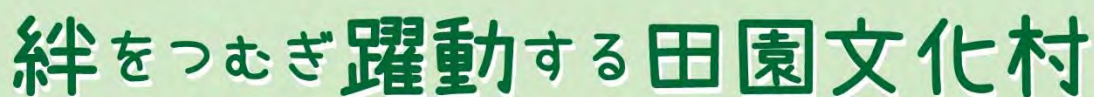


北中城村デジタル田園都市構想総合戦略



北中城村第五次総合計画

基本構想・前期基本計画

北中城村デジタル田園都市構想総合戦略

2025(令和7)年3月

北中城村

北中城村村民憲章

わたしたちは
この村の村民であることに誇りと責務を感じ、
ここに、よりよい北中城村を建設するため、
この「憲章」を定めます。

- 一、自然を愛しよき環境を維持し住みよい村をつくります。
- 一、たがいに助け合い心をあわせて平和な村をつくります。
- 一、歴史を重んじ教養を高め文化のかおり高い村をつくります。
- 一、つねに健康で勤労に励み豊かな村をつくります。
- 一、きまりを守り秩序正しい明るい村をつくります。

昭和 51 年 5 月 20 日制定

北中城村のシンボル



村の花
(ラ ン)

美しく清楚なランは、趣味、実益を兼ねた園芸作物として脚光をあびています。デンドロビウム、カトレア、コチョウランなどが代表的。



村の木
(リュウキュウコクタン)

床柱、琉球三線の棹に重宝されるクルチ（方言名）は庭園木、生垣、盆栽、街路樹などに広く利用され、古くから人々に愛されている。



村の花木
(ブーゲンビレア)

南米の原産で燃えるような原色のブーゲンビレアは熱帯を代表する花木。

北中城村第五次総合計画の策定にあたって

本村は、平成 27 年度（2015 年度）に本村のまちづくりの基本的指針として第四次総合計画を策定し、「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむら きたなかぐすく」を将来像に掲げ村民の皆様をはじめとする関係各位の協力、連携のもと各施策を展開してまいりました。

この 10 年間で本村は大きく発展しました。特に、アワセゴルフ場跡地の開発により、新たなまち「ライカム地区」が誕生し、村の新たな顔となる広域交流拠点として、県内外から多くの観光客が訪れるむらへと成長しました。一方で、本村の美しい自然環境の保全にも努め、地域・自治会等と連携しながら、住みよい環境づくりを継続してきました。こうした取り組みにより、落ち着きと賑わいが共存する魅力あるむらとして発展を続けています。

しかしながら、本村を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、物価高騰など変化の激しい経済動向や人口減少・超高齢化社会への対応、大規模災害への備えなど、様々な課題への対応が求められております。これらの課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを推進するため、今後 10 年間、令和 16 年度までの村政運営の根幹となる北中城村第五次総合計画を策定いたしました。

この第五次総合計画においては村づくりの基本方針として「こどもから高齢者まで地域でつながるむら」「笑顔あふれ住み続けられる健幸なむら」「魅力を活かし持続可能で活力があるむら」「自然環境と利便性が調和した住みよいむら」「共に創造する魅力あるむら」の 5 つの目標掲げ、将来像とする「絆をつむぎ躍動する田園文化村」の実現に向け全力をあげて取り組んで参ります。

結びに、本計画を策定するにあたり多大なるご尽力を賜りました北中城村総合計画審議会並びに北中城村総合戦略策定推進委員会の委員の皆様、関係者の皆様に対し心から感謝を申し上げます。

北中城村長 比嘉 孝則



I 序論

第1章 総合計画の位置づけと体系.....	2
第2章 北中城村の概況	4
第3章 北中城村のまちづくりを取り巻く潮流	12

II 基本構想

第1章 将来像.....	16
第2章 まちづくりの目標と大綱.....	17
第3章 将来人口の目標(北中城村人口ビジョン).....	24
第4章 土地利用構想.....	26

III 重点プロジェクト(北中城村デジタル田園都市構想総合戦略)

第1章 重点プロジェクトの基本的な考え方	30
第2章 地域ビジョン(目指すべき理想像).....	34
第3章 重点目標.....	35
第4章 重点プロジェクト	36

IV 前期基本計画

基本目標1 子育て・教育・福祉分野

～こどもから高齢者まで地域でつながるむら～

1-1 児童福祉・子育て支援の充実.....	44
1-2 学校教育の充実と地域との連携.....	46
1-3 健全な青少年育成の推進	48
1-4 高齢者福祉の充実.....	50
1-5 障がい者(児)福祉の充実.....	52
1-6 人にやさしい環境づくり	54

基本目標2 健康・生涯学習・国際交流分野

～笑顔あふれ住み続けられる健幸なむら～

2-1 地域保健の充実と健康増進.....	56
2-2 社会保障の持続的運営に向けた取組.....	58
2-3 生涯学習の推進と生きがいづくり.....	60
2-4 国際交流の推進と平和の継承	62

基本目標3 産業・観光・文化振興分野

～魅力を活かし持続可能で活力があるむら～

3-1 観光・商工業の振興	64
3-2 農業の振興	66
3-3 水産業の振興	68
3-4 地域文化の振興と継承	70
3-5 雇用の創出と就業支援	72

基本目標4 基盤整備・環境・防災分野

～自然環境と利便性が調和した住みよいむら～

4-1 秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成	74
4-2 自然環境の保全・活用と景観形成	76
4-3 暮らしを支え、交流を促進する交通環境の形成	78
4-4 脱炭素・環境共生社会の実現	80
4-5 上下水道の整備・環境衛生の推進	82
4-6 地域防災力の向上	84
4-7 安全・安心な住環境の確保	86

基本目標5 協働・連携・DX・行財政分野

～共に創造する魅力あるむら～

5-1 村民と協働のまちづくりの推進	88
5-2 官民連携・広域連携の推進	90
5-3 自治体 DX の推進、産業 DX の促進	92
5-4 効率的・効果的な行財政運営	94
5-5 社会情勢の変化に対応できる人材の育成	96

V 資料編

1 SDGsと各施策の関連	100
2 関連計画一覧	102
3 参考データ	103
4 まちづくり懇話会提言書	113
5 策定体制等	122
6 用語集	133



I 序論

第1章

総合計画の 位置づけと体系

1. 総合計画の役割

総合計画は、本村のまちづくり全ての基本となる計画です。

私たちが暮らしていくためには、教育・文化、福祉、産業振興、環境保全・社会基盤等、多様な分野の行政運営、あるいは村民と一体となって進めていくべきまちづくりがあります。これを、全体的に、かつ計画的に進めていくためのまちづくりの指針、施策を示したものが総合計画です。

また、この指針は、国や県、近隣市町村等、関係機関への働きかけの際に村の基本姿勢を示す役割を担うとともに、「北中城村デジタル田園都市構想総合戦略」と一体をなす計画として推進します。

2. デジタル田園都市構想総合戦略の役割

国においては、人口減少や少子高齢化への対応や、東京圏への人口集中の是正のため、平成 26 年（2014 年）11 月にまち・ひと・しごと創生法や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組を進めてきました。

本村でも、「北中城村まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、2 期に亘って人口減少等の課題に対応する取組を進めてきました。

令和 4 年（2022 年）12 月に、国では「まち・ひと・しごと総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定めた取組の方向性に沿って、令和 5 年度（2023 年度）から 9 年度（2027 年度）までの 5 カ年の新たな総合戦略を策定しました。そこでは、地域において、地域が抱える社会課題の解決を図るため、自らの地域ビジョンを描くとともに、地域の事情に応じてあらゆる分野でデジタル技術を有効に活用できるよう、デジタル技術を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる取組を進めていくことが求められています。

本村においても、国の総合戦略を勘案し、「北中城村第五次総合計画」とあわせて「北中城村デジタル田園都市構想総合戦略」を策定します。

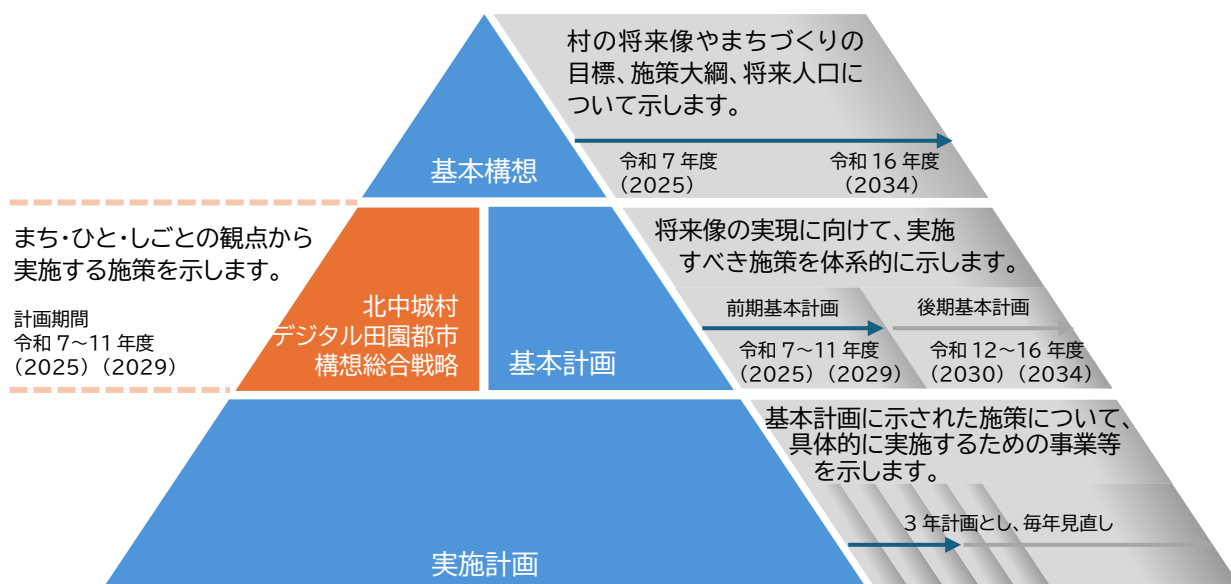
3. 総合計画の構成と前期基本計画の期間

北中城村第五次総合計画は、基本構想・基本計画で構成されています。

基本構想の期間については令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）までの 10 年間とします。前期基本計画は、基本構想の目標の実現に向けて、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までとします。

4. デジタル田園都市構想総合戦略の期間

北中城村デジタル田園都市構想総合戦略の期間については令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。



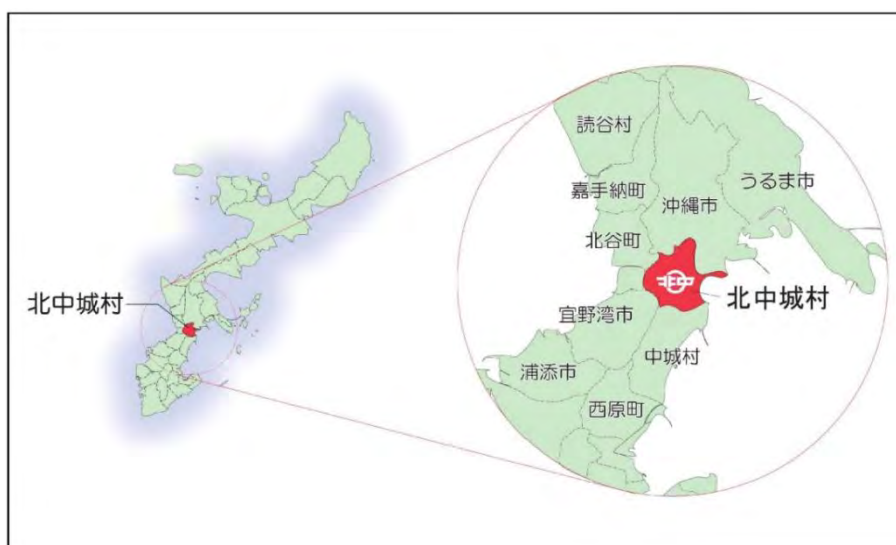
北中城村第五次総合計画と北中城村デジタル田園都市構想総合戦略の関係

第2章

北中城村の概況

1. 北中城村の概況

本村は那覇市から東北部へ約 16 km、沖縄本島の中部に位置し、面積は 11.54 km²あります。本村は、北側を沖縄市、南側を宜野湾市、中城村、西側を北谷町と接し、東側は中城湾に面しています。



北中城村位置図

村域には、国道 330 号、国道 329 号をはじめ、沖縄自動車道など、広域幹線道路が南北に走っています。また、北中城インターチェンジと喜舎場スマートインターチェンジ※が設けられており、本島中南部圏の交通の要衝となっています。

本村の地勢は、中城湾に面した海岸低地、内陸部に広がる台地、丘陵地に大別されます。丘陵地は村の中央部と南部に位置し、斜面に広がる緑地が、北中城村の骨格的な景観を形成しています。また、村内には普天間川をはじめ、渡口川、佐阿良川の 3 つの河川が流れています。このように、本村は変化に富んだ地形であり、平地が少ないことが特徴となっています。

本村の気候は、亜熱帯海洋性気候に属しており、年間平均気温は約 23 度と温暖な条件下にあります。一方、変化に富んだ地形のため、台風の襲来やまとまった降雨等によって、局地的な地すべりや浸水等の自然災害が生じることもあります。

※ スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア等に設置され、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

2. 北中城村の歴史

北中城の村域は、かつて中城間切^{まちまきり}及び旧中城村の一部を形成していました。去る沖縄戦直後、米軍施設の建設により旧中城村の南部地域と北部地域の交通が遮断されるなど、現状では統一的な村行政が困難であるとして、南北の住民間で分村案が持ち上がります。これを受けて、旧中城村長や南北地域代表者による協議の結果、沖縄民政府知事あてに分村申請がなされました。

そして、昭和 21 年（1946 年）5 月 20 日、沖縄民政府指令第 2 号により、旧中城村域北部の 12 の行政区をもって分離が認可され、新たに「北中城村」として立村しました。

【先史時代】

本村における先史時代最古の遺跡は、縄文時代後期（約 3,500 年前）に位置付けられる荻堂貝塚（国指定史跡）です。狩猟・漁労・採集を生業としていた時代の遺跡で、荻道後原^{フシバル}に所在します。この頃の沖縄諸島では周辺地域と交流しつつも地方色の強い文化が展開されていました。

【古琉球～近世】

本村には安谷屋グスク、ヒニグスク、大城グスク、マーシリーグスク、中城グスクなどのグスク遺跡があり、なかでも中城グスクは築城家として名高い武将「護佐丸」の居城として知られています。

喜舎場・仲順には、ムラ（現在の「字」に相当）の創始者とされる喜舎場公や仲順大主^{ウフシユ シュンテン}、舜天王統 3 代目と伝えられる義本^{きほん}王などの、古琉球の人物に関連する文化財などが残されています。

安谷屋・荻道・大城周辺には、護佐丸や中城若松にゆかりのある史跡や歌碑などがあり、これら先人にまつわる説話は組踊^{に どうてきうち}「二重敵討」、「執心鐘入^{しゅうしんかねいり}」のモチーフとなっています。

琉球王国時代、北中城村域は中城間切の一部でした。間切とはムラ（またはシマ）とよばれる集落が複数集まって構成される行政区画で、17 世紀後半頃の中城間切に関する史料では、現在の北中城村域と中城村域、および宜野湾市の一部と沖縄市の一部にわたる 27 のムラを確認することができます。

琉球王国末期頃には、那覇・首里から移り住んできた人々によって、屋宜原や石平などの屋取集落^{ヤードイ}が形成されていきました。また、国指定重要文化財である中村家住宅も、この頃に首里から現在の場所に移築されたとされています。

【近代】

明治 12 年（1879 年）、廃琉置県^{はいりゅうちけん}により琉球王国は沖縄県となりました。明治 41 年（1908 年）に「沖縄県及島嶼町村制^{おきなわけんおよびとうしやうそうんせい}」が施行されると、中城間切は中城村、中城城跡一の郭に置かれていた中城間切役場は中城村役場に改められました。この時代には、馬車軌道や架橋、トロツコ軌道などの社会資本が整備されました。

また、この頃には海外への移民や県外へ出稼ぎに行く人も出てきます。北中城からの移民は明治 36 年（1903 年）に始まり、アメリカ、ハワイ、メキシコ、フィリピン、ペルー、カナダ、ブラジル、アルゼンチン、キューバなど世界各地へ広がりました。

アジア太平洋戦争中の昭和 19 年（1944 年）には沖縄県内各地に日本軍が駐屯するようになり、陣地が続々と構築されていきます。その頃に造られたトーチカが大城グスク内に、人工壕が北中城村立島袋^{しまぶく}小学校近くに残されています。

【沖縄戦、戦後】

昭和 20 年（1945 年）4 月、米軍は沖縄本島中部西海岸から上陸すると、北中城まで破竹の勢いで進攻してきました。北中城の住民は村外に避難する時間的余裕がなく、多くは北中城に留まり米軍に捕らえられました。米軍は数日のうちに島袋一帯に避難民収容所を設置すると、旧中城村や宜野湾村などの住民を収容し、軍政管理下に置きました。戦線が南下し捕らえられた住民が増えると、喜舎場や安谷屋にも収容所が設置されました。その後、それらの収容所の人々は米軍の作戦上の理由により福山収容所（現宜野座村）などへ強制的に移されます。

同年 10 月、軍政府により帰村許可が下りると、人々は戦災に遭ったそれぞれの集落に帰村し戦後復興を進めていきます。しかし、比嘉、屋宜原、瑞慶覧、石平などは、駐留軍用地として強制接收されたため帰郷はかなわず、住民は他地域や村外への移住を余儀なくされました。戦後に海外へ移民した人々もいます。現在も村域の 14.2%が駐留軍用地となっています。

なお、沖縄戦における北中城の戦没者の割合は、当時の住民の約 28%となっています。

【現代】

平成 9 年（1997 年）、中城湾港熱田地区において県営北中城団地が誕生し、平成 15 年（2003 年）には渡口区画整理事業の完了に伴い、渡口地区の一部区域が字美崎として新たな行政区となりました。

平成 12 年（2000 年）には、北中城村と中城村にまたがる中城城跡が、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」に登録され、両村共同で管理運営を行っています。本村ではこれを契機として、景観形成や歴史資源を活かしたまちづくりを推進しています。

また、平成 22 年（2010 年）には、駐留軍用地であったアワセゴルフ場地区が返還され、本島中部地域の広域交流拠点として新たなまちが創出されました。令和元年（2019 年）には同地区に字ライカムが誕生し、北中城村の行政区は 15 地区となっています。



1948 年頃撮影 北中城初等学校



1960 年代撮影 北中城村役場



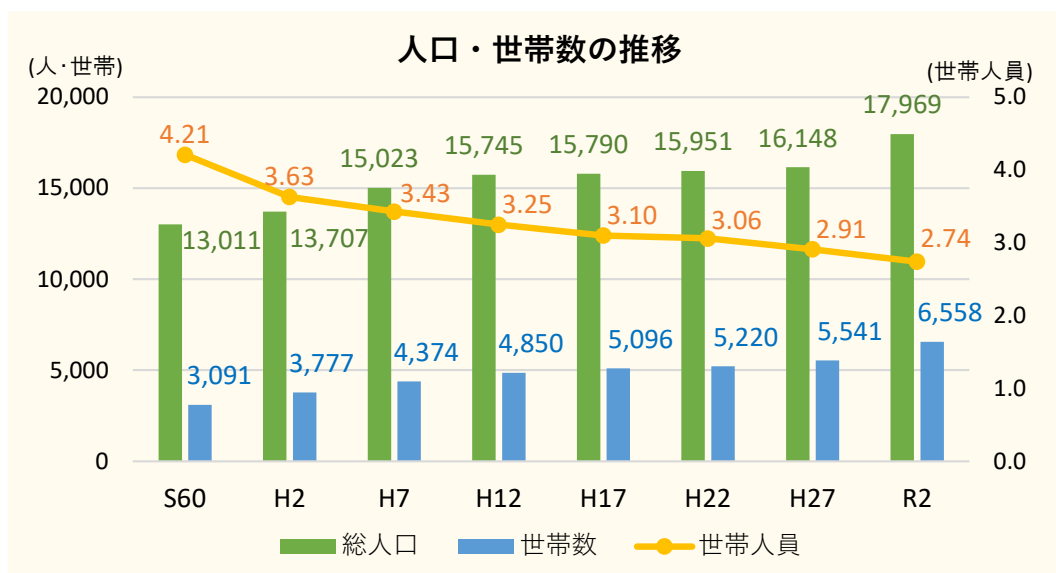
2019 年撮影 ライカム地区

3. 北中城村の人口と暮らし

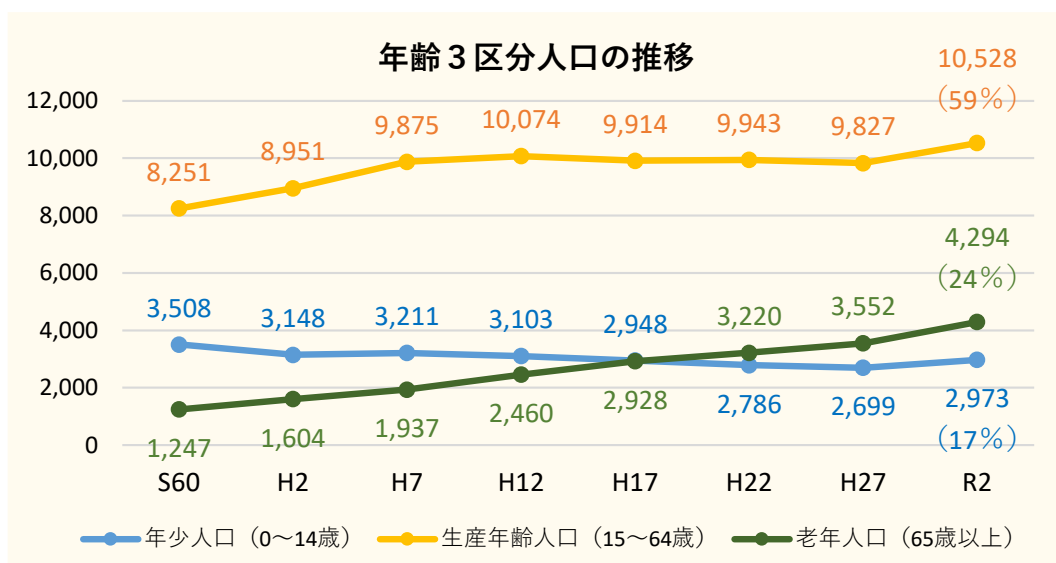
【人口・世帯】

国勢調査より本村の人口・世帯数をみると、令和 2 年（2020 年）現在で 17,969 人、6,558 世帯となっています。昭和 60 年（1985 年）からの推移をみると、一貫して増加傾向にあり、特に平成 27 年（2015 年）から令和 2 年（2020 年）にかけての人口増加が目立っています。近年はライカム地区の開発が進み、住環境や買い物等の利便性が向上したことで人口及び世帯数が増加したと考えられます。しかし、1 世帯当たり人員については減少傾向にあります。

年齢 3 区分人口の推移をみると、年少人口（15 歳未満）は減少傾向、老年人口（65 歳以上）は増加傾向となっており、少子高齢化が進行しています。



資料：国勢調査



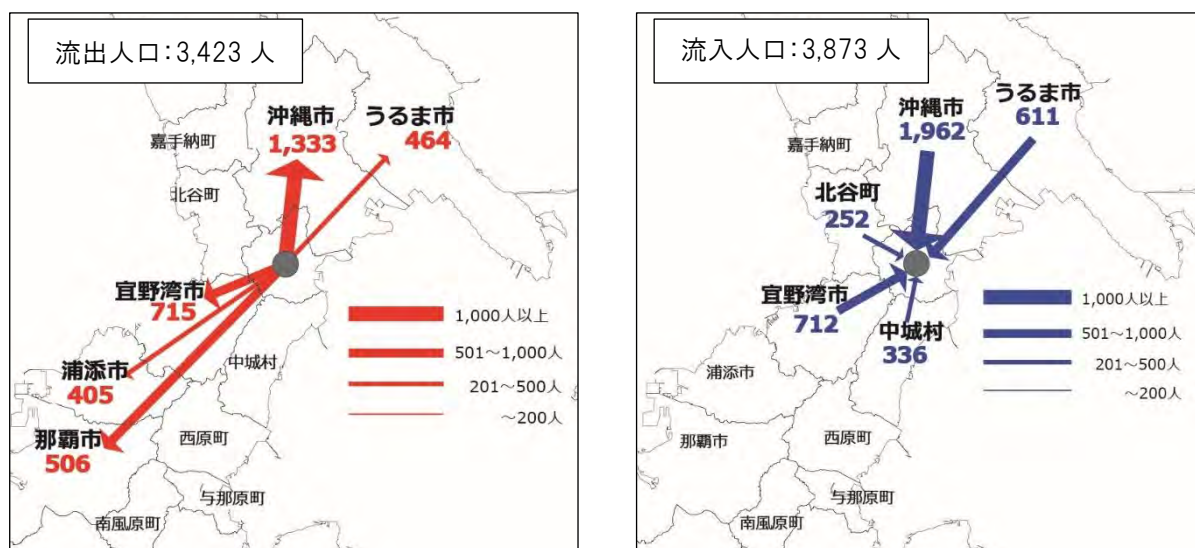
（年齢不詳を除く） 資料：国勢調査

【通勤・通学状況】

令和 2 年（2020 年）の国勢調査より通勤や通学での上位 1 位から 5 位の人口流動をみると、流出人口（3,423 人）に対する流入人口（3,873 人）は 113.1%で、流入傾向にあります。

流出先は沖縄市が最も多く 1,333 人で、次いで宜野湾市（715 人）、那覇市（506 人）、うるま市（464 人）、浦添市（405 人）の順となっています。また、通勤や通学で本村に流入する人口も、沖縄市が最多で 1,962 人となっています。以下、宜野湾市（712 人）、うるま市（611 人）、中城村（336 人）、北谷町（252 人）と続きます。

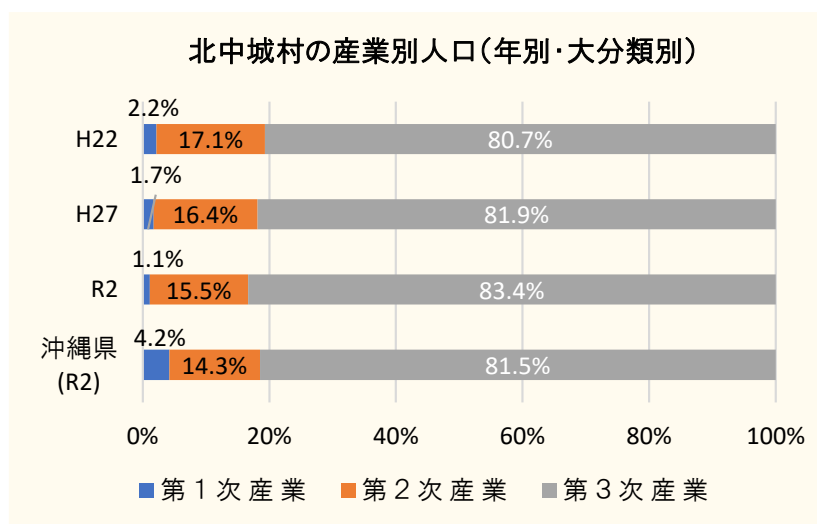
流出・流入別人口図



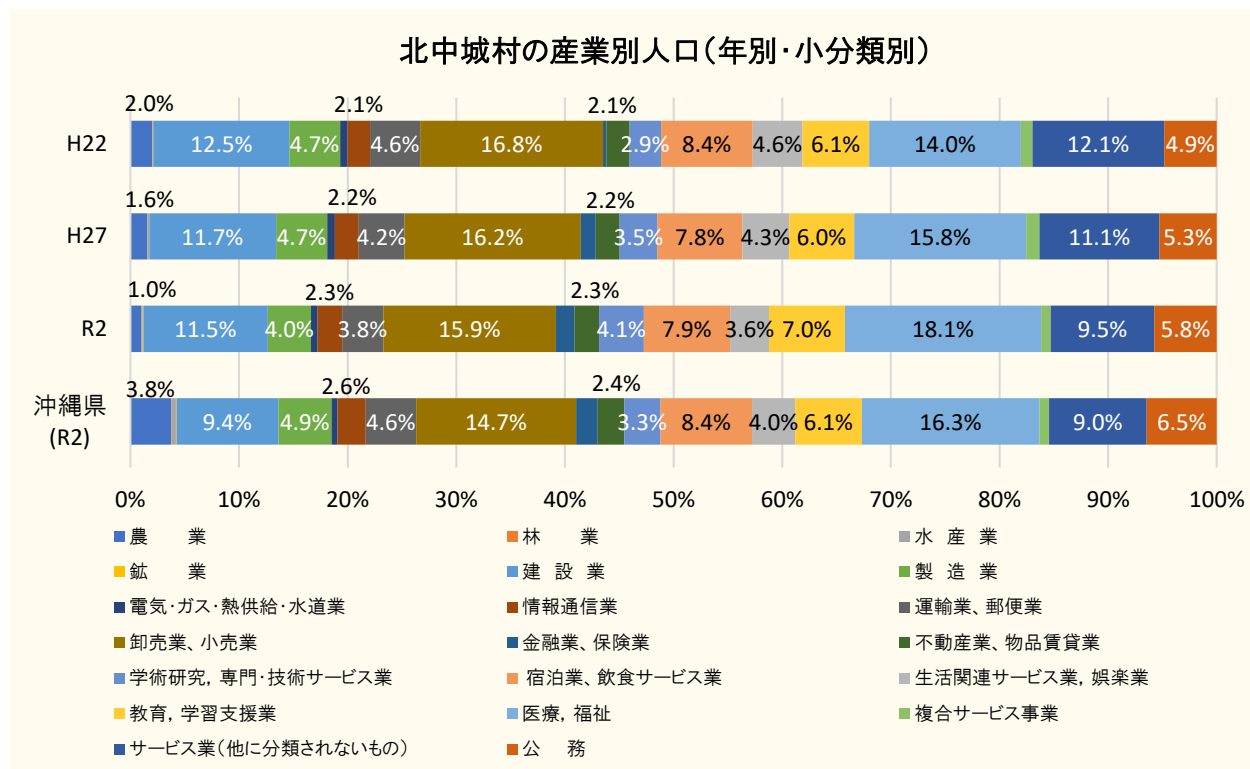
【産業別就業人口】

令和 2 年（2020 年）の国勢調査より本村の産業別就業人口をみると、第 1 次産業は約 1%とわずかとなっています。また、第 2 次産業が約 16%、第 3 次産業については約 83%で、沖縄県の値と比較すると第 2 次産業、第 3 次産業の割合が高くなっています。

産業別にみると、「医療、福祉」が約 18%と最も多く、ついで「卸売業、小売業」が約 16%となっています。また、平成 22 年（2010 年）から令和 2 年（2020 年）の変化をみると、「医療、福祉」が大きく増加しており、沖縄県も上回る割合となっています。



資料：国勢調査



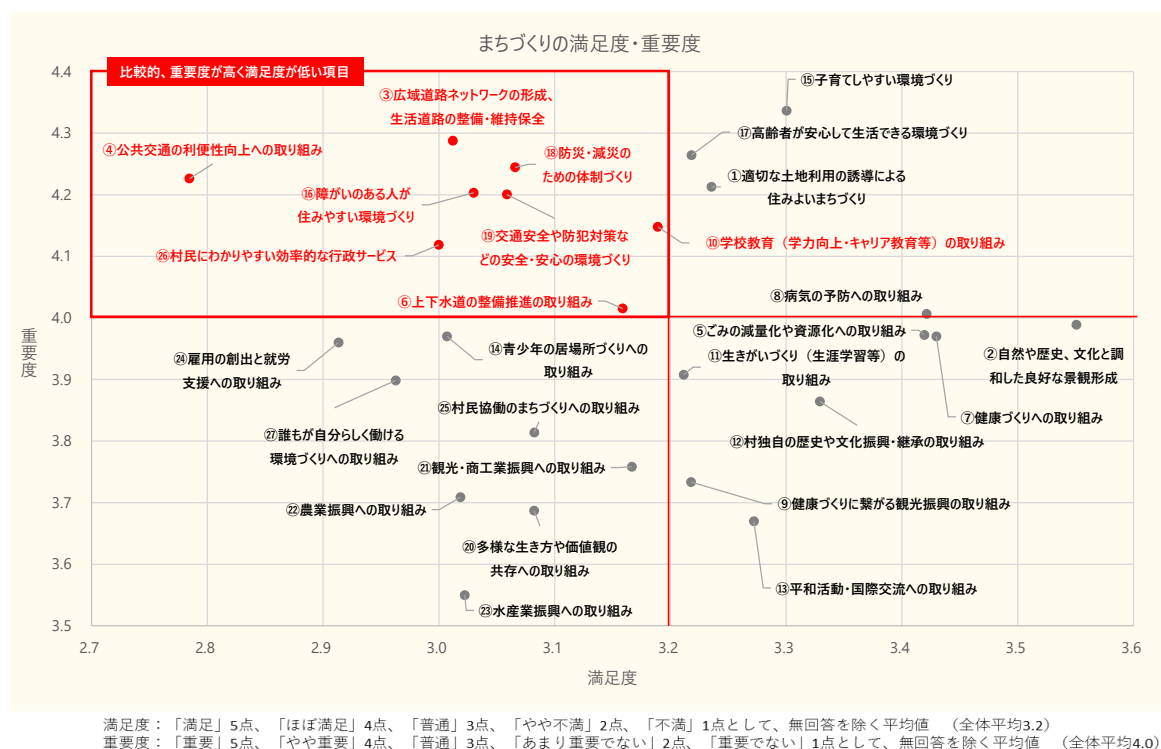
資料：国勢調査

4. まちづくりに関する村民意向

【まちづくりへの満足度・重要度】

満足度が低く、重要度が高い項目としては、公共交通の利便性向上、広域道路ネットワークの形成・生活道路の整備・維持保全、防災・減災、交通安全・防犯、学校教育、上下水道などが挙げられています。

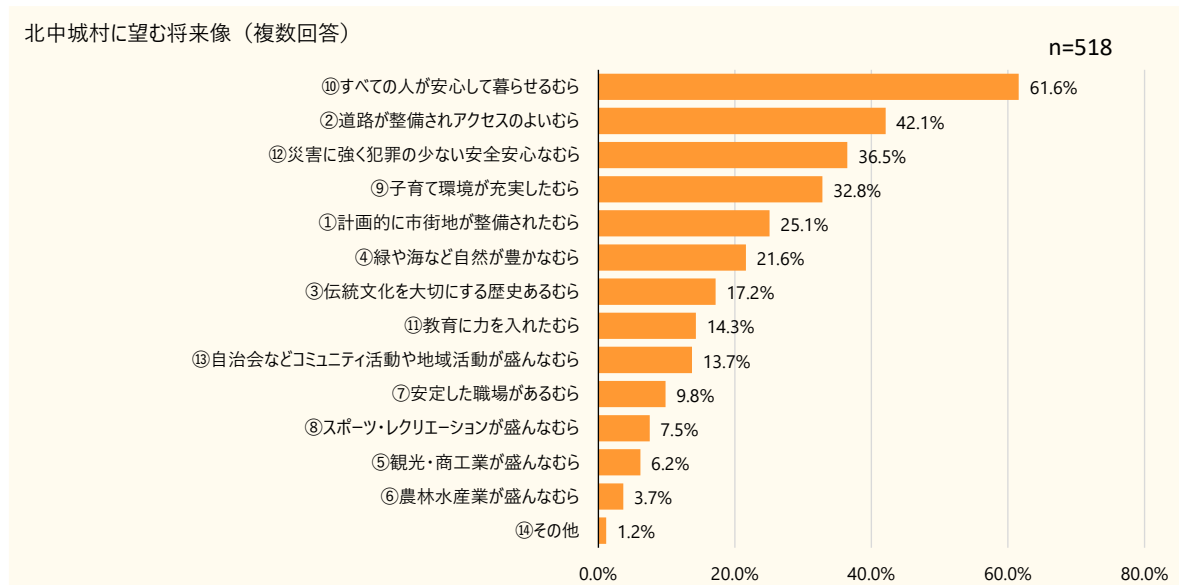
満足度が高く、重要度が高い項目としては、子育て環境、高齢者が安心して生活できる環境、適切な土地利用の誘導による住みよいまちづくりなどが挙げられています。



【まちづくりの将来像】

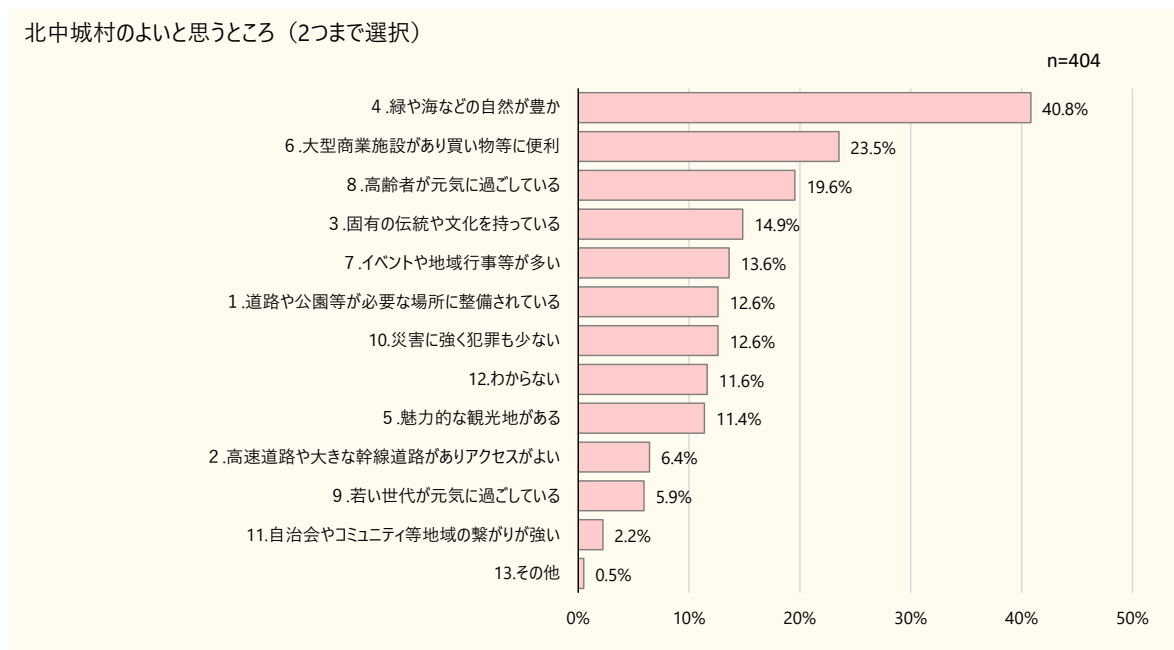
「すべての人が安心して暮らせるむら」が最も多く（61.6%）、次いで「道路が整備されアクセスのよいむら」（42.1%）、「災害に強く犯罪の少ない安全安心なむら」（36.5%）となります。

北中城村に望む将来像（複数回答）



【中学生が考える北中城村の良いところ】

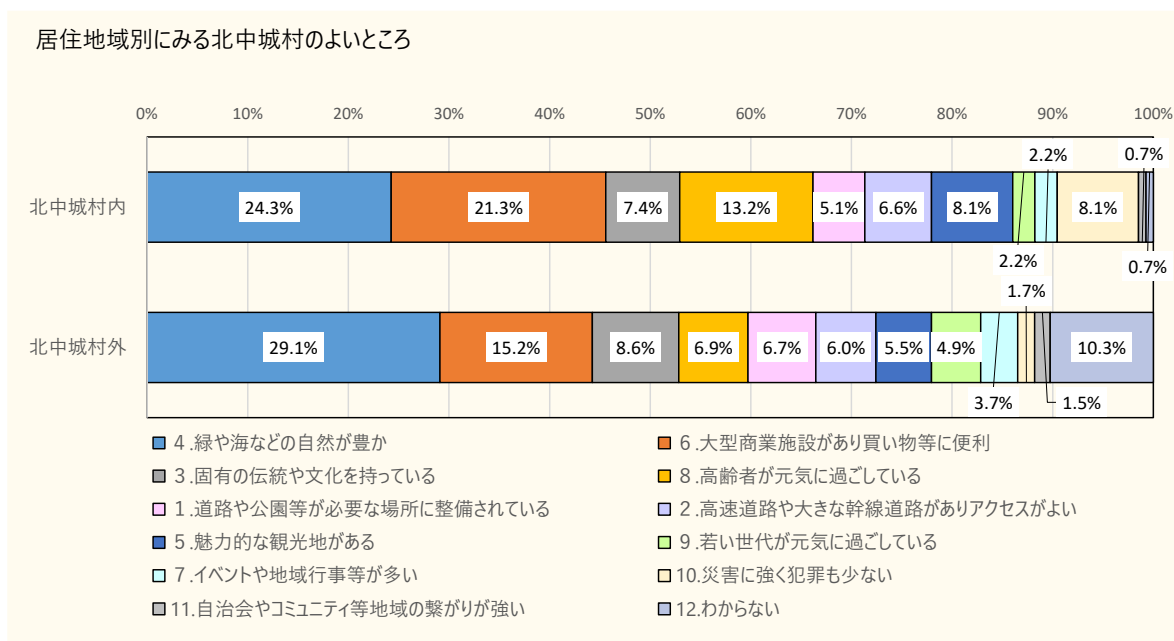
村立北中城中学校に通う中学生（1～3年生）が考える村の良いところとして、「緑や海などの自然が豊か」（40.8%）、「大型商業施設があり買い物等に便利」（23.5%）、「高齢者が元気に過ごしている」（19.6%）などが挙げられました。



【高校生が考える北中城村の良いところ】

沖縄県立北中城高等学校に通う高校生（1年生～3年生）が考える村の良いところとして、村内在住者は、「緑や海などの自然が豊か」（24.3%）、「大型商業施設があり買い物等に便利」（21.3%）、「高齢者が元気に過ごしている」（13.2%）などが挙げられました。

村外在住者は、良いところの上位2位は村内在住者と概ね同様ですが、「緑や海などの自然が豊か」を評価している割合が村内在住者より多くなっています。



第3章

北中城村のまちづくりを取り巻く潮流

国内外の社会・経済情勢は、多様な分野・場面で大きく変化しています。このような情勢は、大きなうねりとして将来の本村の環境や村民生活に影響を与えます。以下では、本村の将来を展望するにあたり、現代の潮流を以下の7つの視点でとりまとめました。

1. 人口減少・超高齢社会※¹への突入

我が国では、出生率の低下と高齢化が進んでおり、人口減・超高齢化が引き起こす経済の縮小や社会保障費の増大などが懸念されています。

本村においては、人口は増加基調ですが、少子高齢化の傾向にあり、特に高齢者の割合は県全体の割合と比較して高い水準にあり、今後は高い伸び率で推移すると予想されることから、長期的にみると、労働力人口の減少や福祉ニーズの増加等、社会の様々な分野への影響が懸念されます。

このことから、若い世代が安心して子育てができ、こどもから高齢者までが生きがいをもって元気に暮らしている魅力的なまちづくりの実現が重要です。

2. 災害など社会リスクの高まり

近年、日本各地で地震や台風や集中豪雨などが多発化、甚大化していることを踏まえ、我が国では「安全・安心」に対する関心が高まってきています。本村では地形的な特徴から土砂災害や津波のリスクが高い地域があることも起因し、自然災害対策への意識が強くなっています。

さらに、住民の視点からとらえられる「安全・安心」は自然災害対策から、防犯、食の安全、感染症対策、インフラの適正な維持管理など多岐にわたるものであり、行政と地域の協働により、ハード、ソフト両面での取組を進め、安全・安心なまちづくりの実現が重要です。

3. 2050年脱炭素社会※²への取組

近年、地球環境を取り巻く状況がますます深刻化するなか、平成27年（2015年）に「SDGs（持続可能な開発目標）※³」が国連によって示され、国内においても、温暖化ガスの排出を令和32年（2050年）までに「実質ゼロ」とする「2050カーボンニュートラル※⁴宣言」が示されました。これらの社会の実現に向けては、村や村民一人ひとりのレベルで、緑を増やすことやゴミの量を減らす工夫やリサイクル、省エネルギーに向けた対策等、身近な地域や生活の中でできる多様な取組が重要です。

※1 超高齢社会、※2 脱炭素社会、※3 SDGs（持続可能な開発目標）、※4 カーボンニュートラル
上記の用語については、「第3章 北中城村のまちづくりを取り巻く潮流に関する用語集（14ページ）」に掲載

4. 著しい経済情勢の変化

沖縄県は令和4年（2022年）に本土復帰から50周年を迎え、本土との経済格差は縮小されてきました。しかしながら、島しょ性の不利な条件下における産業振興の困難性、これらの事情から派生する一人当たり県民所得の低さや子どもの相対的貧困などが問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症からの経済回復や、ロシアのウクライナ侵攻などにより、世界的に経済活動は激しく変化し、物価上昇や賃金上昇などの動向が見られます。

本村では、農福連携^{※5}など異なる産業を組み合わせた魅力ある産業振興や、地域の歴史・文化資源を活用した観光など、本村の活性化・発展を目指した産業振興に取り組んでおり、産業における生産性向上のほか、変化の激しい経済動向への対応、持続的な経済発展が重要です。

5. 多様な価値観を尊重する社会

人生100年時代を迎え、自らのライフスタイルに見合った働き方や暮らし方などを選択することが当たり前となりつつあります。

また、沖縄県は国内外から多くの観光客が訪れるほか、外国籍の住民も多く存在し、年齢、ジェンダー^{※6}、障がいの有無、宗教的な背景など、従来の価値観にとらわれず、その人の個性と生き方の多様性を認め合う素地があり、村民がお互いを認め合い尊重できるまちづくりが重要です。

6. 交流、協働、連携の重要性の再認識

今般のコロナ禍を経て、改めて地域の絆や、人と人とのつながりの重要性が再認識されました。

人・モノ・情報が様々な形でつながり、新たな価値を創造するためには、交通環境の充実により人々の往来を支えるほか、交流の場づくりや、情報技術を活用した交流促進などの取組が重要です。

また、本村では、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりや、住民の自主的な地域社会づくりへの参加と行政との協働等により、個性と誇りある地域づくりを展開してきました。これまで培ってきた協働の機運をさらに発展させ、村民と行政が一体となったまちづくりを進めることが重要です。

その他、効率的で効果的な行政サービスの提供に向けて、民間事業者の力を活かす PPP/PFI^{※7}の活用、官民連携の推進、隣接市町村や国、県との広域連携などの取組も重要です。

7. デジタルトランスフォーメーション(DX^{※8})

近年、AI^{※9}やIoT^{※10}などの情報技術が急速に発展しており、これらを様々な分野に取り入れる新たな社会「超スマート社会（Society5.0^{※11}）」の実現に向けて、取組が進められています。

自治体においても、限りある経営資源（人材・モノ・予算・情報）を有効に活用した行財政運営が求められており、情報技術を活用することで、業務の効率化や最適化とともに、住民の利便性の向上を図り、持続的な行政サービスの提供を図ることが重要です。

※5 農福連携、※6 ジェンダー、※7 PPP/PFI、※8 DX、※9 AI、※10 IoT、※11 Society5.0
上記の用語については、「第3章 北中城村のまちづくりを取り巻く潮流 用語集（14ページ）」に掲載

第3章 北中城村のまちづくりを取り巻く潮流 用語集

※1 超高齢社会: 高齢社会が進行し、65 歳以上の高齢者の割合が人口の 21%を超えた社会。なお「高齢化社会」は人口の 7%、「高齢社会」は人口の 14%を超えた社会を指す。

※2 **脱炭素社会**：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

※3 SDGs(持続可能な開発目標):誰一人として取り残さないを基本理念とし、17 のゴールと 169 のターゲットで構成された国際目標。

※4 **カーボンニュートラル**:温室効果ガスの排出量から森林等による吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。政府は令和 32 年(2050 年)の達成を目指している。

※5 農福連携：一般的には、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。本村では、『長寿の村』を活かした地域ブランドの創出等による生きがい・雇用の創出を目指している。

※6 ジェンダー: 男女の生き方、役割、特性などに関して、「こうあるべきだ」と社会のなかで共有されている考え方や価値観、また、それらと関連してつくりだされた社会制度等における性のあり方。

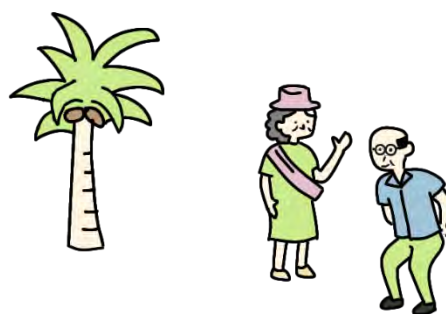
※7 PPP/PFI:PPP とは公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFI は PPP の手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理・運営に、民間の資金とノウハウを活用することで、効率的・効果的な公共サービスを提供するという考え方。

※8 DX:直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

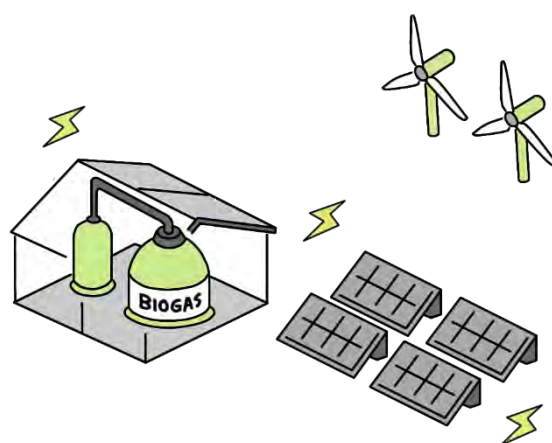
※9 AI: AI とは人工知能(Artificial Intelligence)の略称。コンピュータの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピュータが「学ぶ」ことができるようになった。

※10 IoT:IoT とは、様々なモノ(センサー機器、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など)が、インターネットを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

※11 **Society5.0**: AI や IoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れられた新たな未来社会のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会である。



(巻末にも掲載)



Ⅱ 基本構想

第1章

将来像

北中城村第五次総合計画・基本構想における将来像を以下の通りとします。

絆をつむぎ躍動する田園文化村

「絆をつむぎ」に込める期待

こどもから高齢者まですべての世代が絆をつむぐ、時代とともに希薄化した絆を再びつむぐ、村民、企業、行政などまちづくりに関係する様々な主体が絆をつむぐ、年齢、性別、障がいの有無、宗教や信条などお互いの違いを認め合い絆をつむぐ、などの期待を込めました。

また、本村では第一次総合計画（昭和 52 年策定）から第四次総合計画において「平和」を将来像に盛り込んできました。人口 2 万人に満たない一地方自治体として、平和の構築に向けて何が取り組めるかを模索し議論した結果、絆には、お互いを理解し、尊重しあうこと、そして村民ひとりひとりが戦争体験や平和への思いをつむぎ、共有することが平和で安らかに暮らせる社会の実現につながるとの期待を込めました。

「躍動する」に込める期待

すべての村民が、生き活きと自分らしく暮らせることへの期待を込めました。

また、本村の農水産業や観光業が、デジタル技術の活用等によりさらに発展を遂げることの期待を込めました。

さらに、近年市街地化が目覚ましいライカム地区においては、本島中南部の広域交流拠点としての役割を担うとともに、同地区を中心に村内において人・モノ・情報の往来が促進され、村民と観光客が交流できる村になることへの期待も込めました。

「田園文化村」に込める期待

本村は、緑に恵まれた風光明媚な自然や、世界遺産中城城跡をはじめとした、優れた伝統文化、歴史文化資源を有しています。特に緑地は、生物多様性の確保や都市防災機能など、多面的機能を有しており、都市化が進んでいる沖縄本島中南部において、近年重要性が高まっています。

また、本村は約 100 万人の人口を有する沖縄本島中南部に属し、居住、交通、飲食、医療などの機能が一定程度充足しております。

よって、自然環境や歴史文化などの魅力を発揮し、安全・安心で暮らしやすく、都市の利便性と自然の豊かさを享受できる村となることの期待を込めました。

第2章

まちづくりの目標と大綱

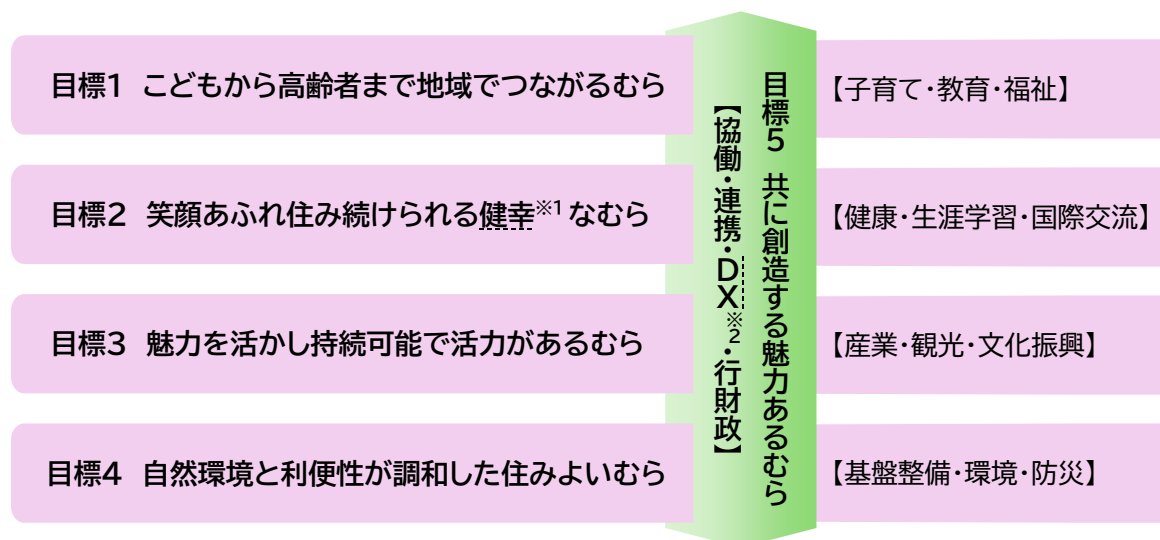
将来像“絆をつむぎ躍動する田園文化村”の実現に向けて、以下の通り、まちづくりの5つの目標を定めました。

5つの目標のうち、4つは、複数のまとまりのある分野別の目標として定め、残りの1つについては、すべてのまちづくりに通底する目標として、4つの分野別目標と横断的・総合的に取組を進めるために定めます。

5つの目標

目標		分野
分野別	目標1 こどもから高齢者まで地域でつながるむら	子育て・教育・福祉
〃	目標2 笑顔あふれ住み続けられる健康※1 なむら	健康・生涯学習・国際交流
〃	目標3 魅力を活かし持続可能で活力があるむら	産業・観光・文化振興
〃	目標4 自然環境と利便性が調和した住みよいむら	基盤整備・環境・防災
共通・横断	目標5 共に創造する魅力あるむら	協働・連携・DX※2・行財政

5つの目標の関係性イメージ



※1 健康：身体の健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態のこと。

※2 DX：直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

【子育て・教育・福祉分野】

目標1. こどもから高齢者まで地域でつながるむら

少子・超高齢社会^{※1}の到来した現代においては、こどもたちが健やかに生まれ育ち、高齢者や障がい者を含めたすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる環境整備が重要です。

また、人と人との関わり合いの重要性を再確認し、地域のつながりと支え合いを基軸に、お互いを尊重し合うとともに、多様性を認め、共生できる環境整備が必要です。

よって、児童福祉・子育て支援の充実や、学校教育の充実と地域との連携、健全な青少年育成の推進、高齢者・障がい者福祉の充実、人にやさしい環境づくりなどを進めます。

1-1 児童福祉・子育て支援の充実

子どもの貧困解消に取り組むとともに、多様化する保育、幼児教育ニーズに対応する子育てサービスの充実、居場所づくりや誰もが安心して子育てができる環境づくりを進めます。

1-2 学校教育の充実と地域との連携

学力向上の推進はもとより、キャリア教育^{※2}や ICT^{※3}教育、人権・道徳教育など、人間性豊かな児童・生徒の育成を進めます。また、適切な学校施設整備と教職員の労働環境の改善を進めるほか、地域が学校運営に参画することで地域とともにある学校づくりを進めます。

1-3 健全な青少年育成の推進

子ども会や青年会活動の継続支援、児童生徒の居場所づくり、見守りによる健全な育成環境の形成など、地域の連携による健全な青少年育成を進めるとともに、困難を抱える青少年に対しては、適切な支援につながる仕組みづくりを進めます。

1-4 高齢者福祉の充実

高齢者が尊厳を保ち、生涯にわたって住み慣れた地域で生活することができるよう、地域包括ケアシステム^{※4}の深化・推進を図るほか、医療、介護、生活支援などのサービス充実や地域で支え合う体制づくりを進めます。

1-5 障がい者(児)福祉の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活移行支援や介護支援、就労支援、居住支援等の充実に取り組みます。また、障がい児の地域社会への参画や学習環境等の確保に向けて、障がい児および家族に対する支援の充実を進めます。

1-6 人にやさしい環境づくり

心のバリアフリーやユニバーサルデザイン^{※5}の普及啓発、社会的弱者への支援、ジェンダー^{※6}平等や性の多様性の確保に向けた支援、社会福祉に関わる人材の確保など、人にやさしい環境づくりを進めます。

※1 **超高齢社会**：高齢社会が進行し、65歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えた社会。なお「高齢化社会」は人口の7%、「高齢社会」は人口の14%を超えた社会を指す。

※2 **キャリア教育**：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

【健康・生涯学習・国際交流分野】

目標2. 笑顔あふれ住み続けられる健康※⁷なむら

人生 100 年時代を迎えた現代において、村民ひとりひとりの健康寿命の延伸と、すべての村民が、生きがいを持ち、健康で文化的な暮らしを送ることができる社会の形成が重要です。

本村は、元気な高齢者が地域づくりに活躍し、健康長寿のむらとして認知されていましたが、近年働き盛り世代を中心として健康状態が危ぶまれる状況が見受けられます。

よって、地域保健の充実と健康増進、社会保障の持続的運営に向けた取組、生涯学習の推進と生きがいづくり、国際交流の推進や平和の継承などを進めます。

2-1 地域保健の充実と健康増進

村民が、心身の健康を維持し、住み慣れた地域で働き、暮らせるよう、乳幼児や妊産婦など次世代の健康づくりや、働き盛り世代、高齢者など、各世代に対応した健康づくりを推進するほか、手軽に健康保持増進が行えるような市街地環境の充実、感染症の発生予防やまん延防止対策の充実を進めます。

2-2 社会保障の持続的運営に向けた取組

保健事業を通じた村民の健康維持や、「健康で元気に暮らせること自体が社会貢献」であることの普及啓発、医療費の適正化や社会保障費の抑制に向けた取組を進めるほか、高齢者の社会参画と就労機会の充実を進めます。

2-3 生涯学習の推進と生きがいづくり

地域や関係機関との連携のもと、生涯学習活動を支える環境づくりや、生涯学習拠点、施設の充実を図るとともに、学んだ成果が地域に還元される「知の循環」の取組や、生涯スポーツの推進に向けた取組を進めます。

2-4 国際交流の推進と平和の継承

村内中高生や海外の本村出身関係者等の国際交流などにより、新たな時代を切り拓く広い視野を持った人材を育むための多様な交流を進めます。また、戦後 80 年以上が経過し、戦争を知らない世代が大半を占める中で、戦争体験や米軍統治下時代の実相の次世代への継承や、誰もが平和で安らかに暮らせる社会の実現に向けた活動への支援を進めます。

※3 ICT：ICTとは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、PC やスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術のことを指す。

※4 地域包括ケアシステム：要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。

※5 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

※6 ジェンダー：男女の生き方、役割、特性などに関して、「こうあるべきだ」と社会のなかで共有されている考え方や価値観、また、それらと関連してつくりだされた社会制度等における性のあり方。

※7 健康：身体の健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態のこと。

【産業・観光・文化振興分野】

目標3. 魅力を活かし持続可能で活力があるむら

地域の産業振興は、人々の定住や経済の成長を促し、地域の魅力を高め、地域全体を活性化する基盤として重要なものです。

本村は、海岸低地や台地、丘陵地など起伏に富んだ自然環境と農地、豊かな海を有しているほか、世界遺産中城城跡など歴史文化資源も数多く有しています。また、近年はライカム地区における広域交流拠点の形成も進み、県内外、国外問わず多くの来訪者が訪れています。

よって、観光・商工業の振興、農業の振興、水産業の振興のほか、地域文化の振興と継承、雇用の創出と就業支援などを進めます。

3-1 観光・商工業の振興

世界遺産中城城跡などの歴史文化資源、特色ある飲食店、豊かな自然、長寿の村としてのウェルネス^{※1} ブランドなどの地域資源を活用し、高付加価値な観光まちづくりや地域ブランディングを推進します。また、広域観光や受入体制整備などに取り組むとともに、観光行動が地域の歴史文化資源、自然資源などに及ぼす影響も注視し、持続可能な観光地づくりについて取組を進めます。

3-2 農業の振興

戦略品目^{※2}の普及や新たな品目の確立に取り組むとともに、有機的微生物群の活用など地域ブランドを活かし、戦略的農業を進めます。また、農業と健康・福祉の連携拠点形成を推進するほか、農地の保全や集約、高度利用、新規就農者の支援を図り、生産性の向上と持続可能な農業の確立を進めます。

3-3 水産業の振興

アーサ（ヒトエグサ）の安定供給や、本村の特色ある水産物のブランド化推進、体験ツアーなどを通して地場製品の消費拡大などの取組を進めます。また、新規漁業者の参入促進や、地域漁業者とのネットワーク構築により持続的な水産業の確立を進めます。

3-4 地域文化の振興と継承

隣接市町村との広域的な連携により、中城城跡を核とした周辺の一體的な整備・活用を図るとともに、村内に点在する歴史文化資源の保存・継承に取り組めます。また、本村の歩みを記録する村史編纂や、郷土の歴史学習の促進、文化・芸術活動を育むことで、住民が地域への愛着や誇りを醸成するまちづくりを進めます。

3-5 雇用の創出と就業支援

今後返還が予定されている駐留軍用地の跡地利用において新規産業の創出に取り組めます。また、村内の中小企業の総合的な支援や、多様な働き方が可能な就労環境整備の促進等により、人材不足解消や、安定的な雇用環境確保と就業支援を進めます。

※1 **ウェルネス**：自分自身の心身の健康はもとより、幸せの実現に向けて積極的に取り組む状態のこと。

※2 **戦略品目**：農林水産物の市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値を高めることが期待できる品目。本村の戦略品目は、アーサ（令和4年時点）。

【基盤整備・環境・防災分野】

目標4. 自然環境と利便性が調和した住みよいむら

人々が愛着をもち、暮らしつづけられるまちを形成するためには、自然環境との調和を図りつつ、利便性と快適性を備えた都市基盤が必要となります。

一方、地球規模での環境の悪化や、激甚化する自然災害への対応を図るためには、村民、事業者、行政が一体となって、安全・安心な地域社会や脱炭素社会^{※3}の実現に向けた取組を進めることが重要です。

本村には、中城城跡や御嶽などを抱く丘陵地を中心に多くの緑地が存在し、都市化が進む沖縄本島中南部における貴重な自然環境と位置づけられるほか、市街化が進行するライカム地区は、沖縄本島中南部の広域交流拠点として発展を遂げています。

よって、秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成、自然環境の保全・活用と景観形成、暮らしを支え交流を促進する交通環境の形成、脱炭素・環境共生社会の実現、上下水道の整備・環境衛生の推進、地域防災力の向上、安全・安心な住環境の確保などを進めます。

4-1 秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成

生活利便性の高いコンパクトなまちづくり^{※4}の実現に向けて、住民の理解を得ながら適正な土地利用誘導を行い、居住環境の維持改善、定住促進などに取り組みます。また、返還予定の駐留軍用地の跡地利用や、農業と健康・福祉の里づくり、ライカム地区における広域交流拠点の形成など、村の発展に資する土地利用を進めます。

4-2 自然環境の保全・活用と景観形成

丘陵地を中心に存在する緑地、農地等の自然環境の保全、活用を図るとともに、市街地や集落、沿道における緑化や、公園など村民の憩いの場の確保と適正な維持管理、良好な景観形成を進めます。

4-3 暮らしを支え、交流を促進する交通環境の形成

こどもから高齢者、障がいの有無や国籍を問わず誰もが移動しやすい公共交通環境の整備や、多様な移動手段を確保する取組を進めます。また、国や県が実施する広域道路網の整備促進を図るとともに、村道の適正な維持管理、安全・安心な歩行空間の形成、交通渋滞対策に努めます。

4-4 脱炭素・環境共生社会の実現

廃棄物の減量化や再利用の促進、廃棄物処理施設の広域整備のほか、自然エネルギー活用、環境に対する普及啓発などにより、脱炭素島しょ社会の実現や、地球環境にやさしい社会づくりを進めます。

4-5 上下水道の整備・環境衛生の推進

上水道については、良質な水の安定供給に努めます。汚水処理については、下水道や合併処理浄化槽などの整備を進めます。また、環境衛生、動物愛護の取組や、墓地の適正な規制誘導、増大が予想される葬送需要に対応する施設整備により、衛生的で安心して暮らせる生活環境づくりを進めます。

※3 脱炭素社会：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

※4 コンパクトなまちづくり：人口減少・高齢化が進む現代において、出来る限り生活機能の集約化を進めるとともに、公共交通などの利便性を高め、すべての人が安心して暮らせるようまちづくりを進めること。

4-6 地域防災力の向上

災害に強い市街地形成に向けて、災害リスクのある箇所での土地利用規制や、避難場所、避難経路、災害時の多様な情報伝達手段など災害に強い環境整備を進めます。また、災害発生時の迅速な避難やその後の円滑な復旧・復興に対応できるよう、地域防災力の向上を図るとともに、消防、救急体制の拡充を進めます。

4-7 安全・安心な住環境の確保

交通安全や防犯、再犯防止対策など、安全・安心に生活できる住環境の形成を進めます。



【協働・連携・DX※・行財政分野】

目標5:共に創造する魅力あるむら

地域の魅力を創り、活気あふれるまちづくりを進める上で「村民との共創」は必要不可欠であり、村民の声を十分に把握し、村政に適切に反映することが重要です。

また、多様化、複雑化するニーズに対し行政のみで対応することには限界があり、村民、事業者等と行政がそれぞれの役割と責任のもとでより良いまちづくりを進めるとともに、まちづくりに関わる人材の確保、企業との連携、国、県、関係市町村との広域連携や、進歩を遂げる情報技術を活用した、効率的で効果的なまちづくりも重要です。

よって、村民と協働のまちづくりや官民連携、広域連携、自治体 DX※の推進、産業 DX※の促進、効率的で効果的な行財政運営、社会情勢の変化に対応できる人材の育成などを進めます。

5-1 村民と協働のまちづくりの推進

地域住民が自主的なまちづくり活動を行えるよう、まちづくり関連情報の提供を拡充するとともに、村民主体の地域活動への支援を充実させます。また、村民がまちづくりへの理解を深めるとともに、村民が行政・地域情報を共有できるようなまちづくりを進めます。

5-2 官民連携、広域連携の推進

官民連携により、民間のノウハウを活用し行政サービスの向上を進めます。広域的な課題に対しては、近隣市町村や国・県との広域連携を進めます。

5-3 自治体 DX※の推進、産業 DX※の促進

行政の保有する情報のオープンデータ化、行政手続の見直しやオンライン化、業務の自動化などにより、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を進めます。また、デジタル人材の育成支援や、農水産業や観光業などにおけるデジタル技術活用の支援により、業務効率化や生産性向上、働き方改革、新たなビジネスの創出などを進めます。

5-4 効率的、効果的な行財政運営

限られた財源や人材で、多様化、複雑化するニーズに的確に対応するため、行政組織の適正化、事務事業の合理化、公共施設等の総量縮減や集約化、財政の健全化等、施策や事業の定期的な見直し・改善することで、効率的で効果的な行財政運営を進めます。

5-5 社会情勢の変化に対応できる人材の育成

社会情勢が急速に変化していく中、質の高い行政サービスを提供するために、計画的な人材の確保や育成、柔軟な組織体制の見直し、働きやすい職場環境の形成など、職員と組織の質の向上に向けた取組を進めます。

※ DX：直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

第3章

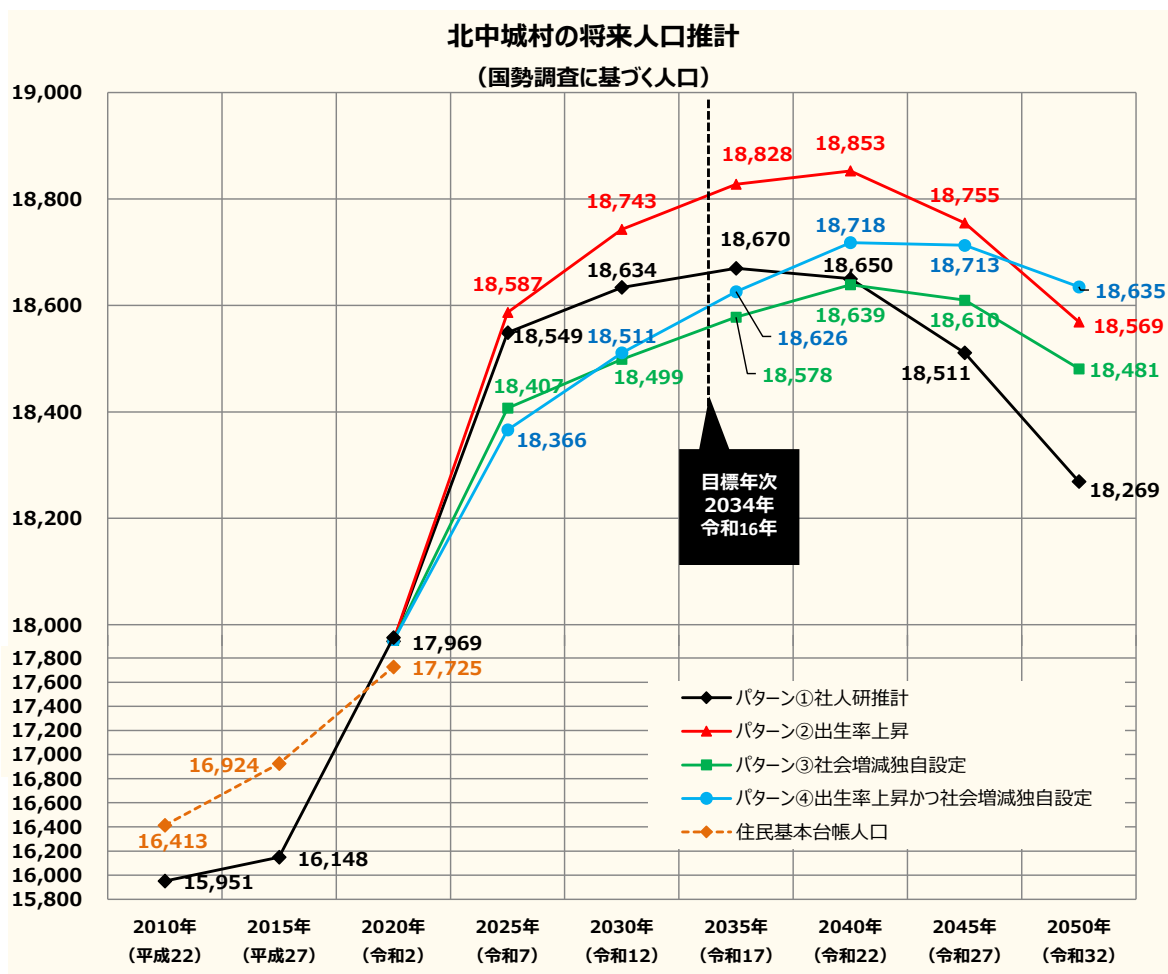
将来人口の目標 (北中城村人口ビジョン)

本計画の目標年次である令和16年度（2034年度）時点における、将来人口の目標について、以下の通り設定します。

1. 人口の将来展望

推計パターン	設定	基準人口
パターン①社人研推計	社会保障人口問題研究所推計（令和5年推計）	令和2年 国勢調査人口
パターン②出生率上昇	パターン①を基調とし、出生率が2030年までに1.88（注）まで改善する場合	〃
パターン③社会増減独自設定	パターン①を基調とし、2020年以降、若年層および子育て世代（20-44歳）増減なしで推移する場合	〃
パターン④出生率上昇 +社会増減独自設定	パターン①を基調とし、出生率が2030年までに1.88（注）まで改善し、2020年以降、若年層および子育て世代（20-44歳）増減なしで推移する場合	〃
【参考】住民基本台帳人口	（平成22年、平成27年、令和2年の各年9月末日実績値）	

（注）沖縄県ゆがふしまづくり計画（令和6年1月）の人口の将来展望において採用された合計特殊出生率1.88と整合を図る。

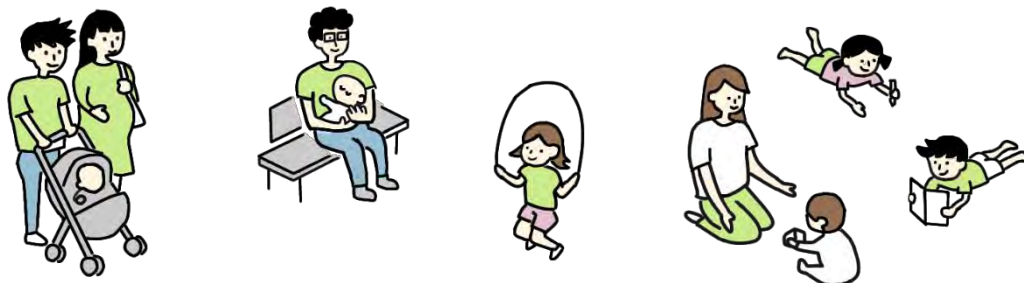


2. 人口の目標

人口の将来展望をもとに、人口推計は次のように評価されます。

- (1) 出生率改善については、目標年次（2034（令和 16）年）には 18,700 人から 18,800 人程度となり、最も人口増加に寄与すると見込まれます。
- (2) 若年層および子育て世代の流出抑制については、目標年次（2034（令和 16）年）には 18,500 人から 18,600 人となり、緩やかですが人口増加に寄与すると見込まれ、かつ人口のピーク後の減少も緩やかになると見込まれます。
- (3) 2015 年（平成 27 年）には、住民基本台帳人口が国勢調査人口を 750 人程度上回っていましたが、2020 年（令和 2 年）には、国勢調査人口が住民基本台帳人口を 200 人程度上回る傾向に転じています。

以上より、安定的な人口増に向けた結婚・出産・子育てに対する支援や、若年層の雇用の創出などを基本方向としつつ、上記推計値が令和 2 年国勢調査人口を基準として算出されたものであることと、同年時点における国勢調査人口が住民基本台帳人口を 200 人程度上回っていることを勘案し、令和 16 年度（2034 年度）における人口の目標を **18,500 人（※住民基本台帳人口）**とします。



第4章

土地利用構想

本村は、那覇広域都市圏と中部広域都市圏の影響下にある一方で、中城湾に面し台地と海岸低地に分布する住宅地は、緑豊かで良好な住環境が形成され、変化に富んだ地形や御嶽がある緑地等を大切に、大幅な土地利用の改変を避け、都市郊外の田園地域として、ゆるやかな成長を維持してきました。

法的な規制の状況をみると市街化調整区域及び農用地区域により適正な土地利用の誘導がなされておりますが、子育て世代を中心とした人口増加基調にあるなかで、定住促進や産業振興における地域活性化へつなげることが難しい状況にあります。

ここでは、上記の状況を踏まえ、保全と開発の両立を図りながら、コンパクトなまちづくり^{※1}や、産業振興及び良好な居住環境づくりに資する村土の土地利用構想を示します。

1. 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、丘陵地を中心に残っている緑地、港湾、海岸部をさし、水源涵養や土砂災害の防止、防風等の多様な機能を有するグリーンインフラ^{※2}であるとともに、北中城村の特徴ある景観を形成する骨格となる地域です。中城城跡や御嶽など歴史文化資源を包含し、村民の生活と密接な関わりを有することから、適正な保全・管理を図ります。また、土砂災害や津波浸水などの危険性がある箇所を有していることから、危険性が低い地域における居住を誘導する土地利用計画を策定するほか、新規開発などにおいては、無秩序な開発を抑制し、防災の観点も含めた総合的見地にたった調整指導を行います。

世界遺産である中城城跡周辺については、中城城跡を核とし、広域的な利用を促し県営中城公園整備と並行しながら新しい交流と歴史と文化のシンボル拠点をめざします。

2. 市街地形成地域

市街地形成地域は、都市計画法に基づく市街化区域内の宅地化が進行している地域で、適正な規制誘導と秩序ある土地利用により、良好でゆとりある住環境の形成を図ります。

また、「持続可能」の観点から、市街地における定住促進と利便性のさらなる向上を図るとともに、ライカム地区については、村内だけでなく広域的な利用を想定した、交流、医療福祉、防災、スポーツなどの拠点の形成をめざします。

3. 既存集落地域

既存集落地域は、都市計画法に基づく市街化調整区域内の集落で、周辺の自然環境や歴史文化資源との調和した地域として、居住環境の維持・改善を図ります。

また、地域に残る歴史文化資源の保全・活用を図りながら、特色のある地域づくりと落ち着いた住環境の形成をめざします。

※1 コンパクトなまちづくり：人口減少・高齢化が進む現代において、出来る限り生活機能の集約化を進めるとともに、公共交通などの利便性を高め、すべての人が安心して暮らせるようまちづくりを進めること。

※2 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息地、景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能な国土づくりや地域づくりを進めるもの。

4. 農地保全地域

農地保全地域は、農業振興地域内農用地区域^{※3}を指し、農地の保全と集約化、高度利用等により生産性を高めるとともに、多様な交流・体験の場としての多面的な活用をめざします。

5. 沿道活用地域

沿道活用地域は、本村における広域幹線道路となる国道 329 号、国道 330 号及び県道宜野湾北中城線（県道 81 号線）を指し、国道 329 号、国道 330 号については、立地特性を活かし、商業・業務のサービス施設の立地など、日常生活の利便性向上に資する土地利用をめざします。

また、国道 329 号、国道 330 号と連結する重要な幹線道路である県道宜野湾北中城線（県道 81 号線）については、道路拡張整備と合わせた沿道活用を検討します。

6. スポーツ・レクリエーション地域

スポーツ・レクリエーション地域は、沖縄こどもの国周辺（拡張計画地含む）、沖縄県総合運動公園周辺、しおさい公苑及びライカム地区の一部のエリアを指し、本村のスポーツ・レクリエーション等の核として、村民の憩いの場、生涯学習活動の場としての機能維持・向上を推進します。

7. 活用検討地域

活用検討地域は、村の発展に資するよう新たな土地利用を検討する地域で、東海岸一帯や荻道・大城地区、サウスプラザ地区、返還予定地のキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区・喜舎場住宅地区の一部を指します。

東海岸一帯と荻道・大城地区については、本村の発展や地域の魅力向上、利便性向上に資する土地利用をめざします。

また、既に返還されているサウスプラザ地区や返還予定のキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区、喜舎場住宅地区の一部については、円滑な土地利用が行えるよう跡地利用計画の策定をすすめます。

8. 駐留軍用地地域

返還時期が未定の駐留軍用地については、国・県・地主会との連携を強化し、駐留軍用地の整理縮小及び返還の実現に向けた取組を継続するとともに、周辺の土地利用を踏まえて跡地の有効な利活用を検討します。

※3 **農業振興地域内農用地区域**：農業を推進することが必要と定められた農業振興地域の中で、集团的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。



Ⅲ 重点プロジェクト

(北中城村デジタル田園都市構想総合戦略)

第1章

重点プロジェクトの 基本的な考え方

1. 重点プロジェクトの目的

第Ⅱ部基本構想で示した本村の将来像である「絆をつむぎ躍動する田園文化村」を実現するためには、まちづくりの諸施策を効率的、効果的に実施することが重要となります。

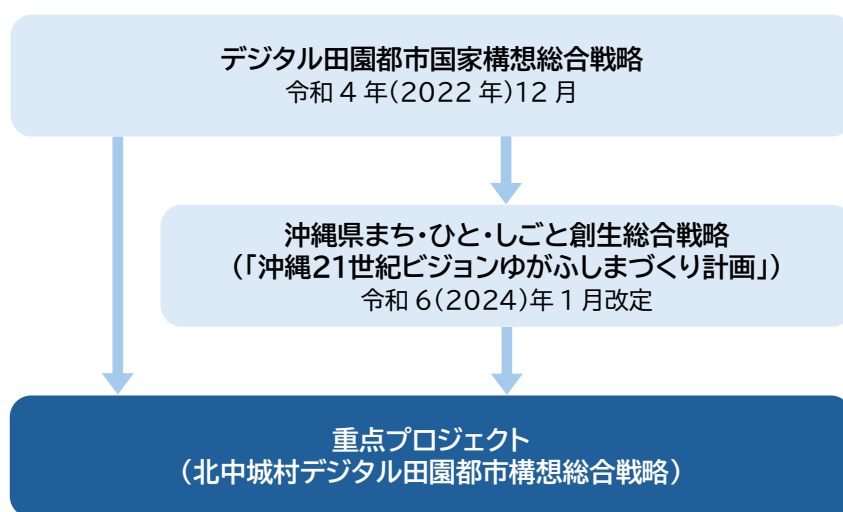
重点プロジェクトは、後述の第Ⅳ部前期基本計画の施策のうち、地方創生やデジタルトランスフォーメーション（DX^{※1}）の観点から重要となる施策を、まとまりのある分野として定めることで、前期基本計画を先導する役割を担います。

2. 北中城村デジタル田園都市構想総合戦略としての位置づけ

重点プロジェクトは、まち・ひと・しごと創生法（以下、法）第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとします。

近年の「まち・ひと・しごと総合戦略」に関する動向として、令和4年（2022年）12月に、国は「まち・ひと・しごと総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を定めました。そのなかでは、地域は、地域の事情に応じてあらゆる分野でデジタル技術を有効に活用できるよう取組を進めていくことが求められています。

よって、重点プロジェクトは、この「デジタル田園都市国家構想総合戦略」および「沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略（「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画」）」を勘案して定め、「北中城村デジタル田園都市構想総合戦略」と称します。



※1 DX

上記の用語については、「Ⅲ 重点プロジェクト用語集（42ページ）」に掲載

3. 重点プロジェクトの構成

重点プロジェクトは「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものであることから、法第 10 条第 2 項に基づき、以下の通り必要事項を定めた構成とします。

重点プロジェクトの構成と内容		必要事項に関する位置づけ 法 …まち・ひと・しごと創生法 手引き…地方版総合戦略の策定・効果検証の手引き (令和 5 年12月版)/内閣官房
第1章	重点プロジェクトの基本的な考え方	—
第2章	地域ビジョン(目指すべき理想像)	● 記載は任意。ただし、手引きには「地域ビジョンの記載に努めること」との位置づけあり。
第3章	重点目標および数値目標(KGI)	● 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標を定める(法 10 条第 2 項第 1 号) ● 数値目標(KGI)の記載は任意。ただし、手引きには「目標の達成度合いを検証し、住民等へ対外的に説明するために数値目標を設定することが重要」との位置づけあり。
第4章	基本的方向	● 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向を定める(法 10 条第 2 項第 2 号)
	重点プロジェクト(およびKPI)	● 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定める(法 10 条第 2 項第 3 号) ● KPI設定は任意。但し、手引きには「施策の効果を客観的に検証し、対外的に説明するとともに、PDCAサイクルに基づく効果的な取組の推進に向けてKPIを設定することが重要」との位置づけあり。

4. 国・県における総合戦略の施策の方向性

国の総合戦略
の方向性

デジタル田園都市国家構想総合戦略
令和4（2022）年12月策定

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」が成立している「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することを目指しています。①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、の4つに重点をおきつつ、分野横断的な支援を通じて地方の取組を推進します。

4つの重点政策分野	① 地方に仕事をつくる	・ <u>スタートアップ</u>※2・<u>エコシステム</u>※3の確立 ・ 中小・中堅企業 <u>DX</u>※1 ・ 地域の良質な雇用の創出等 ・ スマート農林水産業・食品産業 ・ 観光 <u>DX</u>※1 ・ 地方大学を核としたイノベーション※4創出 ・ 地方と海外を含めた他地域とのつながりの強化
	② 人の流れをつくる	・ 地方への移住・定住の推進 ・ 転職なき移住の推進など地方への人材の還流 ・ 関係人口※5の創出・拡大等、<u>二地域居住</u>※6等の推進 ・ 地方大学・高校の魅力向上 ・ 女性や若者に選ばれる地域づくり
	③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	・ デジタル技術の活用等による少子化対策の総合的な推進 ・ 結婚・出産・子育てへの支援 ・ 仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり ・ こども政策における <u>DX</u>※1等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組推進
	④ 魅力的な地域をつくる	・ デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成 ・ 教育 <u>DX</u>※1 ・ 医療・介護分野での <u>DX</u>※1 ・ 地域交通・物流・インフラ <u>DX</u>※1 ・ 多様な暮らしを支える人間中心のコンパクトで緑豊かなまちづくり ・ 地域資源を活かした個性あふれる地域づくり ・ 防災・減災、国土強靱化の強化等による安全・安心な地域づくり ・ 地域コミュニティ機能の維持・強化

※1 DX、※2 スタートアップ、※3 エコシステム、※4 イノベーション、※5 交流人口・関係人口、※6 二地域居住、
※7 UJIターン
上記の用語については、「Ⅲ 重点プロジェクト用語集（42ページ）」に掲載

沖縄県では、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、「基本施策 1：結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組」、「基本施策 2：人の流れとしごとをつくる取組」、「基本施策 3：魅力的な地域をつくる取組」、「基本施策 4：離島・過疎地域の潜在力を引き出す取組」、「横断的な施策：持続可能な地方創生を推進する取組」を展開しています。

基本 施策	基本施策1 結婚・出産・子育ての希望を かなえる取組	(1)結婚・出産の支援の充実 (2)誰もが安心して子育てができる環境づくり (3)仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり (4)子どもの貧困解消に向けた総合的な支援の推進
	基本施策2 人の流れとしごとをつくる取組	(1)誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進 (2)「稼ぐ力」の強化と地域産業の競争力強化 (3)UJI ターン※7 の環境整備 (4)交流人口※5 の拡大 (5)関係人口※5 の創出・拡大 (6)新しい人の流れを支えるまちづくり
	基本施策3 魅力的な地域をつくる取組	(1)健康長寿おきなわの推進 (2)DX※1 等による質の高い教育の推進 (3)沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を生かしたまちづくり (4)人と環境に優しく、安全・安心なまちづくり
	基本施策4 離島・過疎地域の潜在力を 引き出す取組	(1)安全・安心の確保と魅力ある生活環境の充実 (2)地域の資源・魅力を生かした産業振興 (3)交流の活性化と関係人口※5 の創出
	横断的な施策 持続可能な地方創生を 推進する取組	(1)人材を育て、活躍を支援する取組 (2)企業版ふるさと納税等の活用 (3)新しい時代の流れに対応した取組

第2章

地域ビジョン (目指すべき理想像)

北中城村デジタル田園都市構想総合戦略は、第Ⅱ部基本構想の将来像である「絆をつむぎ躍動する田園文化村」の実現に向けて一体となって取組を進めるものであることから、地域ビジョン（目指すべき理想像）においても、「絆をつむぎ躍動する田園文化村」を掲げるものとします。

【地域ビジョン(目指すべき理想像)】

絆をつむぎ躍動する田園文化村



第3章

重点目標

国および沖縄県の総合戦略の施策の整合や、村民アンケート、まちづくり懇話会など村民意向を踏まえ、本村の重点目標及びそれぞれの数値目標（KGI）を以下のとおり設定します。

重点目標1 誰もが安心して子育てできる環境をつくる

数値目標 KGI	指標	数値を計測する資料	基準値	目標値 (令和11年度)
	①年少人口比率 (0～14 歳)	住民基本台帳	16.5% (令和 6 年 10 月)	16.5%
	②子育て環境への 満足度	村民意向調査(注1)	29% (令和5年)	40%

重点目標2 本村の特性を活かした魅力ある仕事をつくる

数値目標 KGI	指標	数値を計測する資料	基準値	目標値 (令和11年度)
	①1人当たり 村民所得	市町村民経済計算 (沖縄県市町村民所得)	2,354 千円 (令和3年)	2,700 千円
	②観光・商工業振興 への満足度	村民意向調査(注1)	19% (令和5年)	25%

重点目標3 人の流れとつながりをつくる

数値目標 KGI	指標	数値を計測する資料	基準値	目標値 (令和11年度)
	①社会増 (5年間の延べ人数)	沖縄県人口移動 報告年報	573 人(注2) (R1-5 の5年間)	250人 (R7-11 年の5年間)
	②公共交通利便性 への不満度	村民意向調査(注1)	36% (令和5年)	30%

重点目標4 豊かな自然と利便性が調和した安全・安心で持続可能な地域をつくる

数値目標 KGI	指標	数値を計測する資料	基準値	目標値 (令和11年度)
	①総人口	住民基本台帳	17,960 人 (令和 6 年 10 月末)	18,250 人
	②村民の定住意向	村民意向調査(注1)	91.4% (令和5年)	91.4%

(注 1) 村民意向調査は、PDCA サイクル※8の一環として定期調査実施を予定する

(注 2) ライカム地区での人口増が影響している

※8 PDCA サイクル

上記の用語については、「III 重点プロジェクト用語集（42 ページ）」に掲載

第4章 重点プロジェクト

重点目標1 誰もが安心して子育てできる環境をつくる

基本的方向

子育て支援の充実のほか、教育や青少年育成の充実、安全で安心な子育て環境の確保などの取組を推進し、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。

重点プロジェクト		
(1) 子育て支援の充実	① 多様な保育・幼児教育ニーズ対応	こども家庭センター ^{※9} の設置や、公立保育所、公立幼稚園の認定こども園への移行、延長保育、病児・病後児保育 ^{※10} 、預かり保育などによる子育てサービスの充実に努め、多様な保育・幼児教育ニーズへの対応を図ります
	② 安心して子育てできる環境づくり	老朽化した児童館の建替え推進や放課後児童クラブの充実、医療費助成サービスの継続、保育施設における食物アレルギー対応への支援など安心して子育てできる環境づくりを進めます
	③ 次世代の健康づくりの推進	妊産婦健診、産後ケア、乳幼児健診、歯科健診などの実施により、次世代の健康づくりの推進を図ります
(2) 教育環境の充実	① ICT ^{※11} を活用した学力向上	ICT ^{※11} 機器を活用した授業の質の向上、オンライン教育を活用した取組、デジタル教科書の活用促進など GIGA スクール構想 ^{※12} の推進を図り、児童生徒の学力向上に取り組みます
	② 学校施設等の充実	学校給食共同調理場など老朽化した学校施設等の整備や、校務のデジタル化など教職員の労働環境等の改善を図り、教育環境の充実に取り組みます
	③ 地域との連携	学校運営協議会(コミュニティ・スクール) ^{※13} などと連携した社会に開かれた教育活動の推進やちむあぐみ塾 ^{※14} など地域人材を活用した取組など、地域との連携を図ります
	④ 交通安全・防犯対策	村内の事故危険箇所などの把握、交通安全施設の整備、児童生徒の通学を確保するスクールバス運行、防犯灯整備などにより、安全・安心な地域づくりに取り組みます
(3) 青少年育成や生涯学習の充実	① 次世代をけん引する人材育成	青少年が安心して活動できる居場所づくりの支援や子ども会によるジュニアリーダー ^{※15} 育成、多様な交流と体験の機会の提供により次世代をけん引する人材育成を図ります
	② 生涯学習の推進	ICT ^{※11} 活用による、いつでも、どこでも学習ができる環境整備やあやかりの杜利活用促進、新たな拠点整備検討のほか、社会教育団体育成や地域課題解決などに資する人材育成や人材バンク設置、スポーツ団体の競技力向上などにより、生涯学習の推進を図ります

	重要評価指標(KPI)	基準値	目標値(R11)
(1) 子育て支援の充実	認可保育施設待機児童数 放課後児童クラブ待機児童数 乳幼児健診受診率	8人 23人 93%	0人 0人 95%以上
(2) 教育環境の充実	1人1台端末を週5回活用する学校数 学校施設の改修件数 地域学校協働活動の実施件数	— 1件 12件	100% 5件(累計) 12件
(3) 青少年育成や生涯学習の充実	ジュニアリーダー ^{※15} 認定者数 あやかりの杜の来館者数	3人 75,730人	15人(累計) 85,000人

※9 こども家庭センター、※10 病児・病後児保育、※11 ICT、※12 GIGAスクール構想、※13 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、※14 ちむあぐみ塾、※15 ジュニアリーダー
上記の用語については、「Ⅲ 重点プロジェクト用語集(42ページ)」に掲載

重点目標2 本村の特性を活かした魅力ある仕事をつくる

基本的方向

本村の資源を活用した観光・商工業、農水産業の振興を進めるとともに、雇用創出、就業支援などを推進し、魅力ある仕事の創出を図ります。

重点プロジェクト		
(1) 観光・商工業振興	① 高付加価値観光とブランディング	健康 ^{※16} 長寿、歴史文化資源、豊かな自然などを活用した高付加価値な観光コンテンツ創出や、官民連携による特産品の販売拡大、SNS ^{※17} 等を活用したウェルネス ^{※18} ブランド発信など、高付加価値観光とブランディングを図ります
(2) 農水産業振興	① 戦略的農業、持続可能な農業の確立	戦略品目 ^{※19} の普及や新たな品目の普及に向けた取組、有用微生物群の活用等による低農薬農業の普及、農を活かした健康・福祉の里づくり事業、新規就農者支援、農地集積や有効活用、戦略農業、スマート農業 ^{※20} の普及に向けた検討など、持続可能な農業の確立を図ります
	② 水産業振興と持続的水産業の確立	アーサ(ヒトエグサ)の養殖場適正管理による安定的漁獲量確保、HACCP ^{※21} による衛生管理体制強化、老朽化が進む漁業関連施設等への整備補助、漁業体験ツアー等の観光資源化など、北中城村の特色ある水産物のブランド化と魅力発信と持続的水産業の確立を図ります
	③ スマート水産業 ^{※20} の導入促進	スマート水産業 ^{※20} の導入促進に向けた支援を図ります
(3) 雇用創出・就業支援	① 新規産業の誘致、ICT ^{※11} の普及促進	駐留軍用地跡地利用計画における新規産業創出や誘致の検討、ISCO(沖縄 IT イノベーション戦略センター)等と連携した村内企業におけるICT ^{※11} の普及・利活用を促進します
	② 中小企業の基盤強化と就業支援	北中城村雇用サポートセンターやグッジョブセンターおきなわと連携した就業支援相談体制やマッチング支援などに加え、多様な働き方をサポートする場づくりや企業誘致、中小企業の基盤強化や就業支援、短時間労働ニーズの掘り起こしなどにより、雇用の創出と人材不足への対応を図ります

	重要評価指標(KPI)	基準値	目標値(R11)
(1) 観光・商工業振興	ふるさと納税寄付金額	1億2,000万円	1億5,000万円
(2) 農水産業振興	中心経営体(農業者数) 漁業収入	25 経営体 1,360万円	維持 1,570万円
(3) 雇用創出・就業支援	商工会会員数	339 者	355 者

※16 健康、※17 SNS、※18 ウェルネス、※19 戦略品目、※20 スマート農業/スマート水産業、※21 HACCP
上記の用語については、「III 重点プロジェクト用語集(42ページ)」に掲載

重点目標3 人の流れとつながりをつくる

基本的方向

交流を促進する公共交通環境や道路環境の整備を進めるとともに、広域観光や広域拠点施設整備など交流人口・関係人口の増加に対する取組、村民協働の取組を進め、人の流れとつながりをつくります。

重点プロジェクト		
(1) 交流を促進する交通環境の形成	① 公共交通環境の整備と多様な交通手段の確保	コミュニティバス ^{※22} 導入や既存公共交通との円滑な接続、交通結節点の機能強化、シェアサイクル ^{※23} など多様な移動手段の確保、ICT ^{※11} 技術活用による効率的な交通サービス提供の検討など、公共交通環境の整備や多様な移動手段の確保を図ります
(2) 交流人口・関係人口 ^{※5} の増加	① 広域観光と受入体制	中城城跡を中心とした周辺市町村との連携による誘客、本島東海岸の市町村との連携による交流人口 ^{※5} 増加に向けた取組、観光ガイドの人材育成・確保、周遊の移動手段確保など受入体制の整備推進、観光協会の機能強化、持続可能な観光指標 ^{※24} (JSTS-D)導入検討などにより、広域観光の推進と受入体制の強化を図ります
	② 歴史文化資源の保全・整備・活用	世界遺産中城城跡・県営中城公園及びバッファゾーンなど周辺地域の一体的な活用、文化財とその周辺の歴史的風致の維持・向上に向けた取組、史跡等の囲い・制札・標柱・説明版等の整備など歴史文化資源の保全・整備・活用を図ります
	③ ライカム地区における広域拠点形成	ライカム地区において、スポーツを通じた交流、地域文化継承、防災等の機能を有する多目的交流施設(仮称)の整備を検討し、広域交流拠点の形成を推進します
	④ 地域交流、国際交流の推進	姉妹町村 ^{※25} との交流学习や交流プログラムの充実など、交流活動に対する支援や中学生の短期留学、海外移住者子弟の受入や本村出身者との国際交流など交流の推進を図ります
(3) 村民との協働のまちづくり	① 村民主体のまちづくりへの支援	まちづくりに関する様々な事業制度の情報提供のほか、ライカム地区におけるコミュニティ組織の立ち上げ支援など、村民主体のまちづくりへの支援を図ります
	② まちづくりへの意識向上と参画機会拡充	広報、SNS ^{※17} など多様な手法を用いたまちづくりに対する意識向上推進、コミュニティ醸成の場として自治公民館の適切な維持管理や改修推進などにより、まちづくりへの意識向上と参画機会拡充を図ります

重要評価指標(KPI)		基準値	目標値(R11)
(1) 交流を促進する交通環境の形成	コミュニティバス ^{※22} の日平均利用者数	51 人/日	60 人/日
(2) 交流人口・関係人口 ^{※5} の増加	中城城跡来場者数 多目的交流施設整備計画の策定 姉妹町村 ^{※25} などとの交流の実施回数	96,692 人 — 2 回	120,000 人 策定 10 回(累計)
(3) 村民との協働のまちづくり	SNS ^{※17} を活用した情報発信数	5 件/月	15 件/月

※5 交流人口・関係人口、※11 ICT、※17 SNS、※22 コミュニティバス、※23 シェアサイクル、※24 持続可能な観光指標、※25 姉妹町村

上記の用語については、「Ⅲ 重点プロジェクト用語集(42ページ)」に掲載

重点目標4 豊かな自然と利便性が調和した安全・安心で持続可能な地域をつくる

基本的方向

持続可能な土地利用や基盤整備等の推進、自然環境保全や景観形成、脱炭素・環境共生に向けた取組、地域防災力の向上、健康増進、効率的な行財政の確立などの取組を進め、豊かな自然と利便性が調和した、持続可能で魅力的な地域づくりを進めます。

重点プロジェクト		
(1)コンパクトで緑豊かなまちづくり	① コンパクトなまちづくり※26と居住環境の維持改善	保全と開発の両立を図る土地利用誘導策の具体的検討、コンパクトなまちづくり※26による市街地や集落における居住環境の改善による人口密度維持、定住促進により、居住環境の維持改善を図ります
	② 跡地利用と基盤整備	キャンプ瑞慶覧口ウワー・プラザ住宅地区(サウスプラザ地区含む)、喜舎場住宅地区の一部においては、円滑な跡地利用を推進するとともに、東海岸一帯、荻道・大城地区においては、村の発展に資する土地利用を推進します
	③ 自然環境・景観の保全と快適な公園環境の創出	貴重な斜面緑地の保全、住民主体の緑化・美化活動に対する支援、歴史文化資源と調和した特色ある景観形成、村内の公園配置状況を勘案した公園整備の推進やバリアフリー化の推進、公園の適正な維持管理と安全・安心な公園づくりなど、みどりの保全と快適な公園環境の創出を図ります
(2)脱炭素・環境共生の取組	① 効率的な水道事業の運営・維持	水道施設の耐震化・老朽化対策など計画的更新を図るとともに、効率的な水道事業の運営・維持管理に努めます
	② 公共下水道事業と生活排水対策	公共下水道への接続率向上や、合併浄化槽設置への支援と適正な維持管理に関する普及啓発など、生活排水対策を図ります
	③ 脱炭素・環境共生の取組	住宅や公共施設から出る木枝などのチップ処理および利用推進や、家庭への生ごみ処理容器などの購入補助、全村一斉清掃やクリーンアップ作戦など環境美化活動のほか、公共施設等での再生可能エネルギー導入促進や、農を活かした健康・福祉の里づくりにおけるバイオガス発電※27やたい肥化促進など、脱炭素・環境共生の取組を図ります
(3)安全・安心なまちづくり	① 安全・安心なまちづくり	地域防災無線の拡充や SNS※17 など多様な情報伝達手段の整備、避難場所、避難経路の整備、備蓄品の充実、ハザードマップ※28等による防災意識の普及、自主防災組織の立ち上げ推進、医療機関や民間企業等との連携体制、他市町村・県などとの広域連携体制の整備など、安全・安心なまちづくりを進めます

※17 SNS、※26 コンパクトなまちづくり、※27 バイオガス発電、※28 ハザードマップ
上記の用語については、「III 重点プロジェクト用語集（42ページ）」に掲載

重点プロジェクト		
(4) 健康 ^{※16} なまちづくり	① 働き盛り世代の健康づくりの推進	健診や保健指導の実施、民間企業との連携により働き盛り世代の健康づくりを推進するほか、婦人科健診などにより女性の健康維持や疾病の早期発見を図ります
	② 高齢者の健康づくりの推進	介護予防に向けた意識啓発や、健康づくり事業の充実など、保健事業と介護事業が一体となった健康づくりを図ります
	③ 健康維持増進に資する市街地環境の充実	健康維持・増進活動ができる公園やスポーツ・レクリエーション施設の充実、歩きやすい歩道の整備、公共交通機関の利用促進による歩くことの習慣づけなど、健康維持増進に資する市街地環境の充実を図ります
(5) 効率的・効果的な行財政の確立	① 官民連携・広域連携	民営化、民間委託、指定管理者制度 ^{※29} のほか、PPP/PFI ^{※30} など民間活力導入検討、産学官金労言士 ^{※31} など多様な分野との包括的な連携、広域連合や一部事務組合の実施など官民連携、広域連携を図ります
	② 自治体 DX ^{※1} の推進	行政情報のオープンデータ ^{※32} 化、ガバメントクラウド ^{※33} への移行に向けた取組、広報きたなかぐすくの内容充実、SNS ^{※17} 等を活用した情報提供の体制づくり、マイナンバーカードの普及促進、窓口手続のオンライン手続きへの移行、ワンストップ窓口 ^{※34} 等の検討、AI ^{※35} やRPA ^{※36} の導入検討、デジタル人材の確保、育成など自治体 DX ^{※1} を推進します

	重要評価指標(KPI)	基準値	目標値(R11)
(1) コンパクトで緑豊かなまちづくり	土地区画整理事業区域における市街化率 農福連携 ^{※37} 事業における第3段階整備 施設を更新した公園数	92% — 1箇所/年	95% 着手 5箇所(累計)
(2) 脱炭素・環境共生の取組	水道施設(管路)耐震化率 汚水処理人口普及率 一般廃棄物の再生利用率	70% 73.7% 21.4%	90% 95% 25%
(3) 安全・安心なまちづくり	自主防災組織の設立数	7団体	10団体(累計)
(4) 健康 ^{※16} なまちづくり	メタボリックシンドローム ^{※38} の割合 要介護(支援)認定率 健康器具(施設)を整備した公園数	37.0% 17.8% 1箇所	31.5% 17.8% 4箇所(累計)
(5) 効率的・効果的な行財政の確立	PPP/PFI ^{※30} 関連セミナー・勉強会等参加者数 DX ^{※1} トライアル件数	— 0件	50名(累計) 5件(累計)

※1 DX、※16 健康、※17 SNS、※29 指定管理者制度、※30 PPP/PFI、※31 産学官金労言士、※32 オープンデータ、※33 ガバメントクラウド、※34 ワンストップ窓口、※35 AI、※36 RPA、※37 農福連携、※38 メタボリックシンドローム
上記の用語については、「Ⅲ 重点プロジェクト用語集 (42 ページ)」に掲載

重点プロジェクト体系

地域 ビジョン	重点目標	重点施策	重点プロジェクト	(第IV部)前期基本計画 との照合
絆をつむぎ躍動する田園文化村	1. 誰もが安心して子育てできる環境をつくる	(1)子育て支援の充実	① 多様な保育・幼児教育ニーズ対応 ② 安心して子育てできる環境づくり ③ 次世代の健康づくりの推進	1-1-(2) 1-1-(3) 2-1-(1)
		(2)教育環境の充実	① ICT※11を活用した学力向上 ② 学校施設等の整備 ③ 地域との連携 ④ 交通安全対策・防犯対策	1-2-(1)(2) 1-2-(3) 1-2-(4) 4-7-(1)(2)
		(3)青少年育成や生涯学習の充実	① 次世代をけん引する人材育成 ② 生涯学習の推進	1-3-(1) 2-3-(1)(2)(3)(4)
	2. 本村の特性を活かした魅力ある仕事をつくる	(1)観光・商工業振興	① 高付加価値観光とブランディング	3-1-(1)(2)
		(2)農水産業振興	① 戦略的農業、持続可能な農業の確立 ② 水産業振興と持続的水産業の確立 ③ スマート水産業※20の導入促進	3-2-(1)(2)(3)(4) 3-3-(1)(2)(3) 5-3-(2)
		(3)雇用創出・就業支援	① 新規産業の誘致、ICT※11の普及促進 ② 中小企業の基盤強化と就業支援	3-5-(1)(2) 3-5-(2)
	3. 人の流れとつながりをつくる	(1)交流を促進する交通環境の形成	① 公共交通環境の整備と多様な交通手段の確保	4-3-(1)(2)
		(2)交流人口・関係人口※5の増加	① 広域観光と受入体制 ② 歴史文化資源の保全・整備・活用 ③ ライカム地区における広域拠点形成 ④ 地域の交流活動、国際交流の推進	3-1-(3)(4)(5) 3-4-(1) 4-1-(3) 3-4-(4)、2-4-(1)
		(3)村民との協働のまちづくり	① 村民主体のまちづくりへの支援 ② まちづくりへの意識向上と参画機会拡充	5-1-(1) 5-1-(2)
	4. 豊かな自然と利便性が調和した安全・安心で持続可能な地域をつくる	(1)コンパクトで緑豊かなまちづくり	① コンパクトなまちづくり※26と居住環境の維持改善 ② 跡地利用と基盤整備等 ③ 自然環境・景観の保全と快適な公園環境の創出	4-1-(1) 4-1-(2) 4-2-(1)(2)(3)
		(2)脱炭素・環境共生の取組	① 効率的な水道事業の運営・維持 ② 公共下水道事業と生活排水対策 ③ 脱炭素・環境共生の取組	4-5-(1) 4-5-(2) 4-4-(1)(2)(3)
		(3)安全・安心なまちづくり	① 安全・安心なまちづくり	4-6-(1)(2)(3)
		(4)健康※16なまちづくり	① 働き盛り世代の健康づくりの推進 ② 高齢者の健康づくりの推進 ③ 健康維持増進に資する市街地環境の充実	2-1-(2) 2-1-(3) 2-1-(4)
		(5)効率的・効果的な行財政運営の確立	① 官民連携・広域連携 ② 自治体 DX※1の推進	5-2-(1)(2) 5-3-(1)

※1 DX、※5 交流人口・関係人口、※11 ICT、※16 健康、※20 スマート農業/スマート水産業、※26 コンパクトなまちづくり
上記の用語については、「Ⅲ 重点プロジェクト用語集（42ページ）」に掲載

Ⅲ 重点プロジェクト 用語集

- ※1 **DX**:直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。
- ※2 **スタートアップ**:先進的な技術(テクノロジー)やアイデアを強みに、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦する成長速度の早い企業やプロジェクトのこと。
- ※3 **エコシステム**:同じ分野の企業の製品同士が連携、あるいは異業種の企業が、それぞれの技術やノウハウを共有しながら、収益を上げる構造のこと。
- ※4 **イノベーション**:モノやサービス、仕組みなどに新しい考え方や技術を取り入れ、新しい価値を生み出して社会に変革を与えること。
- ※5 **交流人口・関係人口**:交流人口は観光等で一時的にその地域を訪れる人々のこと。関係人口は継続的または複数回訪れ、地域と多様に関わる人々のこと。
- ※6 **二地域居住**:都市部と地方部に 2 つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイル。
- ※7 **UJI ターン**:U ターン(別の地域へ移住し、再び地元へ戻ること)・I ターン(地元とは別の地域に移住すること)・J ターン(別の地域へ移住した後、地元に近い地方都市などに移り住むこと)の総称で、多くの場合、大都市圏から地方への移住を指す。
- ※8 **PDCA サイクル**:Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。
- ※9 **こども家庭センター**:すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関。母子保健機能と児童福祉機能を有する。
- ※10 **病児・病後児保育**:「病児保育」は、病気のこどもを預かる保育サービスで、「病後児保育」は、病気からの回復途中のこどもを預かる保育サービスのこと。
- ※11 **ICT**:ICT とは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、PC やスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術のことを指す。
- ※12 **GIGA スクール構想**:教育 ICT 環境の充実を図り、教員や児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指す取り組み。
- ※13 **学校運営協議会(コミュニティ・スクール)**:学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。
- ※14 **ちむあぐみ塾**:本村の独自の取組で、地域の人たちの力を借りて運営する公民館を活用した学習支援塾。
- ※15 **ジュニアリーダー**:ジュニアリーダーとは、青少年ボランティア活動の一環として教育委員会の支援を受けて活動している、中学生・高校生のこと。
- ※16 **健幸**:身体健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態のこと。
- ※17 **SNS**:SNS とは Social Networking Service の略で、Web 上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービスのこと。
- ※18 **ウェルネス**:自分自身の心身の健康はもとより、幸せの実現に向けて積極的に取り組む状態のこと。
- ※19 **戦略品目**:農林水産物の市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値を高めることが期待できる品目。本村の戦略品目は、アーサ(令和 4 年時点)。
- ※20 **スマート農業/スマート水産業**:ICT、IoT 等の先端技術の活用により、作業の効率化、品質向上、資源の持続的利用、産業としての持続的成長の両立を実現する次世代の農業/水産業のこと。
- ※21 **HACCP**:HACCP とは、Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、食品の安全性を確保するための衛生管理手法のこと。
- ※22 **コミュニティバス**:住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた「まち」の活性化等を目的として、地方自治体が運行するバスのこと。
- ※23 **シェアサイクル**:他人と自転車をシェア(共有)して、必要な時に、必要な時間、必要な場所まで利用する仕組みであり、新たな公共交通手段の 1 つとして位置づけられる。
- ※24 **持続可能な観光指標**:「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを実現するために観光庁が開発した国際基準に準拠した「日本版持続可能な観光ガイドライン(Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTS-D)」のこと。
- ※25 **姉妹町村**:文化交流や親善を目的とした地方自治体同士の間を指し、友好都市や親善都市とも呼ばれる。本村は、平成元年(1989 年)に岩手県葛巻町と盟約を締結している。
- ※26 **コンパクトなまちづくり**:人口減少・高齢化が進む現代において、出来る限り生活機能の集約化を進めるとともに、公共交通などの利便性を高め、すべての人が安心して暮らせるようまちづくりを進めること。
- ※27 **バイオガス発電**:食品廃棄物、汚泥、家畜糞尿等の湿分の高い原料から発生させたバイオガスを燃料に使用している発電のこと。
- ※28 **ハザードマップ**:自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
- ※29 **指定管理者制度**:都道府県や市町村が設置した公の施設(公園、体育館、博物館など)の管理を、その施設の設置者が指定するものに行わせることができる制度。
- ※30 **PPP/PFI**:PPP とは公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFI は PPP の手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理・運営に、民間の資金とノウハウを活用することで、効率的・効果的な公共サービスを提供するという考え方。
- ※31 **産学官金労言士**:(産)産業、(官)地方公共団体や国の関係機関、(学)大学等の高等教育機関、(金)金融機関、(労)労働団体、(言)メディアの頭文字。
- ※32 **オープンデータ**:主に国や地方公共団体が公開している、誰もが利用可能なデータのこと。
- ※33 **ガバメントクラウド**:政府共通のクラウドサービスの利用環境のこと。ガバメントクラウドを活用することで、迅速、柔軟、安全でコスト効率の高いシステムを構築とし、利便性の高いサービスの提供を目指す。
- ※34 **ワンストップ窓口**:自治体での各種手続きにおける窓口を 1 つに集約し、ワンストップで手続きを完結する取組。
- ※35 **AI**:AI とは人工知能(Artificial Intelligence)の略称。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになった。
- ※36 **RPA(ロボティックプロセスオートメーション)**:これまで人間が対応していた作業、もしくはより高度な作業を、AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組。
- ※37 **農福連携**:一般的には、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。本村では、『長寿の村』を活かした地域ブランドの創出等による生きがい・雇用の創出を目指している。
- ※38 **メタボリックシンドローム**:内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上をあわせもった状態のこと。糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなる。(巻末にも掲載)

IV 前期基本計画

施策
1-1

こどもから高齢者まで地域でつながるむら
児童福祉・子育て支援の充実

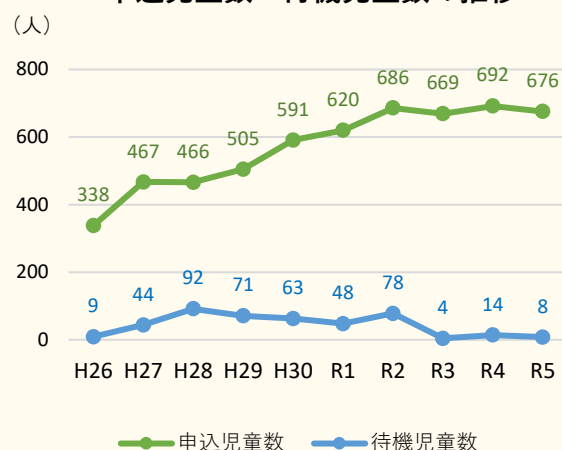
現状・課題

- 我が国の少子化や子どもの貧困など、こどもを取り巻く様々な課題に対応するため、国は令和 5 年（2023 年）4 月に“こども家庭庁”を発足し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指す方針を示しました。
- 本県の子どもの貧困問題は全国と比べて著しく厳しい状況にあり、状況の改善と抜本的解決による子どもを貧困から守る子育てしやすい暮らしが求められます。
- 待機児童^{※1}の解消に向けた受け皿の確保や、村立保育所、村立幼稚園で預かり保育などを実施し子育て環境の整備を進めており、今後も関係機関と連携し、多様化する保育、幼児教育ニーズへの対応が求められます。
- 近年、少子化・核家族化が進行し、孤立した育児環境等を要因とした児童虐待など様々な課題が浮き彫りになるなか、子育て世帯への支援や、こどもたちの放課後の居場所づくりが求められます。



幼稚園での黒糖づくり体験

申込児童数・待機児童数の推移



資料：沖縄県 子ども生活福祉部

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
第 2 期北中城村子ども・子育て支援事業計画	こども未来課	R2.3	R2～R6
第 5 次北中城村地域福祉計画	福祉課	R5.5	R5～R10

※1 待機児童：各市町村へ保育所入所申し込みをしていて、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所不足等の理由で入所を待機している児童のこと。

取組方針

(1) 子どもの貧困解消に向けた取組の推進

こども未来課

- ① 親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、社会的孤立を防ぐため、関係機関と連携し、適切な支援へつなげる仕組みの構築に努めます。
- ② ひとり親家庭の自立促進と安定した生活の確保に向けて、児童扶養手当や医療費助成等の経済的な支援のほか、保護者への就労支援など総合的な支援に努めます。

(2) 多様な保育・幼児教育ニーズへの対応

こども未来課、教育総務課

- ① 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センター^{※2}の設置及び利用促進を図ります。
- ② 多様化するニーズに対応するため、村立保育所、村立幼稚園の認定こども園移行による就学前の教育・保育機能のより一層の充実を図るとともに、その他村内の保育施設における延長保育、病児・病後児保育^{※3}、預かり保育など子育てサービスの提供や環境整備に努めます。
- ③ 特別な支援を要する児童のための特別支援保育や、専門員による巡回相談の実施により、こどもの発育や発達に遅れがあり不安を抱える保護者への支援強化を図ります。
- ④ 幼児期が生涯に渡る人間形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、円滑な就学への接続を見据えた教育課程を編成し、こどもたちの心身の調和的発達を促す幼児教育を推進します。

(3) 誰もが安心して子育てできる環境づくり

こども未来課、教育総務課

- ① 児童の健全な遊びの提供、健康増進、豊かな心づくりに向け、老朽化した児童館の建替えを推進するとともに、活動内容の充実を図ります。
- ② 放課後や週末における児童の適切な遊びや生活の場として、放課後児童クラブの充実を図り、こどもの健全育成を推進します。
- ③ 子育て世帯が安心して医療を受け、こどもの保健の向上と健やかな育成に寄与するために、医療費助成サービスの継続を図ります。
- ④ 給食費助成や、保育施設における食物アレルギー対応への支援など、子育て世代の負担や不安低減を図ります。
- ⑤ 児童虐待については、関係機関と連携を強化し、早期発見、早期対応を図ります。



しまぶく学童クラブ



仲順児童館

※2 **こども家庭センター**：すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関。母子保健機能と児童福祉機能を有する。

※3 **病児・病後児保育**：「病児保育」は、病気のこどもを預かる保育サービスで、「病後児保育」は、病気からの回復途中のこどもを預かる保育サービスのこと。

施策
1-2

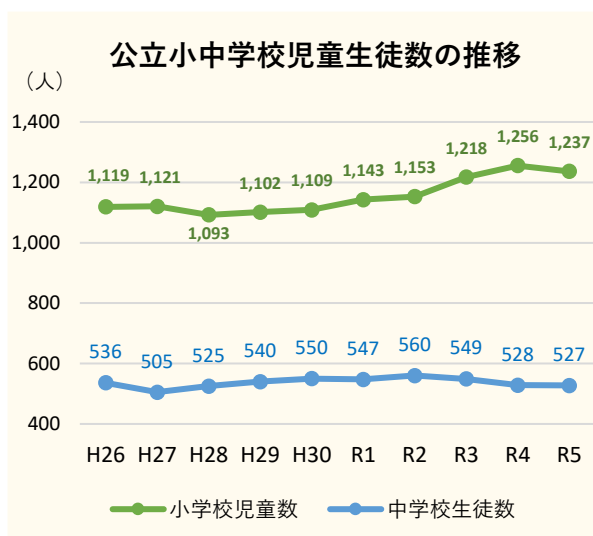
こどもから高齢者まで地域でつながるむら
学校教育の充実と地域との連携

現状・課題

- 少人数学級の推進や学習支援員等の活用など、きめ細かな指導体制の充実を図るほか、教員の指導力向上により、自立し主体的に学習できる児童の育成及び学力向上が求められます。
- 村立小・中学校では、地域学習、自然環境や歴史・文化の体験学習、平和学習など、特色のある学校づくりを進めており、今後はキャリア教育※¹や外国語教育、ICT※²教育なども含め、時代の変化に対応した多様な教育の充実が求められます。
- 特別支援教育支援員の配置など、障がいのある児童への対応の充実を図り、誰もが安心して学べる教育環境づくりが求められます。
- 学校施設の改修や整備を実施し、児童生徒が主体的に考えて活動する学習環境づくり、教職員が安心して働く環境づくりが求められます。
- 新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程の実現」に向けて、地域や関係機関との連携のもと、時代の変化に対応した学校づくりが求められます。



ICTを活用した授業



資料：学校基本調査

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村教育大綱	教育総務課	R7.3	R7～R11
北中城村第1次生涯学習推進計画	生涯学習課	R4.9	R4～R13
北中城村公共施設等長寿命化個別施設計画	総務課	R3.3	R3～R32

※1 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

※2 ICT：ICTとは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、PCやスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術のことを指す。

※3 インクルーシブ：さまざまな背景（障がいの有無や国籍、年齢、性別など）を持つあらゆる人が排除されないこと。

取組方針

(1) 学力向上に向けた教育の充実

教育総務課

- ① 沖縄県の施策に基づき、児童・生徒が自立した学習者として力が発揮できるよう、質的転換（学校改善・授業改善）を図ります。
- ② ICT^{※2} 機器を積極的に活用した授業の質的改善や、デジタル教材を活用した個別最適な学びや協働的な学びを推進します。
- ③ 教師の組織的で豊かな関わりにより、児童・生徒の学び・育ちを支え、保障します。

(2) 生きる力を育む多様な教育の充実

教育総務課

- ① 人権教育や道徳教育の充実を図り、他者の違いを認め、命を大切にし、思いやる豊かな感性を大切にする児童・生徒の育成に努めます。
- ② 保健体育や部活などスポーツ活動機会の充実を通じ、健やかな心と体を育む教育を推進します。
- ③ 特別支援教育支援員の活用や、インクルーシブ^{※3} 教育の推進により、全ての児童・生徒が共に学び、共に育み合う教育環境づくりに努めます。
- ④ 外国語指導助手（ALT）の活用に加え、より多くのコミュニケーションを図る機会を通して実践的な英語教育の充実を図ります。
- ⑤ 地域の文化体験や職場体験、総合的な学習の時間などを通して、探求する機会の設定やキャリア教育^{※1}の充実を図ります。
- ⑥ ICT^{※2} 支援員の充実やオンライン教育を有効に活用した取組、デジタル教科書等の活用促進等、GIGA スクール構想^{※4}を推進します。

(3) 学校施設等の整備や労働環境等の改善

教育総務課

- ① 学校施設の適切な改修や整備に努め、安全を確保するとともに、学校給食共同調理場の建て替えにおいては、他施設との複合化などを検討します。
- ② 校務のデジタル化等により、業務の効率化を図り、働き方改革を推進します。

(4) 地域や関係機関等との連携・推進

教育総務課、生涯学習課

- ① 学校・家庭・地域との連携強化を図り、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）^{※5}、地域学校協働活動推進事業等と連携し、社会に開かれた教育活動の推進や、ちむあぐみ塾^{※6}、地域人材を活用した取組の充実を図ります。
- ② 学校・家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、関係機関と連携し、安全教育を推進します。
- ③ 教育相談員、スクールカウンセラー^{※7}、スクールソーシャルワーカー^{※8}等と連携し、不登校児童・生徒等に対する相談体制の強化・充実を図ります。

※4 GIGA スクール構想：教育 ICT 環境の充実を図り、教員や児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指す取組。

※5 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

※6 ちむあぐみ塾：本村の独自の取組で、地域の人の力を借りて運営する公民館を活用した学習支援塾。

※7 スクールカウンセラー：児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を行う者のこと。

※8 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が抱える問題を解決するために、教育分野の知識と社会福祉の専門知識を活かして支援する専門職のこと。

施策
1-3

こどもから高齢者まで地域でつながるむら
健全な青少年育成の推進

現状・課題

- 青少年を取り巻く環境は、発展途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼしています。そのため、青少年の多様な居場所づくりや、ボランティア活動を通じた人材育成など、支援や環境整備に取り組むことが求められます。
- 地域における連帯意識の希薄化や、沖縄県の「夜型社会」の風潮は、非行への入り口といわれる深夜徘徊の助長につながっています。地域で協力して青少年の成長を見守り、悪影響を及ぼす有害環境から青少年を守るための取組が求められます。
- ヤングケアラー^{※1}の存在など、困難を抱える子ども・若者が、家庭の経済状況等に左右されず、未来を担うすべてのこどもたちが夢や希望を持って成長することができる、「誰一人取り残さない社会」の実現が求められます。



北中城村子ども会育成連絡協議会

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村第1次生涯学習推進計画	生涯学習課	R4.9	R4～R13
第5次北中城村地域福祉計画	福祉課	R5.5	R5～R10

※1 ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことを言う。

取組方針

(1) 次世代のまちづくりを牽引する人材の育成

生涯学習課

- ① 自治公民館等を中心として青少年が安心して活動できる居場所づくりへの支援を図ります。
- ② 子ども会によるジュニアリーダー^{※2} 育成や、青少年健全育成協議会の活動を通じた多様な交流と体験の機会の提供を図ります。
- ③ 各種行事等を通じ、家庭、学校、地域が連携して、こどもたちの豊かな心や地域への愛着の醸成に努めるとともに、自己を認められる喜び、「自分にも何かができる」という有能感を育てる取組を図ります。

(2) 地域との連携による健全な育成環境の形成

生涯学習課

- ① スクールサポーターやボランティア等と連携した深夜徘徊等防止のための見守り活動の他、非行防止や健全育成に関する活動を推進します。
- ② 児童生徒の見守りについて、広報誌・Web サイトなどを通して、意識啓発や情報提供などの広報活動に努めます。

(3) 困難を抱える青少年への支援

教育総務課

- ① ヤングケアラー^{※1} など社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者や、要保護児童については、関係機関と連携し、早期発見とともに適切な支援へつなげる仕組みの構築に努めます。
- ② 経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者への支援や、就学が困難な学生等への学費の貸与を実施している北中城村育英会への支援を図ります。



前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※2 ジュニアリーダー：ジュニアリーダーとは、青少年ボランティア活動の一環として教育委員会の支援を受けて活動している、中学生・高校生のこと。

施策
1-4

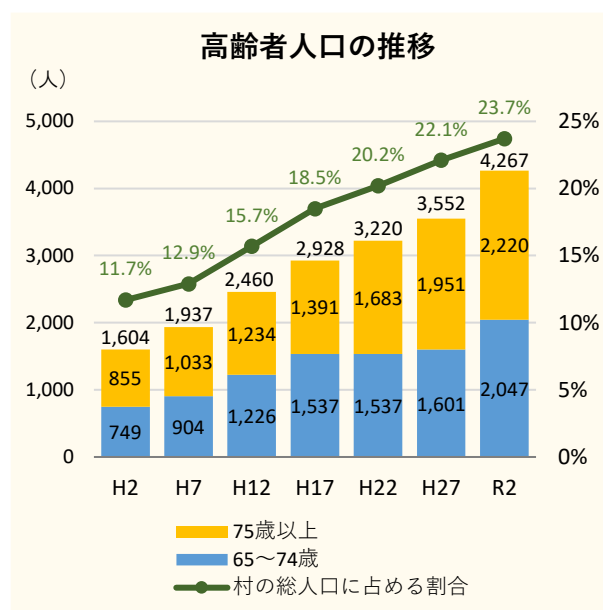
こどもから高齢者まで地域でつながるむら
高齢者福祉の充実

現状・課題

- 本村の令和 2 年（2020 年）の国勢調査における老年人口の割合は、23.7%で年々増加傾向にあるとともに、令和 22（2040）年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上、団塊の世代が 90 歳以上となり、今後も高齢者人口の増加が予測されています。
- 高齢者の誰もが住み慣れた地域で、尊厳が守られて、生き生きと安心して暮らし、お互いに支え合う地域社会を実現するため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム※」づくりが求められます。
- 高齢化の進行により、高齢者単身世帯や夫婦世帯、認知症高齢者の増加も見込まれ、増加・多様化する介護需要への対応が求められます。
- 介護需要の増加とともに、生産年齢人口の減少により介護職や地域の担い手の不足が予想され、人材の確保が求められます。



認知症 ザ・談会



資料：国勢調査

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村第 9 次高齢者保健福祉計画	福祉課	R6.3	R6～R8
第 5 次北中城村地域福祉計画	福祉課	R5.5	R5～R10

※ **地域包括ケアシステム**：要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。

取組方針

(1) 地域包括ケアシステム※の推進

福祉課

- ① 医療・介護・介護予防・見守り・生活支援・住まいのサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステム※の構築に努めます。
- ② 地域で活躍する様々な団体による協議体を再構築し、地域で支え合える体制づくりの推進及び機能強化を図ります。

(2) 介護予防、介護サービスの充実

福祉課

- ① 年を重ねても元気でいきいきと活動できるよう、健康づくりの推進に努めます。
- ② 高齢者が自立した生活をおくれるよう、訪問型、通所型のほか、地域での互助を含めた生活支援サービスの充実に努めます。

(3) 生活支援に関するサービス等の充実

福祉課

- ① 配食サービスや外出支援、住宅改修支援など生活支援に関する多様なサービスの充実に努めます。
- ② 認知症サポーターの活躍の場や、認知症等の人を地域で見守り支え合える環境づくりに努めます。
- ③ 総合的な相談機能を強化するとともに、成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護に取り組めます。
- ④ 民間賃貸住宅等への円滑な入居に向けた相談支援に取り組めます。

(4) 福祉に関わる人材の養成・確保

福祉課

- ① 支援が必要な方へ適切なサービスが提供できる体制や地域における支援体制の充実に努めます。
- ② 介護に関する専門的な知識と技術を有する人材の養成や確保に努めます。

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

施策
1-5

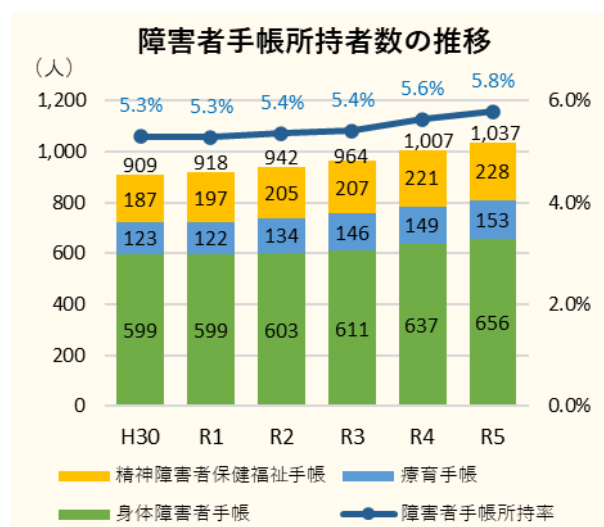
こどもから高齢者まで地域でつながるむら
障がい者（児）福祉の充実

現状・課題

- 本村の障害者手帳所持者数の推移をみると、令和 5 年度（2023 年度）は 1,037 人で村人口の 5.8%となっており、微増傾向で推移しており、障害のある人が安心して暮らし、地域社会に参画できる環境を形成するため、地域生活への移行支援の充実が求められています。
- 障がい者にとって就労は、単に経済的な自立を図ることだけでなく、規則正しい生活リズムを維持することや職場で周囲の人たちとかかわり、社会性を獲得するなどの意義があり、障がい者の雇用の拡大や就労定着に向けた取組が求められます。
- 障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう、介護支援、居住支援などの充実ほか、障がい者の権利や利益を保護するための制度の周知、支援体制の整備が求められます。
- 障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、教育課程の充実や、安全・安心な学習環境づくりが求められます。



身体障害者スポーツ大会



資料：北中城村福祉課（「北中城村障がい者総合計画☆2024」、各年度末 3 月 31 日現在）

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
第 5 次北中城村地域福祉計画	福祉課	R5.5	R5～R10
北中城村障がい者総合計画☆2024	福祉課	R6.3	R6～R11
北中城村第 7 期障がい福祉計画 第 3 期障がい児福祉計画	福祉課	R6.3	R6～R8

取組方針

（１）地域生活移行支援の充実

福祉課

- ① 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域生活支援拠点の整備や機能の充実、地域支援体制の構築を推進します。
- ② 地域住民の障がい理解等に取り組むとともに、事業者側にも地域交流を促し、地域移行する障がい者が不安なく移行できるよう取り組みます。
- ③ 精神障がいにも対応した地域包括システムの構築に取り組みます。

（２）介護支援等の充実

福祉課、健康保険課

- ① 居宅介護や、行動援護、療養介護など、障がい特性に応じた介護サービスの充実を図ります。
- ② 障がいの早期発見や早期療育、中途障がいを予防するための健康・保健活動の強化を図ります。

（３）就労支援の充実

福祉課

- ① 自立訓練や就労支援の充実を図るとともに、就労支援サービスの質の向上に向けて事業者への指導体制強化を図ります。
- ② 民間企業や住民の障がい者雇用に対する理解促進を図るとともに、国や県、事業所と連携し障がい者の就労継続や定着に取り組みます。
- ③ 障がい特性に応じた学習機会や文化芸術・スポーツ活動機会の充実に努めます。

（４）居住支援等の充実

福祉課

- ① 地域での生活を継続できるよう、意思疎通支援や移動支援などの充実のほか、共同生活（グループホーム※）等の援助を図ります。
- ② 住宅改修に関する支援を図るほか、公共施設、道路、公園、公共交通機関におけるバリアフリー化に努めます。

（５）障がい児および家族支援の充実

福祉課、教育総務課

- ① 障がい児の地域社会への参画に向けて、関係機関との協力体制の構築を図ります。
- ② 障がい児の支援サービスを実施する事業所については、近隣市町村と連携し、早期確保に努めます。
- ③ 医療的ケア児の学習環境等を確保するための体制強化を図ります。
- ④ 発達障害児及び家族に対する支援体制の構築や、トレーニングなどのプログラムの実施を図ります。

※ グループホーム：高齢者や障がい者、親と一緒に暮らせない子どもなど、生活に困難を抱える人が、専門職員等の援助を受けながら、少人数による共同生活をする社会的介護・養護の形態のこと。

施策
1-6

こどもから高齢者まで地域でつながるむら
人にやさしい環境づくり

現状・課題

- 偏見・差別、固定観念に縛られず個々の特性や魅力が引き出され、多様性が尊重される環境づくりが求められます。
- 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、より多くの人々が、暮らしの中で障がいを感じることなく円滑に移動できるよう、施設等のバリアフリー化が求められます。
- 近年は、心の健康問題により休職、退職する労働者が急増しているほか、様々なハラスメントやDV（ドメスティックバイオレンス）※1 などの人権侵害、生活困窮者の存在が社会問題化しており、このような社会的弱者に対する支援が求められます。
- 女性が社会のあらゆる分野でその持てる力を発揮するとともに、性の多様性が尊重される社会の構築に向けた取組が求められます。



北中城村民生委員・児童委員協議会

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
第5次北中城村地域福祉計画	福祉課	R5.5	R5～R10

※1 DV（ドメスティックバイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

※2 心のバリアフリー：高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識することで、心のバリアを取り除き、施設整備（ハード面）以外の方法で彼らの社会参加に積極的に協力すること。

※3 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

取組方針

(1) 誰もが不自由なく生活できる環境づくり

福祉課、総務課

- ① 世代、性別、障がいの有無、宗教や信条など多様性を一人ひとりが理解し、誰もが社会活動へ自由に参加できるよう、正しい知識の普及、啓発活動に取り組むことにより、「心のバリアフリー」※2を推進します。
- ② 健常者、障がい者、高齢者、外国人などに関わらず、より多くの人々が理解しやすく利用しやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン※3の普及啓発を推進します。
- ③ これまでの福祉が担ってきたこども・障がい者・高齢者・生活困窮者など対象者別の支援のみならず、困難や生きづらさを抱えるすべての人を対象とした重層的な支援体制について検討します。

(2) 社会的弱者への支援

福祉課、健康保険課

- ① うつ病予防やストレス解消方法など、心の健康づくりに関する情報や疾病予防策の普及啓発を図るとともに、相談支援の拡充を図ります。
- ② 関係機関と連携を図りながら、精神疾患や精神障がい者に対する正しい理解を促すとともに、あらゆる機会を通じて適切な情報の発信に努めます。
- ③ ハラスメントやDV（ドメスティックバイオレンス）※1の防止への啓発など相談・支援体制の確立に努めます。
- ④ 生活困窮者への生活保護制度や生活福祉資金貸付制度の周知に努めるとともに、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。

(3) ジェンダー※4 平等、性の多様性の理解促進

総務課

- ① 男性の育児休業取得の促進や、各種審議会等での女性登用促進など、家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画を推進します。
- ② 性的指向や性自認など多様な性のあり方に関する普及・啓発や相談体制の充実等に取り組めます。

(4) 支え合う仕組みづくりと人材確保

福祉課

- ① 民生委員、児童委員など人材の確保に努めるとともに、コミュニティ・ソーシャルワーカー※5の育成、配置について取組を検討します。



前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※4 ジェンダー：男女の生き方、役割、特性などに関して、「こうあるべきだ」と社会のなかで共有されている考え方や価値観、また、それらに関連してつくりだされた社会制度等における性のあり方。

※5 コミュニティ・ソーシャルワーカー：地域の様々な困りごとの解決に向けて取組むとともに、住民やボランティア、福祉関係者等と協力しながら誰もが安心して暮らせる、つながりのある地域づくりを進める役割の者のこと。

施策
2-1

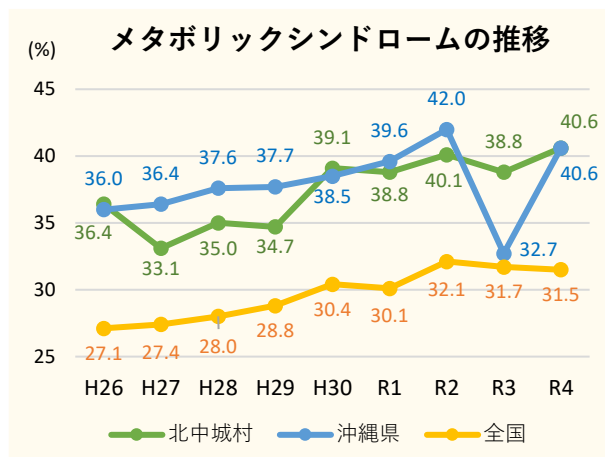
笑顔あふれ住み続けられる健康※¹なむら
地域保健の充実と健康増進

現状・課題

- 本村は女性の平均寿命県内一（88.7 歳・令和 2 年時点）、男性においても県内で 3 番目の平均寿命（81.3 歳）と長寿の村となっていますが、生活習慣病の発症段階であるメタボリックシンドローム※²の方の割合が、全国より高い状況にあるなど、村民の健康増進が脅かされています。
- 食生活や身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康などといったこれまでの生活習慣の改善を図り、住み慣れた地域で村民が健やかに生活することができるよう、村民全体での健康づくりが求められます。
- 生活習慣病や肥満の予防など村民の健康寿命の延伸のため、運動習慣の定着や、スポーツ・レクリエーションを通じた健康維持増進が求められます。
- 新型コロナウイルス感染症の経験も踏まえ、県内での感染症の発生予防及びまん延防止に向けた継続的な取組や、あらゆる感染症を想定した体制づくりなどが求められます。



健活フェア



資料：公益社団法人 国民健康保険中央会

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村保健事業実施計画 (第 3 期データヘルス計画)	健康保険課	R5.5	R5～R10
北中城村健康 21 (第三次) 計画	健康保険課	R7.3	R7～R18

※1 健康：身体の健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態のこと。

取組方針

(1) 次世代の健康づくりの推進

健康保険課

- ① 妊娠期から出産・産後における母子の健康づくりを推進するため、保健指導、栄養指導の実施や、妊産婦健診、産後ケアなどの支援を図ります。
- ② 乳幼児の健やかな育ちを支援するため、新生児の検査費助成や、乳幼児健診、歯科健診を実施します。
- ③ 学校や保育施設などにおける食育を推進し、健全な食習慣の確立を図ります。

(2) 働き盛り世代の健康づくりの推進

健康保険課

- ① 健診や保健指導を通じて、働き盛り世代における生活習慣の改善に取り組みます。
- ② 民間企業との連携を図り、従業員の健康づくりへの普及啓発活動を促進します。
- ③ 女性の健康維持や疾病の早期発見のため、婦人科検診を実施します。

(3) 高齢者の健康づくりの推進

福祉課、健康保険課

- ① 介護予防に向けた意識啓発や健康づくり事業の充実など、保健事業と介護事業が一体となり健康づくりを推進します。

(4) 健康維持増進に資する市街地環境の充実

建設課、企画振興課

- ① 健康維持・増進活動ができる公園やスポーツ・レクリエーション施設の充実、歩きやすい歩道の整備などに取り組みます。
- ② 車による移動に頼らず、日頃から歩くことを習慣づけするため、公共交通機関の活用促進を図ります。

(5) 感染症対策の充実

健康保険課

- ① 乳幼児から高齢者に至るまで適正な予防接種を推進し、感染症の発生予防、まん延防止に取り組めます。
- ② 関係機関と連携し、あらゆる感染症の発生、拡大を想定した体制の充実に取り組めます。

■令和2年沖縄県市町村別平均寿命

		県内順位				
		1	2	3	4	5
男	市町村平均寿命	西原町 82.1	南風原町 81.4	北中城村 81.3	宜野湾市 81.3	浦添市 81.2
女	市町村平均寿命	北中城村 88.7	豊見城市 88.7	西原町 88.5	今帰仁村 88.5	南風原町 88.5

資料：沖縄県衛生環境研究所

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※2 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態のこと。糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなる。

施策
2-2

笑顔あふれ住み続けられる健幸※1 なむら

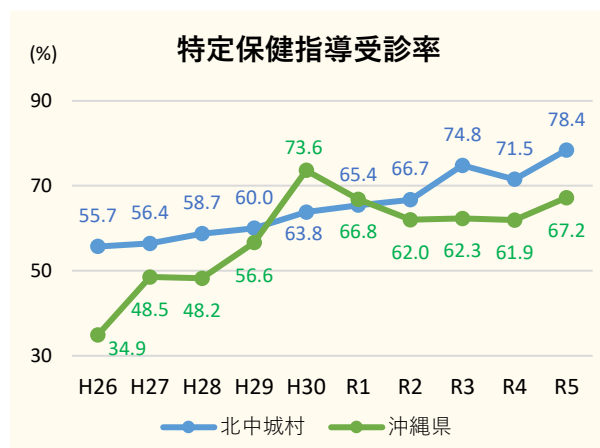
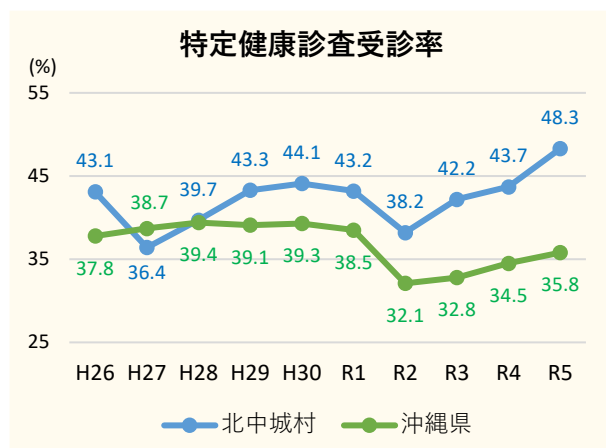
社会保障の持続的運営に向けた取組

現状・課題

- 本村の国民健康保険による特定健康診査の受診率は、令和 5 年度（2023 年度）時点で 48.3%、特定保健指導の受診率は 78.4%と県平均を上回っており、今後も適切な検診、指導の実施や地域の医療機関や関係機関との連携などにより、村民の健康維持が求められます。
- 令和 5 年度（2023 年度）の本村の一人あたり医療費は、同規模保険者と比べて低く、県内で 32 位（41 市町村中）となっていますが、今後の高齢化の影響により社会保障費は増加する一方、現役世代が減少すると予想され、医療費の抑制や、就労意欲のある高齢者が活躍できる環境づくりなど、社会保障制度の持続性を維持する取組が求められます。



特定健康診査受診の PR



資料：公益社団法人 国民健康保険中央会

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村保健事業実施計画 (第 3 期データヘルス計画)	健康保険課	R5.5	R5～R10
北中城村第 1 次生涯学習推進計画	生涯学習課	R4.9	R4～R13

※1 健幸：身体の健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態のこと。

取組方針

(1) 保健事業を通じた健康維持

健康保険課

- ① 国民健康保険制度に関する周知に努めるとともに、窓口相談の充実に努めます。
- ② 村民が健康的な生活を送れるよう、食育講座などを実施し食生活の改善に取り組むとともに、良好な生活習慣や運動習慣に関する普及啓発に努めます。
- ③ 被保険者の健康維持・増進のため、特定健診の受診率向上など取組を強化し、生活習慣病等の予防・早期発見・早期治療の促進に努めます。
- ④ 重症化予防のための特定保健指導体制の充実を図り、生活習慣や運動習慣の改善が必要な場合には、改善が図られるような指導・案内を実施するとともに、要治療等の判断がなされた場合は、医療機関への受診勧奨の実施を図ります。

(2) 医療費の適正化や社会保障費の抑制

健康保険課、福祉課

- ① 健康寿命の延伸により、個人の生活の質の低下を防ぎ、かつ社会保障負担の軽減にも寄与できることから、健康で元気に過ごすこと自体が社会貢献であることの普及啓発を推進します。
- ② レセプト点検^{※2}を実施し医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険の適正な運用に努めます。
- ③ 健診、介護等に関する様々なデータを横断的、一体的に活用し、介護予防や健康課題の解決に取り組みます。
- ④ 介護予防活動と健康相談などの一体的な実施を図ります。
- ⑤ かかりつけ医の推奨を始めとした医療機関の適正利用、ジェネリック医薬品^{※3}の利用促進等の医薬品の適正使用など、医療資源の効率的・効果的な活用に関する普及啓発を図ります。

(3) 高齢者の社会参画と就労機会の充実

福祉課、生涯学習課

- ① 生涯学習・老人クラブ・スポーツ活動・まちづくり活動など、高齢者の社会参加の機会創出を促進するとともに、交流の場づくりに努めます。
- ② 北中城村シルバー人材センターの運営支援を実施し、生きがいの発見や社会参画を図るとともに、高齢者が有する知識や経験を発揮できるよう就労支援の充実に努めます。

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※2 レセプト点検：医療機関が健康保険組合や市町村などに医療費を請求するために、病名や診療行為、処方された薬剤名などが記載された診療報酬明細書のことをレセプトといい、これを保険者が審査することを言う。

※3 ジェネリック医薬品：新薬（先発医薬品）と品質、効き目、安全性が同等な薬のこと。新薬より低価で提供される。

施策
2-3

笑顔あふれ住み続けられる健幸※¹なむら

生涯学習の推進と生きがいづくり

現状・課題

- 「人生 100 年時代」と言われ、働き方や生活スタイルが大きく変化する時代にあって、今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりが豊かな人生を送るためには、ICT※²も活用しつつ、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることができる生涯学習活動の環境づくりが求められます。
- 本村では、住民の交流の場であるあやかりの杜、北中城村民体育館、中央公民館、各自治公民館、しおさい公苑等を拠点に、子ども会、青年会、女性会、老人会、各種サークル等による生涯学習活動、出前講座、各種学級、スポーツ・レクリエーション活動、各種大会等が行われており、生涯学習施設の充実が求められます。
- 時代の変化によるコミュニティ意識の希薄化が進むなかで、学校、地域などが連携し、村民の知識・技術の習得の機会や、村民が活躍できる場づくりが求められます。
- 年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、様々な世代や個人が広くスポーツ・レクリエーションに参加できる環境づくりが求められます。



北中城村立中央公民館



北中城村民体育館

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村第 1 次生涯学習推進計画	生涯学習課	R4.9	R4～R13
第二次子どもの読書活動推進計画	生涯学習課	R4	R4～R9

※1 健幸：身体健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態のこと。

※2 ICT：ICTとは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、PC やスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術のことを指す。

取組方針

(1) 生涯学習活動を支える環境づくり

生涯学習課・教育総務課

- ① 生活を彩る趣味講座や就職につながるキャリアアップ講座、地域課題に向き合う課題解決型学習など、住民ニーズに対応したテーマや手法に創意工夫を図ります。
- ② 各種団体等の技術および能力の向上、人材育成への支援や各種団体等の交流活動を推進します。
- ③ 地域・家庭・学校・行政で連携し、子どもの読書活動の充実を図ります。
- ④ 誰もがいつでも、どこでも安心して学習に参加できるよう、ICT^{※2}の活用による学習環境の整備を図ります。

(2) 生涯学習施設の充実

生涯学習課

- ① 老朽化が進む中央公民館については、適切な維持修繕を図りつつ、社会教育施設としての村民のニーズを踏まえ、整備の在り方について検討します。
- ② 生涯学習の拠点として、あやかりの杜の利活用促進を図るとともに、生涯学習に資する新たな拠点施設整備について検討します。
- ③ 身近な生涯学習の場として、自治公民館の利活用を促進します。

(3) 「知の循環^{※3}」の取組

生涯学習課

- ① コミュニティ・スクールを推進し、地域住民や保護者等の幅広い参画により「学校を核とした地域づくり」を目指し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図ります。
- ② 社会教育団体の育成や地域文化・伝統の継承、地域課題の解決などに資する人材育成や人材バンクの設置を図り、村民が主体的に学び活躍できる場づくりに努めます。

(4) 生涯スポーツの推進

生涯学習課

- ① 村民が気軽に運動できるよう、村民体育館の利活用促進を図ります。
- ② 各種スポーツ・レクリエーションやイベントの開催、スポーツサークルの活動支援、ニュースポーツ^{※4}の導入などを通して、各種活動の普及を図ります。
- ③ 学校部活動の地域移行の推進を図り、スポーツ団体の競技力向上や指導者の育成・確保に努めるとともに、スポーツ推進計画の策定について検討します。

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※3 知の循環：各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった考え方。

※4 ニュースポーツ：初心者や運動が苦手な人でも、いつでも、どこでも楽しく簡単にできるスポーツのこと。

施策
2-4

笑顔あふれ住み続けられる健幸※なむら
国際交流の推進と平和の継承

現状・課題

- グローバル化の進展や多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人材育成や、世界に広がる本村出身者ネットワークを基軸とする人的ネットワークを活用した国際交流などが求められます。
- 本村では、昭和 57 年（1982 年）の「北中城村非核宣言」、翌年の「平和を守る北中城村民の会」結成を始めとして、平和記念碑および慰霊碑の建立、平和学習、平和図書の購入、長崎平和学習の旅など、平和思想の啓発、活動を継続しております。戦後 80 年以上が経過し、戦争を知らない世代が大半を占めるなかで、次世代に対して、沖縄戦の記憶を丁寧に伝え、戦禍の教訓として「ぬちどう宝」という平和を希求する沖縄の心を継承していくことが求められます。



北中城村海外移住者子弟研修生修了式



海外子弟研修生による講演

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村第 1 次生涯学習推進計画	生涯学習課	R4.9	R4～R13

※ 健幸：身体の健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態のこと。

取組方針

(1) 国際交流の推進

総務課、生涯学習課

- ① 村内在住の中学生による海外の同世代との交流や、中高生の短期留学などを通じ、国際感覚を有する人材の育成を図ります。
- ② 海外移住者子弟の受入や、民間レベルでの国際交流などを実施している各種団体との連携を強化し、「イチャリバチョーデー」の精神で国際交流を図ります。
- ③ 世界のウチナンチュ大会等により多くの国の本村出身関係者との国際交流を図ります。

(2) 平和の継承

総務課、生涯学習課

- ① 戦争体験の記録や、米軍統治下時代の公文書整理など調査を推進するとともに、その活用を図ります。
- ② 学校など関係機関との連携を図り、平和学習の機会の提供を促進します。
- ③ 平和を守る北中城村民の会などの平和活動を支援するとともに平和思想の啓発・普及を図ります。



緑の風の説明



非核・反戦平和の像（緑の風）



夏休み沖縄戦追体験平和学習



平和宣言碑「ねがい」

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

施策
3-1

魅力を活かし持続可能で活力があるむら
観光・商工業の振興

現状・課題

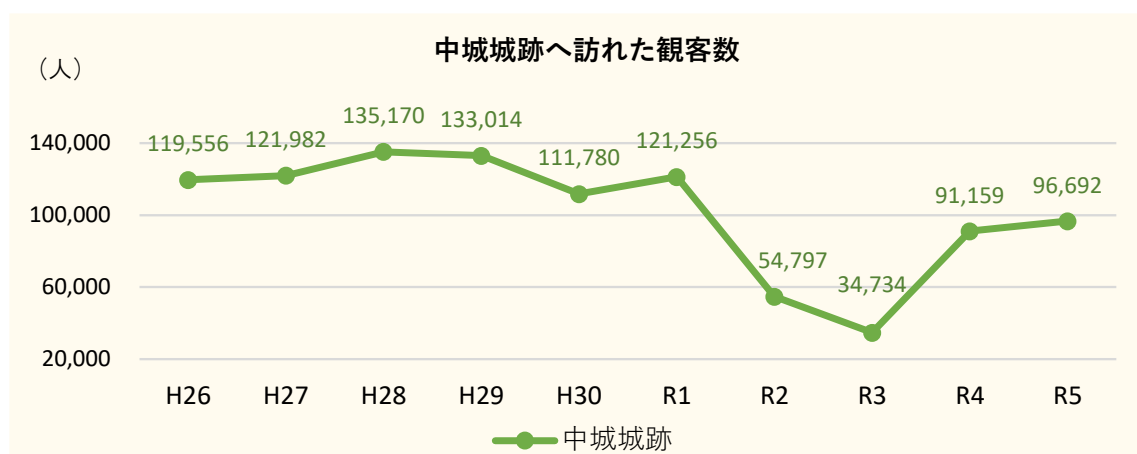
- 本村は、健康長寿の村としてイメージが定着し、世界遺産中城城跡や中村家住宅をはじめとした歴史文化資源、青年会のエイサーなど伝統芸能、豊かな自然や美しい景観など、魅力的な地域資源があり、これら地域資源を活用した観光振興やブランディングが求められます。
- 持続可能な観光地域づくりを進めるとともに、近隣市町村と連携した広域観光を推進し、村民生活や観光、経済活動の交流を活発化することが求められます。
- 近年増加するインバウンド^{※1} 需要への対応も含めて、観光協会をはじめとした、村内の観光振興に資する関係者間での連携を図り、持続可能な観光振興を推進する体制の構築が求められます。



エイサー



がんじゅうフラ



資料：令和 2 年観光統計実態調査、北中城村

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
第 2 次北中城村観光振興基本計画	企画振興課	R6.3	R6～R10

※1 インバウンド：外国人が訪れる旅行。日本へのインバウンドは訪日外国人旅行、訪日旅行などといわれる。

※2 ウェルネス：自分自身の心身の健康はもとより、幸せの実現に向けて積極的に取り組む状態のこと。

※3 SNS：SNSとは Social Networking Service の略で、Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

取組方針

(1) 高付加価値な観光まちづくりの推進

企画振興課

- ① 健康長寿、世界遺産中城城跡や中村家住宅などの歴史文化資源、湧水や豊かな自然、特色ある外国人住宅カフェや飲食店など地域資源を活用した高付加価値な体験・滞在型の観光コンテンツの創出を図ります。
- ② 健康長寿をテーマとしたウェルネス^{※2}ツーリズムの推進に努めます。

(2) 地域ブランディングと情報発信

企画振興課、農林水産課

- ① 観光協会と連携し、SNS^{※3}等の活用や、イベント・キャンペーン展開などにより、「長寿の村」としてウェルネス^{※2}ブランドの情報発信を図ります。
- ② 北中城まつりや地域のまつりなどの振興により、地域の愛着や生きがいづくりの醸成を図るとともに、交流機会の拡充と北中城村ならではのライフスタイルの発信を促進します。
- ③ 官民連携を図り、村の特産品の販売拡大を促進します。



北中城まつり

(3) 広域観光推進

企画振興課

- ① 世界遺産中城城跡を中心に、近隣市町村と連携した誘客や交流人口^{※4}の増加に取り組みます。
- ② 中部広域圏市町村と連携し、中城湾港へのクルーズ船寄港の受入体制について検討します。
- ③ MICE^{※5}施設が誘致される本島東海岸地域の市町村と連携し、自転車周遊ルートなど交流人口^{※4}の増加に取り組みます。

(4) 受入体制の整備

企画振興課

- ① 誰もが安心して過ごすことができる観光地とするため、ユニバーサルツーリズム^{※6}の推進や、観光危機管理計画の策定に取り組みます。
- ② 観光ガイドなど人材確保・育成や、教育旅行、企業研修の環境整備を進めます。
- ③ 観光スポットを周遊できる移動手段の確保や、駐車場対策、混雑の平準化対策などを推進します。
- ④ 観光協会の機能強化に向けた取組を推進します。

(5) 持続可能な観光地づくり

企画振興課

- ① 持続可能な観光指標^{※7}（日本版持続可能な観光ガイドライン：JSTS-D）の導入を検討します。

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※4 交流人口・関係人口：交流人口は観光等で一時的にその地域に訪れる人々のこと。関係人口は継続的または複数回訪れ、地域と多様に関わる人々のこと。

※5 MICE：企業等の会議（Meeting）、報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語で、これらビジネスイベントの総称。

※6 ユニバーサルツーリズム：高齢や障がい等の有無にかかわらず、すべての人が安心して楽しめる旅行を指します。

※7 持続可能な観光指標：「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを実現するために観光庁が開発した国際基準に準拠した「日本版持続可能な観光ガイドライン（Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTS-D）」のこと。

施策
3-2

魅力を活かし持続可能で活力があるむら
農業の振興

現状・課題

- 本村の農業は、サトウキビを主とし、インゲンやマンゴー、パッションフルーツ等、亜熱帯の気候特性を活かした農作物が生産されており、有用微生物群等の活用も含め、本村の環境特性に応じた産地形成やブランディングの取組が求められます。
- 農業のもつ多面的な機能を活用し、福祉や観光など農業と他分野との連携を図ることが求められます。
- 本村は、起伏に富んだ地形で平地が少ないため、まとまった農地の確保が難しく、水資源も充分ではないことから、生産基盤の強化が求められます。
- 近年は農業就業者の高齢化の進行や、農業の担い手不足が深刻化し、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない遊休化した農地が多くみられることから、持続的な農業の確立に向けた取組が求められます。



パッションフルーツ栽培の様子



ゴーヤー栽培の様子

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村農業振興地域整備計画	農林水産課	R6.5	R6～R10
農地利用地域計画	農林水産課	R7.3	—

※1 **戦略品目**：農林水産物の市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値を高めることが期待できる品目。本村の戦略品目は、アーサ（令和4年時点）。

※2 **知の循環**：各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった考え方。

取組方針

(1) 戦略的農業の推進

農林水産課

- ① パッションフルーツの拠点産地化など、戦略品目^{※1}の生産の普及を推進するとともに、新たな品目の普及に向けた取組を検討します。
- ② 関係機関と連携し、有用微生物群の活用等による低農薬農業の普及を促進します。
- ③ 起業家等による新たな農産物加工品等の開発および販売普及への支援を継続するとともに、より効果的な支援のあり方を検討します。
- ④ 地元農産物や特産品等の地域ブランドを効果的に推奨するため、観光業との連携強化のあり方を検討します。



パッションフルーツ

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

(2) 農を活かした健康・福祉の里づくり

農林水産課

- ① 体験型観光農園や滞在型市民農園の整備など健康づくりや福祉と農業の連携を推進します。
- ② 市民農園については、こどもから高齢者までの多世代交流や、高齢者の有する知識や経験を次世代に伝える「知の循環^{※2}」の視点での活用を検討します。
- ③ バイオガス発電^{※3}を活用した水耕栽培や食品加工等の施設を支援するとともに、そこで発生する消化液や固形物の液肥・堆肥化から圃場の土づくりに取り組みます。

(3) 生産基盤の強化と生産性向上

農林水産課

- ① 安定的な農業生産を確保するため、安谷屋地区における灌漑施設整備の推進や農道の適正な維持管理に努めるとともに、栽培施設の整備を促進します。
- ② 関係機関と連携し、農家の営農・経営指導の強化、市場ニーズに応じた生産・流通体制の構築などにより、村内農業の安定に向けた取組を促進します。

(4) 持続可能な農業の確立

農林水産課

- ① 新規就農者の支援など地域の担い手の確保とともに、地域の農業の将来像を具体化し、持続可能な農業の確立を図ります。
- ② 優良農地の保全を図るとともに、農地の効率的利用や、生産力の高い農地確保に向けて、農地中間管理事業^{※4}により、遊休農地の集積、有効活用を図ります。
- ③ 地域農家と連携し、学校給食等への地域食材の供給維持を図るとともに、よりよい地産地消のあり方について検討します。

※3 バイオガス発電：食品廃棄物、汚泥、家畜糞尿等の湿分の高い原料から発生させたバイオガスを燃料に使用している発電のこと。

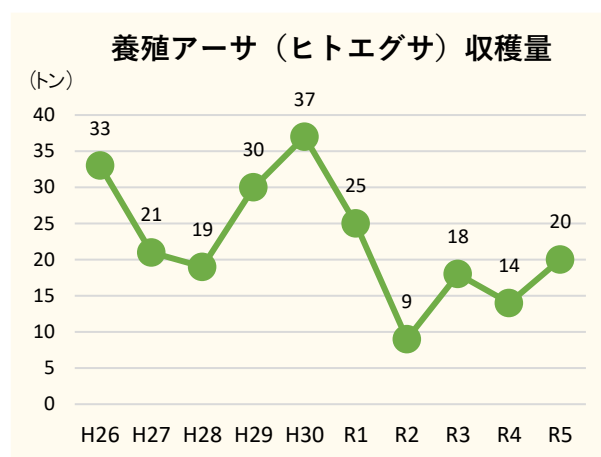
※4 農地中間管理事業：農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受け、必要な場合は基盤整備等の条件整備を実施した上で、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付ける事業のこと。

施策
3-3

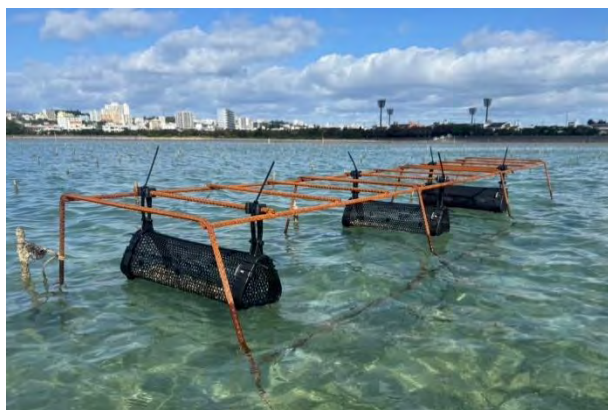
魅力を活かし持続可能で活力があるむら
水産業の振興

現状・課題

- 本村の水産業は、中城港湾熱田地区を生産活動の拠点とし、アーサ（ヒトエグサ）の養殖漁業を主体としておりますが、近年のアーサ（ヒトエグサ）の収穫量は減少傾向にあり、養殖漁業の活性化が求められます。
- 水産業は地域資源を活用した体験型の観光・交流を進めていくうえで重要な分野であり、観光との連携に向けた施設整備や魅力発信などが求められます。
- 持続的な水産業の確立に向けて、新たな漁業者の確保や、漁業の技術向上、体制の強化が求められています。また、近年の課題に対応するためには、新たな養殖技術の導入も必要であり、これにより地域水産業の競争力向上と持続的な発展が求められます。



資料：沖縄農林水産統計年報（「養殖魚種別収穫量（のり類）より」）、北中城村農林水産課



カキ養殖実証実験



アーサ養殖

取組方針

(1) 水産業における高付加価値化とブランド化の推進

農林水産課

- ① 漁業協同組合等と連携による、アーサ（ヒトエグサ）の養殖場の適正管理により、安定的な漁獲量の確保に努めます。
- ② 北中城村の特色ある水産物をブランド化し、地域の魅力を発信します。
- ③ 新たな加工技術の導入による製品開発や、品質向上に向けた取組を通じて、付加価値を高め、国内外の市場における競争力を強化します。
- ④ HACCP※に基づく衛生管理体制強化を促進し、安全・安心な水産物の提供に努めます。

(2) 観光連携による水産業の活性化

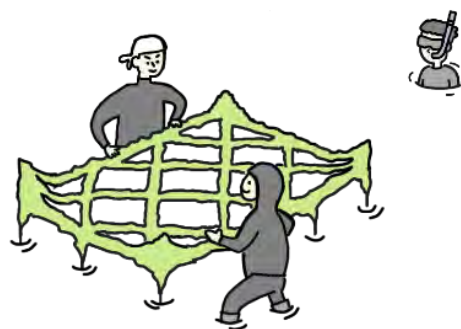
農林水産課

- ① 地域資源である水産業を観光資源として活用するため、漁業体験ツアー等の実施を検討します。
- ② 老朽化が進む漁業関連施設等の整備への補助や適正な維持管理に努めるとともに、本村を訪れる観光客に対し、村水産業の魅力を伝えるとともに、地場製品の消費拡大を図ります。

(3) 新規漁業者の参入促進および地域漁業者ネットワークの構築

農林水産課

- ① 新規漁業者を支援するため、漁業に関する技術指導の強化、漁具等の購入に対する補助制度を再検討し、漁業者の負担を軽減します。これにより、漁業を志す人々が安心してスタートできる環境の整備を図ります。
- ② 漁業技術の向上や新規漁業者の定着を支援し、地域全体での漁業の発展を図ります。
- ③ 漁業者同士の交流を促すため、情報共有の場の設立に協力します。
- ④ 漁業者と行政が連携して、地域の課題解決に向けた協議を進めます。



前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※ HACCP：HACCPとは、Hazard Analysis and Critical Control Pointの略で、食品の安全性を確保するための衛生管理手法のこと。

施策
3-4

魅力を活かし持続可能で活力があるむら
地域文化の振興と継承

現状・課題

- 本村の指定文化財は、国指定の中城城跡、中村家住宅、荻堂貝塚をはじめ、県指定 2 件、村指定 15 件があり、その他にも各集落には御嶽・拝所や湧泉、伝統芸能、祭祀行事などが数多くあります。これら歴史文化資源の調査・整備・保存・継承・活用に向けて、継続した取組が求められます。
- 平成 12 年（2000 年）に“琉球王国のグスクおよび関連遺産群”のひとつとして世界遺産に登録された中城城跡については、国内外に向けて本村の文化遺産をアピールするとともに、その活用が効果的に図られるよう、周辺地域の一体的な活用が求められます。
- 返還が予定されている喜舎場住宅地区及びロウワー・プラザ住宅地区などの駐留軍用地については、埋蔵文化財の調査及び適切な保護に努めることが求められています。
- 村民の地域への誇りや愛着を醸成するため、地域史編纂や、郷土学習の取組、地域の文化活動や交流活動などへの支援が求められます。



中城城跡（国指定文化財）

■指定文化財一覧

名称	指定	種類
中城城跡	国	記念物：史跡
中村家住宅	国	重要文化財：建造物
荻堂貝塚	国	記念物：史跡
三線（与那型）	県	有形：工芸
渡口のテラ	県	有形：民俗
棒術	村	無形：民俗
獅子舞い	村	無形：民俗
竈屋（ガンヤー）	村	有形：民俗
喜舎場の石獅子（イシジシ）	村	有形：民俗
喜舎場のウフカー	村	記念物：史跡
ナスの御嶽（ウタキ）	村	記念物：史跡
南島（フェーヌシマ）	村	無形：民俗
渡口の印部土手石（ハル石）	村	記念物：史跡
渡口の梵字の碑（アピラウンケン）	村	有形：民俗
赤木名節	村	無形：民俗
島袋のろ殿内資料	村	歴史資料
中城若松の墓	村	記念物：史跡
根所の火の神	村	有形：民俗
荻道のヒージャーガー	村	有形：民俗
大城のイリヌカー	村	記念物：史跡

資料：北中城村生涯学習課、沖縄県文化財課要覧



喜舎場の獅子舞（村指定文化財）

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村第 1 次生涯学習推進計画	生涯学習課	R4.9	R4～R13

取組方針

(1) 歴史文化資源等の保全・整備・活用

生涯学習課

- ① 文化財とその周辺の歴史的景観、及び市街地環境などの歴史的風致の維持・向上に努めます。
- ② 史跡等の周辺環境に配慮した囲い・制札・標柱・説明板等の整備に取り組みます。
- ③ 隣接市町村や関係機関等と連携し、世界遺産中城城跡・県営中城公園やバッファゾーン（荻道・大城）等周辺地域の一体的な活用に取り組みます。
- ④ 開発事業や駐留軍用地の機能移設、返還に際しては、関係機関と緊密に連携し、発掘調査の実施体制の強化とともに、適切かつ迅速な施行により、埋蔵文化財の適切な保護に取り組みます。
- ⑤ 戦争遺跡等に関する調査の実施や、歴史資源としての活用方策について検討します。

(2) 地域史の振興

生涯学習課

- ① 本村の歩みを記録し次世代に継承するため、『北中城村史』の編纂を推進します。
- ② 村に関連する歴史資料の収集・保存を継続的に行うとともに、蓄積した史料の公開やレファレンスサービス^{※1}の充実を図ります。

(3) 郷土の歴史学習活動の促進

生涯学習課

- ① 学校教育と連携し、総合的な学習の時間等における地域学習などを通して児童生徒が郷土の歴史・文化を学べる機会を提供します。
- ② 村の歴史を広くわかりやすく伝えるため、SNS^{※2}や企画展示イベントなどで情報発信と普及啓発を図ります。

(4) 地域の文化活動や交流活動に対する支援

生涯学習課、教育総務課

- ① 文化協会に対する支援や、伝統芸能等の後継者育成を促進します。
- ② 姉妹町村^{※3}との交流学習や、交流プログラムの充実について取り組みます。
- ③ 既存施設の有効活用を含めて、日頃の文化活動の発表や伝統芸能の披露の場を提供します。

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※1 レファレンスサービス：図書館の資料等を使って、調べもの、探しもののお手伝いをするサービスのこと。

※2 SNS：SNSとはSocial Networking Serviceの略で、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

※3 姉妹町村^{※3}：文化交流や親善を目的とした地方自治体同士の関係を指し、友好都市や親善都市とも呼ばれる。本村は平成元年（1989年）に岩手県葛巻町と盟約を締結している。

施策
3-5

魅力を活かし持続可能で活力があるむら
雇用の創出と就業支援

現状・課題

- 今後返還が予定されているキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区は、国道 330 号、沖縄環状線、沖縄自動車道に囲まれた約 23ha の地区となっており、隣接するサウスプラザ地区を含めた円滑な跡地利用の推進による本村の発展に資する産業誘致、雇用創出などが求められます。
- 産業別分類でみると、小売業、医療福祉業などの従業者が多い状況ですが、ライカム地区を除くと、商工業の集積はみられず、主に幹線道路沿道に小規模な事業所が立地しています。小規模な事業所に対しては、経営安定化に向けた総合的な支援や新たな雇用創出による失業者対策、人手不足解消への対策が求められます。



ライカム地区



取組方針

(1) 新規産業の誘致

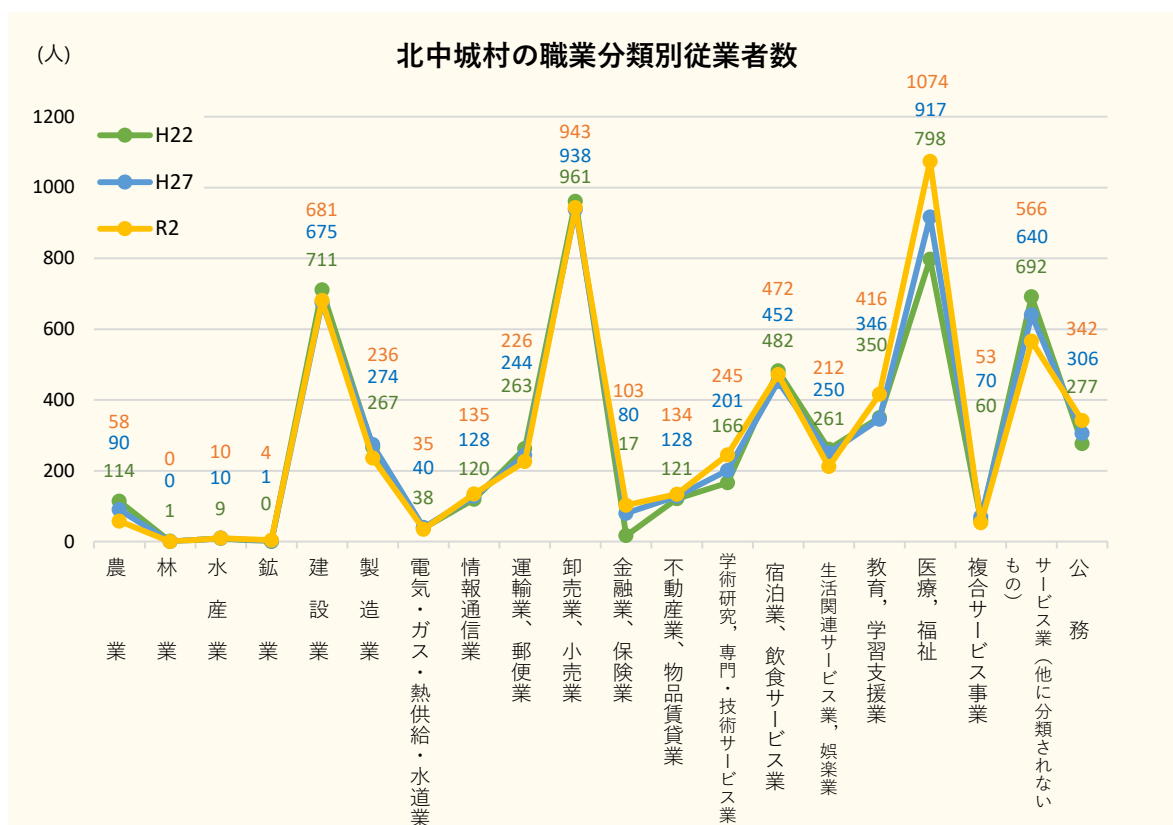
企画振興課

- ① 駐留軍用地跡地利用計画において、本村の発展に資する新規産業の創出や誘致について検討します。

(2) 中小企業の基盤強化や就業支援

企画振興課

- ① 商工会等関係機関と連携し、中小企業の経営改善に向けた指導や相談体制の充実を図ります。
- ② 企業の人材不足に対し、北中城村雇用サポートセンターや、グッジョブセンターおきなわなど関係機関との連携を図り、就業支援相談体制の強化や、短時間労働ニーズの掘り起こしを図り、雇用機会の確保に努めます。
- ③ ISCO（一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター）等と連携し、村内企業における ICT※の普及・利活用を促進します。



資料：国勢調査

前期
基本
計画

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

※ ICT：ICTとは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、PC やスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術のことを指す。

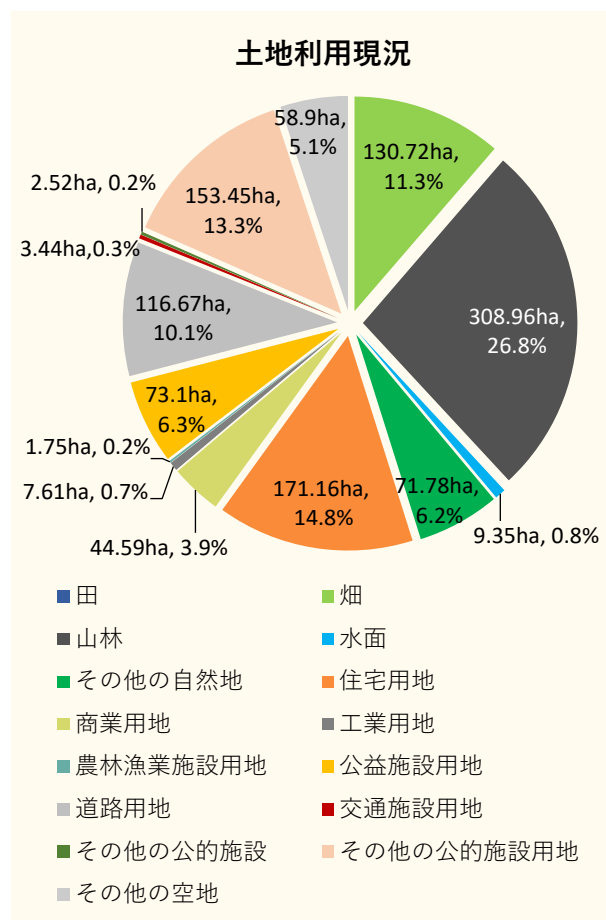
施策
4-1

自然環境と利便性が調和した住みよいむら

秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成

現状・課題

- 本村は面積 1,154ha で、主に中城湾に面した海岸低地、緑の骨格をなす丘陵地、内陸部に位置する琉球石灰岩の台地で構成され、農用地、集落、市街地として利用されています。自然条件、社会経済条件、歴史文化条件等、村土に関わる諸条件を踏まえつつ、村土の保全とともに本村の発展に資する土地利用に向けて、村土及びこれを取り巻く広域的な諸計画との調整を図り、総合的に調和のとれた持続可能な土地利用のあり方検討に向けた取組が求められます。
- 少子高齢化が進行し、将来的な人口減少が予測されるなかで、市街地や集落においては、自然や各地域の歴史、文化資源との調和を図りながら、生活基盤の充実などが求められます。
- 村北西部の台地を中心に、村域の 14.2%にあたる 164.1ha の駐留軍用地が存在し、返還が予定されているキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区などの跡地利用に向けた取組が求められます。
- 平成 22 年（2010 年）7 月に返還されたアワセゴルフ場跡地は、ライカム地区として大規模商業施設や病院などが立地するなど市街地形成が進んでおり、沖縄本島中南部の広域交流拠点に向けた取組が求められます。



資料：土地利用現況図より数値求積

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村第 4 次国土利用計画	企画振興課	R3.3	R2～R11
北中城村都市計画マスタープラン	建設課	R1.9	R1～R20
北中城村立地適正化計画（仮称）	建設課	策定中	—
中城村・北中城村共同まちづくり計画	建設課	R5.10	R5～R14

取組方針

（１）持続可能な土地利用の推進

建設課、企画振興課

- ① 本村の持続的な発展や、コンパクトなまちづくり※¹の実現に向けて、保全と開発の両立を図る土地利用誘導策の具体的検討に取り組みます。
- ② 子育て・教育環境、就労環境など様々な視点から、市街地や集落における居住環境の維持改善を図り、人口密度の維持や、定住促進に取り組みます。
- ③ 村内の空き家については、現状把握や今後の動向に注視します。

（２）跡地利用の推進、基盤整備等に向けた取組

企画振興課、建設課、上下水道課、農林水産課

- ① 返還予定のキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、隣接市町村と連携し、返還跡地のサウスプラザ地区も含めた跡地利用を推進します。
- ② 返還予定のキャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区の一部については、喜舎場スマートインターチェンジ※²の機能拡充に向けて取り組むとともに、村の発展に資する土地利用を推進します。
- ③ 島袋地区の既成市街地における浸水被害への対応について、調整池や水路等の整備を推進します。
- ④ 東海岸一帯については、本村の発展に資する土地利用のあり方について検討します。
- ⑤ 農を活かした健康福祉の里づくりにおける基盤整備を推進します。

（３）ライカム地区における広域交流拠点の形成

生涯学習課、建設課

- ① スポーツを通じた交流、地域文化の継承、防災などの機能を有する多目的交流施設（仮称）の整備に向け取り組みます。



キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※1 コンパクトなまちづくり：人口減少・高齢化が進む現代において、出来る限り生活機能の集約化を進めるとともに、公共交通などの利便性を高め、すべての人が安心して暮らせるようまちづくりを進めること。

※2 スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア等に設置され、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

施策
4-2

自然環境と利便性が調和した住みよいむら

自然環境の保全・活用と景観形成

現状・課題

- 本村の特性のひとつである丘陵地の森林及び周辺の原野等は、生態系をはじめ村民の快適な住環境を維持する基盤であることから、保全に向けた取組が求められます。
- 本村の公園は、令和5年（2023年）において、23箇所（供用開始22箇所）であり、一人当たりの供用面積は9.17㎡と、那覇広域都市計画区域の平均一人当たりの供用面積を上回っています。公園は村民が身近に利用できる交流の場、やすらぎの場であるとともに、災害時等の避難場所としての役割も果たしており、適正な整備や維持管理が求められます。
- 本村は、多くの集落が自然緑地を背後に井戸（カー）や御嶽などの歴史文化資源が多く点在し、伝統的な集落形態を維持しており、石垣や屋敷林とともに趣のある集落景観づくりが求められます。



しおさい公苑



ライカム公園

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村景観計画	建設課	H29.3	H29～
北中城村第4次国土利用計画	企画振興課	R3.3	R2～R11
北中城村都市計画マスタープラン	建設課	R1.9	R1～R20
北中城村立地適正化計画（仮称）	建設課	策定中	—
中城村・北中城村共同まちづくり計画	建設課	R5.10	R5～R14

取組方針

（１）緑地の保全と花とみどり活動の推進

建設課、農林水産課、住民生活課

- ① 本村の緑の骨格を成す斜面緑地は、貴重な自然環境として保全に努めます。
- ② 集落・住宅地内の緑化・美化を促進するとともに、住民主体の緑化活動への支援を図ります。

（２）公園などオープンスペースの整備と維持管理

建設課

- ① 村内における公園配置状況などを勘案しながら、公園の整備を推進します。
- ② 誰もが使いやすい公園に向けて、バリアフリー化を図ります。
- ③ 住民との協働により、適正な維持管理を図るとともに、遊具の更新や園内の死角解消など安全・安心な公園づくりに努めます。

（３）良好な景観形成

建設課、生涯学習課

- ① 世界遺産中城城跡や、御嶽やカー（井戸）など歴史文化資源を活用した特色ある景観形成を図ります。
- ② 地区計画※や景観法に基づき、良好なまち並みの誘導を図るとともに、住民合意形成の熟度に応じ、景観地区の指定について検討します。



イームイ公園遊具更新



アガリヌカー

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※ **地区計画**：建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備・保全するための計画のこと。

施策
4-3

自然環境と利便性が調和した住みよいむら

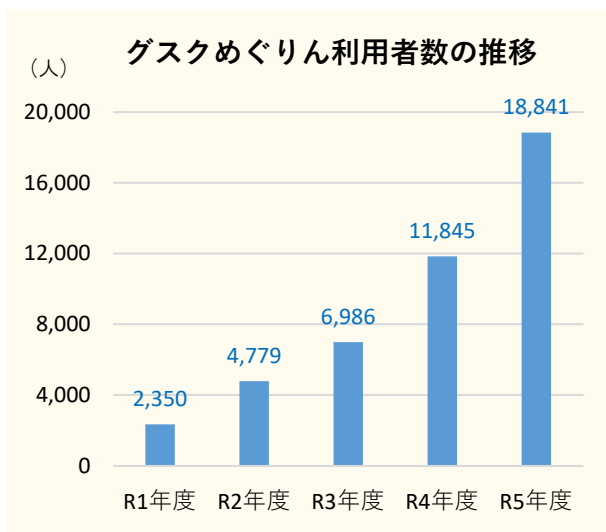
暮らしを支え、交流を促進する交通環境の形成

現状・課題

- 村民の日常生活における移動は自動車に依存し、公共交通の利用率が低い状況となっているほか、本村の人口が増加傾向にある中、高齢者人口の割合が増加し、将来的に免許非保有者等の増加が見込まれます。
- 全国的には人口減少等による利用者の減少や担い手不足が進み、公共交通の維持が困難な地域があります。
- 村内には世界遺産である中城城跡や中村家住宅、大型商業施設などの多くの観光客が訪れる施設等があります。
- 上記の現状を踏まえ、村内を周遊するコミュニティバス※1「グスクめぐりん」実証運行や、広域的な公共交通システムと連携し、地域住民と観光客のだれもが利用しやすく、まちの賑わい形成と生活利便を支える持続可能な公共交通ネットワークの実現が求められます。
- 本村は、沖縄自動車道の北中城インターチェンジと、喜舎場スマートインターチェンジ※2 が立地し、国道 330 号、国道 329 号が南北に走るなど、本島中南部都市圏の交通の要衝となっており、村の発展を支える広域交通網の形成が求められます。
- 生活道路については、通過交通の進入や、主要生活道路であるにも関わらず狭隘である道路が散見されることから、誰もが安心して暮らせる人に優しい交通環境の形成が求められます。



コミュニティバス「グスクめぐりん」



資料：北中城村

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村地域公共交通計画	企画振興課	R5.3	R5～R9
北中城村都市計画マスタープラン	建設課	R1.9	R1～R20
北中城村立地適正化計画（仮称）	建設課	策定中	—
中城村・北中城村共同まちづくり計画	建設課	R5.10	R5～R14

※1 コミュニティバス：住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた「まち」の活性化等を目的として、地方自治体が運行するバスのこと。

※2 スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア等に設置され、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

取組方針

(1) 公共交通環境の整備

企画振興課

- ① 村民の移動のみならず、観光 2 次交通への対応を含め、コミュニティバス※¹の導入に向けた取組を推進します。
- ② 基幹バス、路線バス、タクシーなど既存公共交通とコミュニティバス※¹の円滑な接続に努めます。
- ③ 公共施設や大規模商業施設などの拠点において、乗継環境の向上を図り、交通結節点の機能の強化に努めます。
- ④ 公共交通の効率的、効果的な運行に向けて、公共交通事業者や、隣接市町村、関係機関と連携を図ります。
- ⑤ 公共交通サービスを支える新たな担い手の確保や住民の公共交通利用に関する意識醸成などに取り組みます。

(2) 多様な移動手段の確保

企画振興課

- ① シェアサイクル※³など端末交通の導入について検討します。

(3) 広域道路ネットワークの形成

企画振興課

- ① 活力ある地域社会の実現や、地域交流、連携強化のため、喜舎場スマートインターチェンジ※²の機能拡充に向けた取組を推進します。

(4) 生活道路の整備・維持管理

建設課

- ① 中城公園アクセス線、仲順屋宜原線など、道路交通ネットワークの形成に努めます。
- ② 老朽化した橋梁の改修を推進するとともに、生活道路の適正な維持修繕に努めます。
- ③ 地域住民と協働により、除草を含めた適正な維持管理を推進します。

(5) 安全・安心で快適な歩行空間の形成

建設課

- ① 沖縄県福祉のまちづくり条例に準じ、誰もが歩きやすく、快適で利用しやすい道路整備に努めるとともに、バリアフリー化を推進します。
- ② 道路における愛称募集により、地域に親しまれる歩行者空間の形成を推進します。

(6) 交通渋滞対策

企画振興課

- ① コミュニティバス※¹を始めとした利便性の高い公共交通を確保することで、自動車交通から公共交通への転換を図ります。
- ② 関係機関との連携のもと体系的な道路ネットワークを形成し、円滑な移動の確保に努めます。

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※3 シェアサイクル：他人と自転車をシェア（共有）して、必要な時に、必要な時間、必要な場所まで利用する仕組みであり、新たな公共交通手段の 1 つとして位置づけられる。

施策
4-4

自然環境と利便性が調和した住みよいむら
脱炭素・環境共生社会の実現

現状・課題

- 本村のごみ処理は、平成 15 年（2003 年）7 月稼働の焼却施設において処理を進めておりますが、人口増加や活発な経済活動などが要因となり、近年ごみ排出量は増加傾向にあります。ごみ排出量の抑制のみならず、資源循環など環境にやさしい社会の実現に向けた取組が求められます。
- 地球規模での気候変動を踏まえ、近年、地球環境を取り巻く状況がますます深刻化するなか、国により、温暖化ガスの排出を令和 32 年（2050 年）までに「実質ゼロ」とする「2050 カーボンニュートラル^{※1} 宣言」が示されました。限りある資源を有効活用するため、省エネや再生エネルギー活用など、温室効果ガス削減および環境負荷低減に向けた取組が求められます。
- 脱炭素・環境共生社会の実現は、行政のみならず、住民一人ひとりの意識や実践が重要であり、村民一人ひとりが環境の素晴らしさや大切さなどを認識し、行動していくための取組が求められます。



北中城村植物資源化ヤード

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村一般廃棄物処理基本計画	住民生活課	R4.3	R4～R13
北中城村地球温暖化対策実行計画 （事務事業編）	住民生活課	R7.3	R7～R11
北中城村第 4 次国土利用計画	企画振興課	R3.3	R2～R11
中城村・北中城村共同まちづくり計画	建設課	R5.10	R5～R14

※1 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量から森林等による吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。政府は令和 32 年（2050 年）の達成を目指している。

取組方針

(1) 廃棄物対策の充実

住民生活課

- ① 一般家庭や事業所などにおけるごみ分別収集の徹底や、廃棄物の抑制と資源化の推進について普及啓発を図ります。
- ② 地域との連携による不法投棄への監視体制の充実や、モラル改善に向けた啓発に努めます。
- ③ 浦添市、中城村と共に一般廃棄物中間処理施設^{※2}建設へ向けた取組を推進します。

(2) 資源循環やクリーンエネルギーの活用

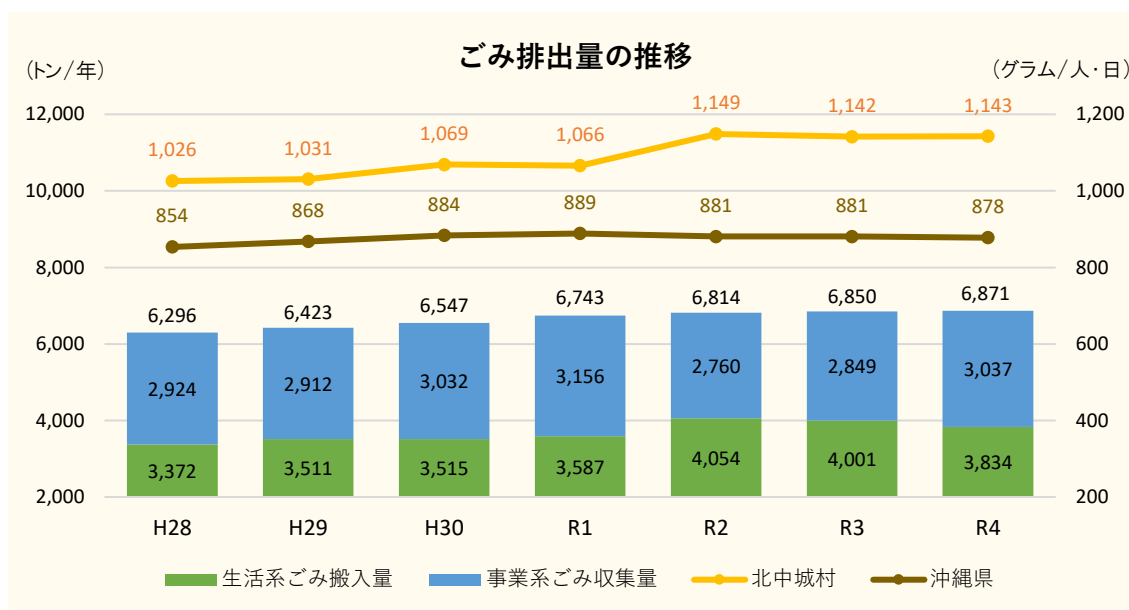
住民生活課、企画振興課

- ① 村内の住宅や公共施設等から出る木枝などのチップ処理およびその利用を推進します。
- ② 家庭への生ごみ処理容器など購入補助について継続的に実施するとともに、制度の周知を図ります。
- ③ 公共施設をはじめ、大規模施設などで環境に負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ④ 農を活かした健康福祉の里づくりにおいて、事業者と連携しバイオガス発電^{※3}や、たい肥化に取り組みます。

(3) 環境共生に向けた取組

建設課、住民生活課、教育総務課

- ① 今後予定される駐留軍用地の跡地利用においては、残存する緑地など貴重な自然環境の保全に努めます。
- ② 学校教育における環境学習の機会の提供など支援を図ります。
- ③ 全村一斉清掃やクリーンアップ作戦などの環境美化活動を推進するとともに、身近なエコ活動に向けた意識啓発を図ります。



資料：環境省廃棄物処理技術情報

※2 中間処理施設：廃棄物の収集運搬や分別後に破碎、圧縮、焼却、脱水等によって減容するリサイクルや最終処分の前工程を行う施設。

※3 バイオガス発電：食品廃棄物や汚泥や家畜糞尿等の湿分の高い原料をメタン発酵により、バイオガス（ガス組成：メタンガス約60%、二酸化炭素約40%）を発生させて、そのバイオガスを燃料に使用している発電のこと。

施策
4-5

自然環境と利便性が調和した住みよいむら
上下水道の整備・環境衛生の推進

現状・課題

- 本村の水道は普及率 100%で、ライカム地区においても上水道の整備が既に行われており、水の安定供給と安心して使用できる水質の保持が図られています。今後は、老朽化している既存施設の適正な更新など、持続的な水道事業の確立が求められます。
- 下水道については、整備の推進が図られ、平成 28 年度（2016 年度）から平成 29 年度（2017 年度）において水洗化率が人口普及率を上回ったものの、更なる接続率向上や環境負荷の低減に向けた啓発などが求められます。
- 村民の住環境を衛生的に保つため、動物愛護の取組のほか、近年問題となっている墓地や、高齢化の進行に伴う葬送需要への対応など、環境衛生の取組が求められます。



北中城村公営墓地

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村水道ビジョン	上下水道課	R2.3	R2～R11
北中城村水道事業経営戦略	上下水道課	R7.3	R7～R16
北中城村水質検査計画	上下水道課	各年度	単年度
北中城村公共下水道事業経営戦略	上下水道課	R7.3	R7～R16
北中城村墓地基本計画	住民生活課	更新予定	—

取組方針

(1) 水の安定供給と上水道事業の円滑な運営

上下水道課

- ① 漏水調査や耐震化対策、老朽化対策など、既存施設における適正な維持管理を行うとともに、計画的な更新及び耐震化に努めます。
- ② 自家貯水槽の適正管理に関する啓発に努めます。
- ③ 関係機関と連携し、給水区域における水質について水質検査を継続実施します。

(2) 公共下水道整備の促進と生活排水対策

上下水道課、住民生活課

- ① 公共下水道への接続率向上に向けた取組を推進します。
- ② 下水道整備計画区域外においては、合併処理浄化槽設置への支援と、適正な維持管理に関する普及啓発を図ります。

(3) 環境衛生・動物愛護

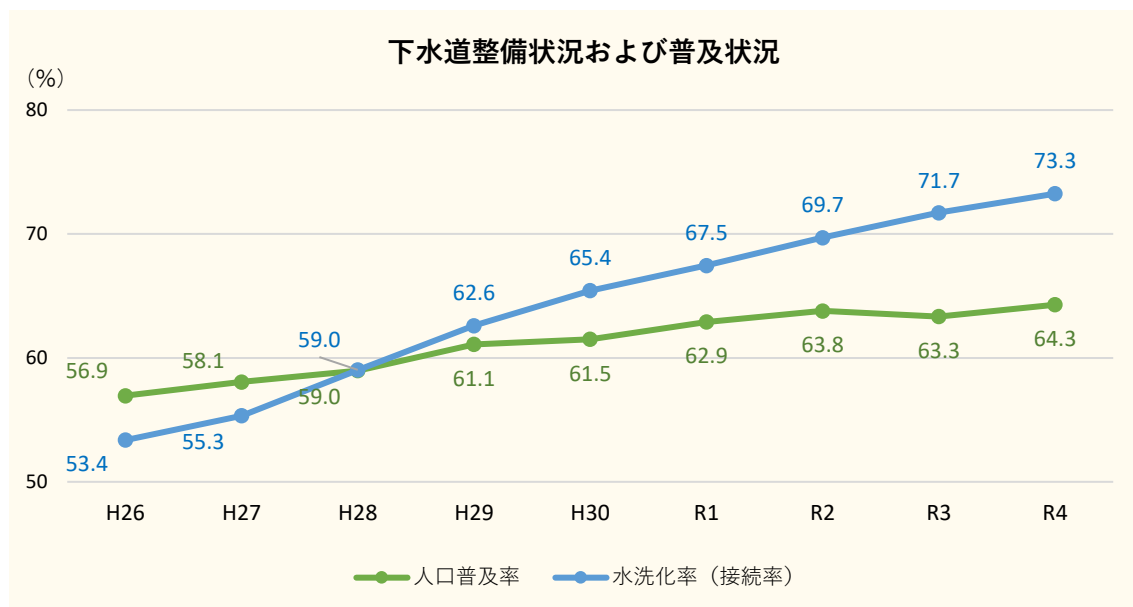
住民生活課

- ① 村道での動物死骸の回収や野犬の確保を行い良好な環境衛生に努めます。
- ② 関係機関と連携し、狂犬病予防接種の促進や、ペットの適正飼養などに関する普及啓発に努めます。

(4) 墓地・火葬場への対応

住民生活課

- ① 墓地の適正な規制誘導や公営墓地の安定的な運営を図ります。
- ② 隣接市町村など関係機関と連携し、広域火葬場の整備に取り組みます。



資料：沖縄県土木建築部 下水道課

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

施策
4-6

自然環境と利便性が調和した住みよいむら
地域防災力の向上

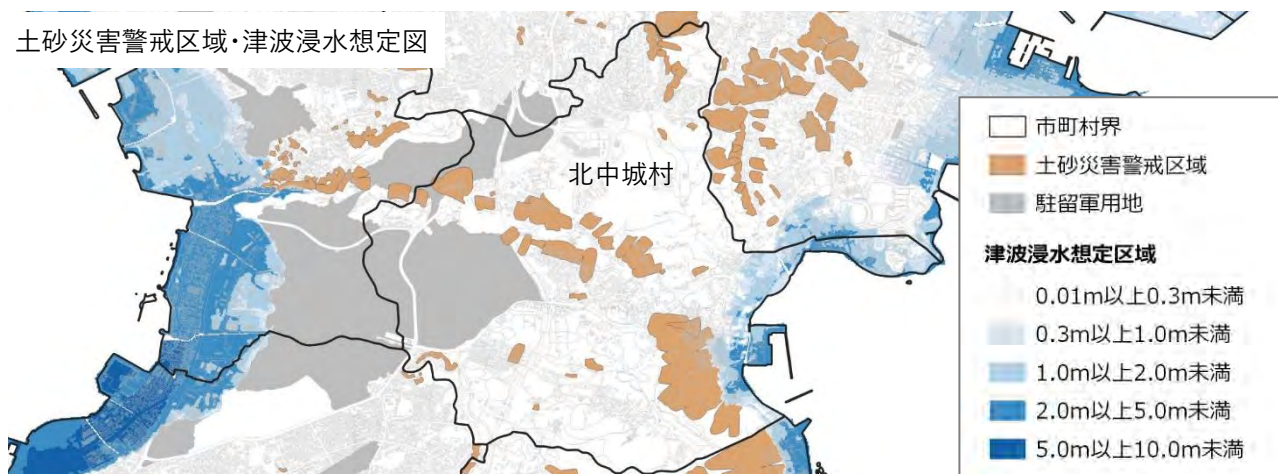
現状・課題

- 南海トラフ地震など、近年、発生の可能性が高まる大規模地震に備え、災害発生時の情報収集・情報伝達手段、防災拠点形成、避難場所の確保、災害時に発生する廃棄物対策など、災害に強く安心できるまちづくりに向けて、ソフトとハード両面から総合的な対策が求められています。
- 本村は起伏に富んだ地形であり、台風や集中豪雨時には丘陵斜面地での地滑りや低湿地における浸水災害が発生しています。災害発生リスクの認知度向上や、災害が発生した場合等、乳幼児、外国人、高齢者、障がい者などの避難の手助けなどが重要であり、地域における防災力の向上が求められます。
- 消防・救急については中城村と一部事務組合を結成し、消防・救急業務に対応しています。救急出動が毎年増加傾向にあり、災害なども想定した対策が求められます。



防災訓練

土砂災害警戒区域・津波浸水想定図



資料：沖縄県地図情報システム（津波浸水想定図）、国土数値情報（土砂災害警戒区域）より作成

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村地域防災計画	総務課	H31.3 修正	－
北中城村国土強靱化計画	総務課	R2.3	概ね 5 年
北中城村災害廃棄物処理計画	住民生活課	R3.3	－

取組方針

(1) 災害に強い環境整備

総務課、建設課、住民生活課

- ① 巨大地震など今後発生すると予想される大規模自然災害等に備え、事前防災・減災のまちづくりに取り組みます。
- ② 避難場所、避難経路の整備、備蓄品の充実など、災害に強い環境整備を図ります。
- ③ 地域防災無線の拡充および難聴地域の解消に努めるとともに、SNS^{※1}など多様な情報伝達手法により、災害時における迅速な情報提供が行える環境整備を図ります。
- ④ 災害時に発生する廃棄物対策について、事前の備えや体制確立に努めます。

(2) 自助・共助・公助による地域防災力の向上

総務課、福祉課、建設課

- ① パンフレット、災害危険区域予測図（ハザードマップ^{※2}）等による防災意識の普及啓発と、避難場所、避難ルートの認知徹底に努めます。
- ② 自主的な防災組織の立ち上げを推進するとともに、防災公園の活用促進や防災訓練、防災教育、資格取得等の活動の支援に努めます。
- ③ 常時より高齢者や障がい者、外国人、乳幼児など避難行動要支援者の把握に努めるとともに、関係機関、関係団体と連携し、災害時の迅速な情報提供や避難、救急活動などが行える体制づくりに努めます。
- ④ 関係機関、関係団体と連携・協働し、大規模災害が発生した場合の迅速な災害ボランティアセンター設置・運営に向けた支援体制の構築のほか、被災者それぞれの特性に応じた避難生活の対応や生活再建支援ができる体制づくりに努めます。
- ⑤ 「大規模災害時における地域防災協定」による医療機関や民間企業等との連携体制や、他市町村・県、その他関係機関との広域連携に関する体制の整備を図ります。

(3) 消防、救急体制の拡充

総務課

- ① 中城北中城消防本部との連携を図り、緊急通報システムの運用や各種救急講習会の実施などを推進します。



防災備蓄品の点検



救急講習会

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※1 SNS：SNSとはSocial Networking Serviceの略で、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

※2 ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

施策
4-7

自然環境と利便性が調和した住みよいむら
安全・安心な住環境の確保

現状・課題

- 本村は、沖縄自動車道の北中城インターチェンジや喜舎場スマートインターチェンジ※が立地し、国道 330 号、国道 329 号が南北に走るなど、交通量の多い地域です。近年はライカム地区における大型商業施設が開業したことにより交通量のさらなる増加や、生活道路への通過交通等などにより、交通環境の悪化や事故が多発しており、交通安全対策が求められます。
- 村民の安全で安心な日常生活を確保するために、自らの生活を守るための防犯に対する意識や知識の向上を図るとともに、関係機関等との連携により、安全・安心な地域社会の実現に努めることが求められます。



交通安全対策（仮設道路ハンプ）



関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村再犯防止推進計画	福祉課	R5.5	R5～R10

※ スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア等に設置され、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

取組方針

(1) 交通安全対策

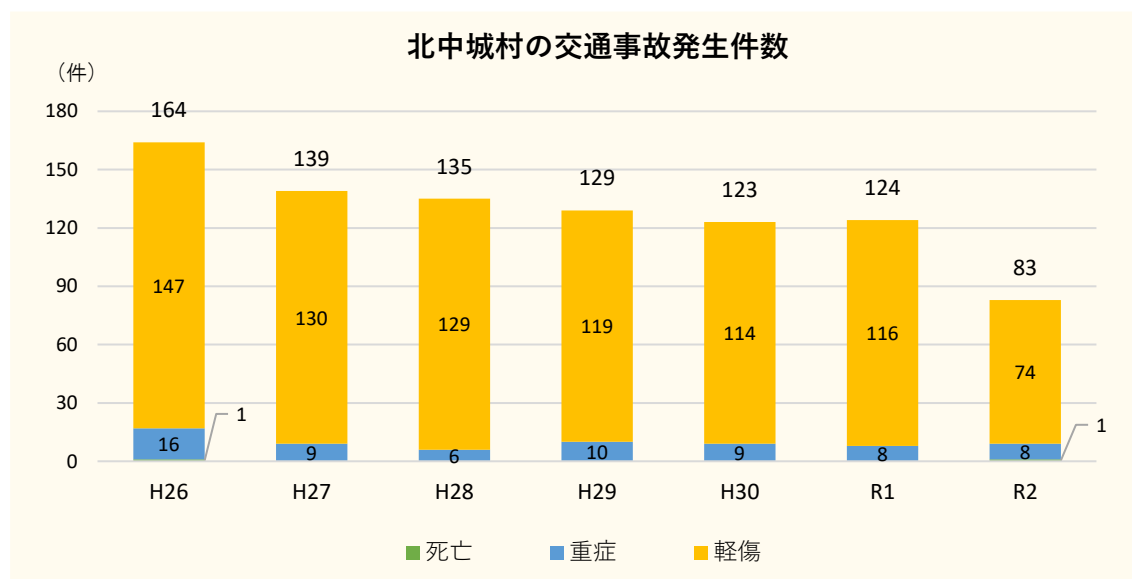
総務課、建設課、教育総務課

- ① 関係機関と情報交換など連携強化を図り、事故危険箇所などの把握や、交通安全施設の整備、適切な維持管理を図ります。
- ② 交通安全推進協議会への活動支援を継続し、飲酒運転根絶や交通ルール遵守など、交通安全の啓発活動に取り組みます。
- ③ 児童生徒の安全・安心な通学を確保するため、効率的で効果的なスクールバスの運行を推進します。
- ④ 学校や地域と連携し、通学路での見守り活動、交通安全週間の呼びかけ活動等を推進します。

(2) 防犯対策

総務課、建設課、福祉課

- ① 関係機関と連携し、市街地や集落を中心に防犯灯の整備を進めるとともに、地域と連携し適正な維持管理を図ります。
- ② 関係機関との連携を図り、防犯対策の普及啓発に努めます。
- ③ 犯罪をした者などの再犯を防止するため、周知啓発や関係機関と連携した支援に努めます。



資料：沖縄県交通白書（「隊・署別、市町村別発生状況」より）

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

施策
5-1

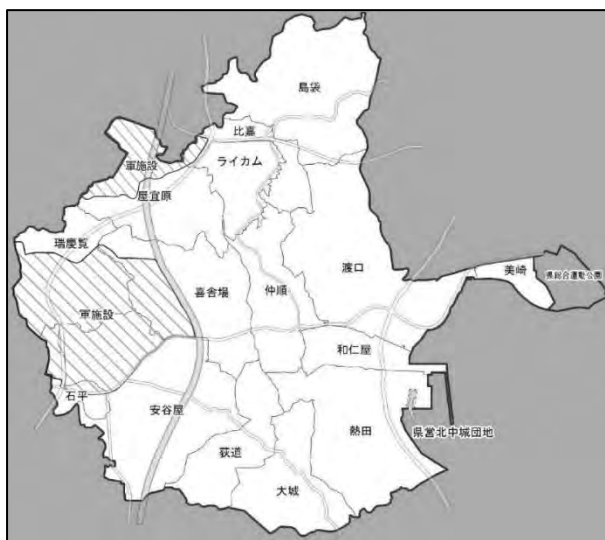
共に創造する魅力あるむら
村民と協働のまちづくりの推進

現状・課題

- 少子高齢化や人口減少が進み、多様化、複雑化するニーズに対して、行政のみで対応することが困難となる現代においては、村民が身近な地域の生活環境づくりに積極的に参画し、行政主導のまちづくりから、村民参画による協働のまちづくりに向けた取組を進めることが求められます。
- 本村の各地域では、多くの歴史・文化資源が保全・継承されており、地域住民が主体となって特色ある地域づくりが進められており、その活動の場の確保や活動を支える取組が求められます。
- 村民のまちづくりへの意向把握や、各種媒体を通じた村民の意識向上、様々なまちづくりへの参画の機会創出などが求められます。
- 土地区画整理事業が完了し、市街化が進むライカム地区においては、急激な人口流入による地域の多様性が加速しています。地域住民同士の信頼関係を高め、地域の振興・発展に自ら取り組めるよう、コミュニティ形成に向けた取組が求められます。



北中城村第五次総合計画 まちづくり懇話会



北中城村行政区域

取組方針

(1) 村民主体のまちづくりへの支援

企画振興課、建設課

- ① 村民自ら地域のことを自主的に取り組むことができるよう、様々な事業制度の情報提供など地域活動の支援に努めます。
- ② ライカム地区における協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ組織の立ち上げを支援します。

(2) まちづくりへの意識向上と参画機会の拡充

全課

- ① 広報、SNS^{※1} など多様な手法を用いて、まちづくりに対する村民の興味喚起や意識向上を図ります。
- ② ワークショップやアンケート、パブリックコメント^{※2} など様々な手法による村民参画機会の拡充を図ります。
- ③ 各地域の自治公民館については、まちづくりやコミュニティ醸成の場として利用促進を図るとともに、施設の適切な維持管理や、改修などに取り組みます。



北中城村公式 LINE

前期
基本
計画

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

※1 SNS：SNSとはSocial Networking Serviceの略で、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

※2 パブリックコメント：行政機関が政策や計画等を立案する際に、あらかじめその案を公表し、広く住民の意見や情報を募集して意思決定に反映させる制度。

施策
5-2

共に創造する魅力あるむら

官民連携・広域連携の推進

現状・課題

- 近年、地方自治体の多くは財政の圧迫が進み、従来通りの住民サービスや施設の管理等が極めて厳しくなっています。本村においても近年の厳しい財政状況、将来的に人口減少が見込まれる中で行政と民間が連携し、効率的・効果的に公共施設等を整備・維持管理・運営していくことが求められます。
- 各種公共機能を市町村ごとに整備するといったこれまでのあり方から、周辺市町村や関係機関と連携し、同一施設・機能や行政サービスを関係市町村で利活用できる仕組みづくりなど、各自治体の負担を軽減しながら最大限の効果を発揮することが求められます。



官民連携勉強会

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村公共施設等総合管理計画	総務課	R4.3 改定	H27-H77

取組方針

(1) 官民連携の推進

総務課、企画振興課

- ① 行政サービスの向上とコスト抑制に向けて、事務事業について、内容や適性を判断した上で、民営化、民間委託、指定管理者制度※の導入などについて検討します。
- ② 一定規模以上の公共施設の整備や維持管理、運営等については、民間活力の導入を積極的に検討します。
- ③ 産学官金労士など、多様な分野の関係機関と包括的な連携に積極的に取り組み、まちづくりの課題解決や行政サービスの向上に努めます。

(2) 広域連携の推進

全課

- ① ごみ処理、救急、保険・福祉などの分野については、広域連合、一部事務組合、事務委託などにより、効率的・効果的な行政サービスの維持に努めます。
- ② 観光、産業振興、都市計画、公共交通などの分野においては、国や県、近隣市町村、関係機関の連携を推進します。



北中城村役場（官民連携事業の活用事例）



北中城村民体育館（官民連携事業の活用事例）

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※ **指定管理者制度**：行政機関が政策や計画等を立案する際に、あらかじめその案を公表し、広く住民の意見や情報を募集して意思決定に反映させる制度。

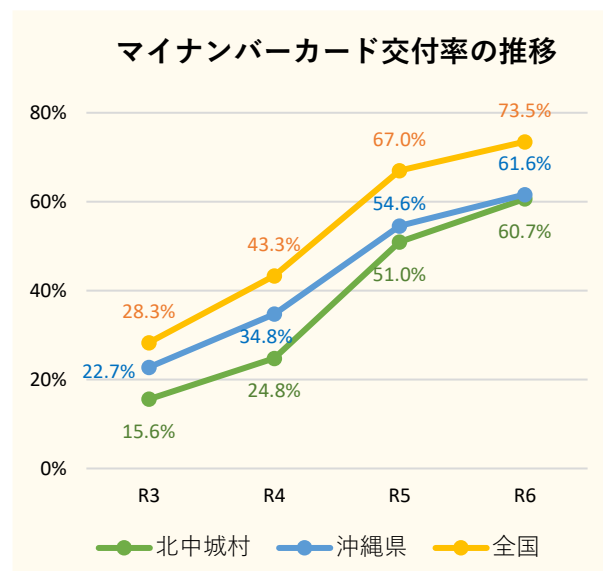
施策
5-3

共に創造する魅力あるむら

自治体 DX^{※1} の推進、産業 DX^{※1} の促進

現状・課題

- 令和 2 年（2020 年）12 月に政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の実現が示されました。
- 令和 6 年（2024 年）4 月に改定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX^{※1}）推進計画【第 3.0 版】（総務省）」においては、デジタル社会の構築に向けて、自治体が DX^{※1} に係る施策を展開・推進していくことが求められています。
- 昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、経済に大きな打撃を与えると同時に、オンラインでの手続きやテレワークといった社会のデジタル化の可能性を広く認識されるに至りました。
- 本村においても、様々な行政ニーズに対応するため、行政手続きのデジタル化に向けた取組が求められます。
- 村内には中小規模の事業所が多く、企業の持続的で安定的な経営を確立するためには、情報通信関連産業と各産業間の連携の強化とともに、DX^{※1} の促進等による人材不足の解消、生産性の向上、付加価値の創出などの取組が求められます。



資料：総務省（「マイナンバーカード交付状況について」より）

※1 DX：直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

※2 オープンデータ：主に国や地方公共団体が公開している、誰もが利用可能なデータのこと。

※3 ガバメントクラウド：政府共通のクラウドサービスの利用環境のこと。ガバメントクラウドを活用することで、迅速、柔軟、安全でコスト効率の高いシステムを構築とし、利便性の高いサービスの提供を目指す。

取組方針

(1) 自治体 DX^{※1}の推進

全課

- ① 行政が保有する情報のオープンデータ^{※2}化について継続して取り組みます。
- ② ガバメントクラウド^{※3}への移行に向けて取り組みます。
- ③ 広報きたなかぐすくの内容の充実に努めるとともに、役場ホームページや SNS^{※4}等で常時、新情報が提供できるような体制づくりに努めます。
- ④ 住民の各種行政手続き等の利便性を高めるため、マイナンバーカードの普及促進を図ります。
- ⑤ 現状の窓口での手続きについて見直しを図り、適宜オンライン手続きへの移行を推進する他、書かない、待たない、回らないワンストップ窓口^{※5}等の実現について検討します。
- ⑥ 業務の自動化や効率化を図るため、AI^{※6}や RPA^{※7}の導入について検討します。
- ⑦ 自治体 DX^{※1}を推進するため、デジタル人材の確保、育成に努めます。
- ⑧ ICT^{※8}等の技術を活用し、危険箇所の速やかな発見や、点検や診断などを進め、社会インフラの適切な維持管理に努めます。

(2) 産業 DX^{※1}の促進

企画振興課、農林水産課

- ① デジタル化を支える人材の育成・確保に取り組む民間事業者への支援に努めます。
- ② 農水産業や、観光業など、デジタル技術の活用による生産性向上や付加価値向上の取組を行う民間事業者への支援に努めます。
- ③ 民間企業のテレワーク環境の整備など、多様な働き方の促進に努めます。



前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※4 SNS：SNSとは Social Networking Service の略で、Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

※5 ワンストップ窓口：自治体での各種手続きにおける窓口を1つに集約し、ワンストップで手続きを完結する取組。

※6 AI：AIとは人工知能（Artificial Intelligence）の略称。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになった。

※7 RPA：これまで人間が対応していた作業、もしくはより高度な作業を、AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組。

※8 ICT：ICTとは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、PC やスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術のことを指す。

施策
5-4

共に創造する魅力あるむら
効率的・効果的な行財政運営

現状・課題

- 少子高齢化の進展に伴う税収の減少や社会保障関係費の増加が懸念される一方、「住んでみたい」「住み続けたい」と感じられる魅力的なまちづくりに向けて、新たな財政需要も見込まれます。
- このような状況下において、より一層の安定した財源の確保や効率的・効果的な行政運営、公有施設・財産の適正な維持管理により、中長期的な視点から持続可能な行財政運営が求められます。



■公共施設一覧（築年数は令和 7 年（2025 年時）点、色付きは築 30 年以上）

No	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数	構造	延床㎡	No	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数	構造	延床㎡
1	社会教育施設	公民館（集会所）	村立中央公民館	1983	42	RC	2,723	18	学校教育施設	小学校	北中城小学校	1997	28	RC	8,234
2			喜舎場公民館	1990	35	RC	505	19		小学校	島袋小学校	1989	36	RC	5,089
3			仲順公民館	1987	38	RC	141	20		中学校	北中城中学校	2017	8	RC	8,701
4			熱田公民館	1983	42	RC	597	21		その他教育施設	学校給食共同調理場	1993	32	RC	527
5			和仁屋公民館	2007	18	RC	320	22		幼稚園	北中城幼稚園	2011	14	RC	1,404
6			渡口公民館	2008	17	RC	245	23	子育て支援施設	保育所	喜舎場保育所	2000	25	RC	659
7			島袋公民館	1998	27	RC	827	24		その他子育て支援施設	子育て支援センター	2009	16	RC	197
8			屋宜原公民館	1991	34	RC	347	25			仲順児童館	1987	38	RC	342
9			瑞慶覧公民館	1987	38	RC	231	26			島袋児童館	1984	41	RC	329
10			石平公民館	1995	30	RC	269	27	福祉施設	福祉施設	北中城村地域ゆいまー創造館	2010	15	RC	408
11			安谷屋公民館	1993	32	RC	616	28			老人デイサービスセンターしおさい	2003	22	RC	543
12			荻道公民館	1982	43	RC	238	29		庁舎等	北中城村役場 第二庁舎	2001	24	RC	2,179
13			大城公民館	2002	23	RC	257	30			北中城村役場 別館	2009	16	S	207
14			美崎集会所	2017	8	RC	83	31		供給処理施設	植物ごみ資源化ヤード	2013	12	RC	190
15		図書館	あやかりの杜（屋外施設含む）	2007	18	RC	4,368	32	その他施設	その他施設	アンテナショップ（※2024.3閉店）	2013	12	S	99
16	レクリエーション施設	レクリエーション施設	しおさい公苑	2002	23	RC	90	33			漁業組合倉庫	2000	25	S	242
17			若松公園	1991	34	RC	87								

資料：北中城村公共施設等長寿命化個別施設計画（令和 3 年 3 月改定）

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村中期財政計画	企画振興課	H31.4	H31～H33
北中城村公共施設等総合管理計画	総務課	R4.3 改定	H27-H77
北中城村公共施設等長寿命化個別施設計画	総務課	R3.3	R3～R32

取組方針

(1) 効率的な行政の運営

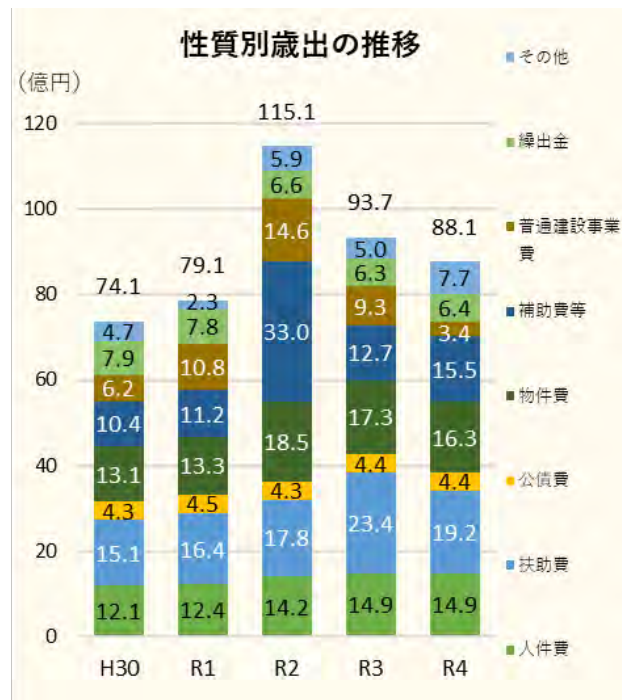
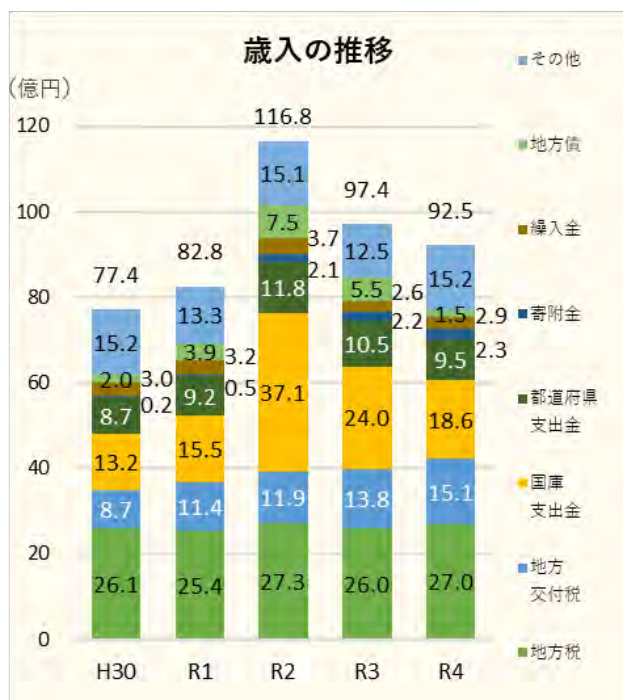
企画振興課、総務課

- ① 各種交付金や補助制度などの把握や制度研究を行い、効果的な施策の立案や適正な執行に努めます。
- ② 事業ごとに必要な行政サービスの増減要因や今後の見通しを把握するとともに、対策を検討します。
- ③ 公共施設等については、必要に応じて個別計画に基づき、建設費用や維持管理費用が抑えられるよう、長寿命化など効率的・効果的な対策を推進します。
- ④ 公共施設等については、必要に応じて統廃合などを推進し、保有量の削減に努めます。

(2) 計画的な財政の運営

企画振興課、税務課、総務課

- ① 財政指標の公表及び中長期的な財政計画の策定を行い、健全な財政と財政力の向上に努めます。
- ② 適正な課税はもとより、オンラインによる情報照会や納付手続きなど納税システムのデジタル化を推進し、時代に即した納税環境の拡充と、村税徴収率の向上に努めます。
- ③ 財源の重点的で効率的な配分、事務事業の整理合理化、経常経費の節減等適切な運営を図ります。



資料：総務省「決算カード」

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

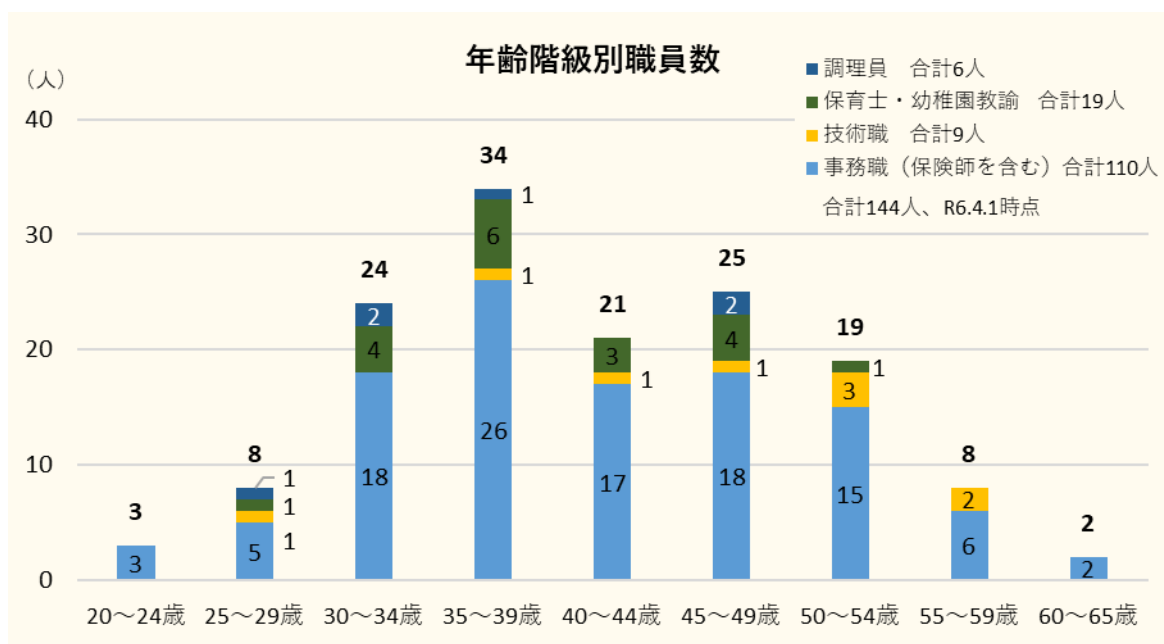
施策
5-5

共に創造する魅力あるむら

社会情勢の変化に対応できる人材の育成

現状・課題

- 令和 5 年度（2023 年度）から令和 13 年度（2031 年度）にかけて定年年齢が 60 歳から 65 歳へ段階的に引き上げられることを踏まえ、定年退職者がいない場合でもあらかじめ一定数の職員を確保する等、定員管理の工夫が求められます。
- 社会情勢の急速な変化や、多様化、複雑化する行政ニーズに対応するため、行政職員の育成・確保が求められます。
- 時代の変化に対応できる組織体制づくりや、ワークライフバランス^{※1}の取れた働きやすい環境づくりが求められます。



資料：北中城村

関連計画

計画名	所管課	策定年	計画期間
北中城村職員人材育成基本方針 （平成 30 年度職員研修計画）	総務課	H30	—

※1 ワークライフバランス：仕事と生活の調和を指す。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す取組。

取組方針

(1) 人材の確保

総務課

- ① 民間企業や国家公務員における採用活動の早期化、多様化など、人材確保に係る環境変化を踏まえ、採用等に係る効果的な方策を検討します。
- ② 複雑化する行政ニーズに対応するため、DX^{※2}などの専門知識を有する人材や、他業種経験者などの人材を確保する方策について検討します。

(2) 行政職員の育成

総務課

- ① 職員の能力・業績に基づく人事評価制度を活用し、個々のキャリアに応じた人材の適正配置に努めます。
- ② 自己研鑽の推奨や、各種研修制度の充実など能力開発の支援に努め、職員の職務執行力・政策形成力の向上を図ります。
- ③ 土木・建築職や、情報通信、福祉に関連する職種など、今後の社会情勢に伴いニーズが増加すると予想される職種については、中長期的な育成に努めます。

(3) 社会情勢に対応する組織体制

総務課

- ① 社会情勢を的確に捉え、時代の要請に即した組織・機構の構築に努めます。
- ② 組織・機構の見直しに合わせて、適正な定員管理に努めます。

(4) 働きやすい職場環境

総務課

- ① 職員の健康の維持増進を図り、働き方改革などによるワークライフバランス^{※1}の実現を目指すとともに、性別や年齢、価値観、取り巻く環境を含めたあらゆる多様性を認めあう環境づくりに努めます。

前期
基本
計画

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

基本
目標
5

※2 DX：直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

施策体系図



※1 健康：身体健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態のこと。

※2 DX：直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

V 資料編

1 SDGsと各施策の関連

前期基本計画の各施策と「持続可能な開発目標(SDGs)」の関係を次に整理します。



		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基本目標 1 子育て・教育・福祉分野 ～こどもから高齢者まで地域でつながるむら～																		
1-1	児童福祉・子育て支援の充実	●		●	●	●			●		●						●	
1-2	学校教育の充実と地域との連携	●		●	●	●			●		●						●	
1-3	健全な青少年育成の推進	●		●	●	●			●		●						●	
1-4	高齢者福祉の充実	●		●	●						●						●	
1-5	障がい者（児）福祉の充実	●		●	●	●					●						●	
1-6	人にやさしい環境づくり	●		●	●	●					●	●					●	
基本目標 2 健康・生涯学習・国際交流分野 ～笑顔あふれ住み続けられる健幸なむら～																		
2-1	地域保健の充実と健康増進	●		●	●													
2-2	社会保障の持続的運営に向けた取組	●		●	●													
2-3	生涯学習の推進と生きがいづくり	●		●	●													
2-4	国際交流の推進と平和の継承																●	

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基本目標 3 産業・観光・文化振興分野		～魅力を活かし持続可能で活力があるむら～																
3-1	観光・商工業の振興		●			●			●	●								
3-2	農業の振興		●			●			●	●			●		●			
3-3	水産業の振興		●			●			●	●			●		●			
3-4	地域文化の振興と継承				●	●			●									
3-5	雇用の創出と就業支援		●		●	●			●	●								●
基本目標 4 基盤整備・環境・防災分野		～自然環境と利便性が調和した住みよいむら～																
4-1	秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成											●		●	●	●		
4-2	自然環境の保全・活用と景観形成						●					●	●	●	●	●		
4-3	暮らしを支え、交流を促進する道路交通環境の形成			●								●		●				
4-4	脱炭素・環境共生社会の実現							●				●	●	●	●	●		
4-5	上下水道の整備・環境衛生の推進						●					●	●		●	●		
4-6	地域防災力の向上											●		●		●		
4-7	安全・安心な住環境の確保											●						
基本目標 5 協働・連携・DX・行財政分野		～共に創造する魅力あるむら～																
5-1	村民と協働のまちづくりの推進											●	●					
5-2	官民連携・広域連携の推進											●	●					●
5-3	自治体 DX の推進、産業 DX の促進			●	●					●		●	●					
5-4	効率的・効果的な行財政運営								●			●	●				●	●
5-5	社会情勢の変化に対応できる人材の育成			●	●				●			●	●				●	●

2 関連計画一覧

前期基本計画の関連計画及び各施策との関係を次に整理します。

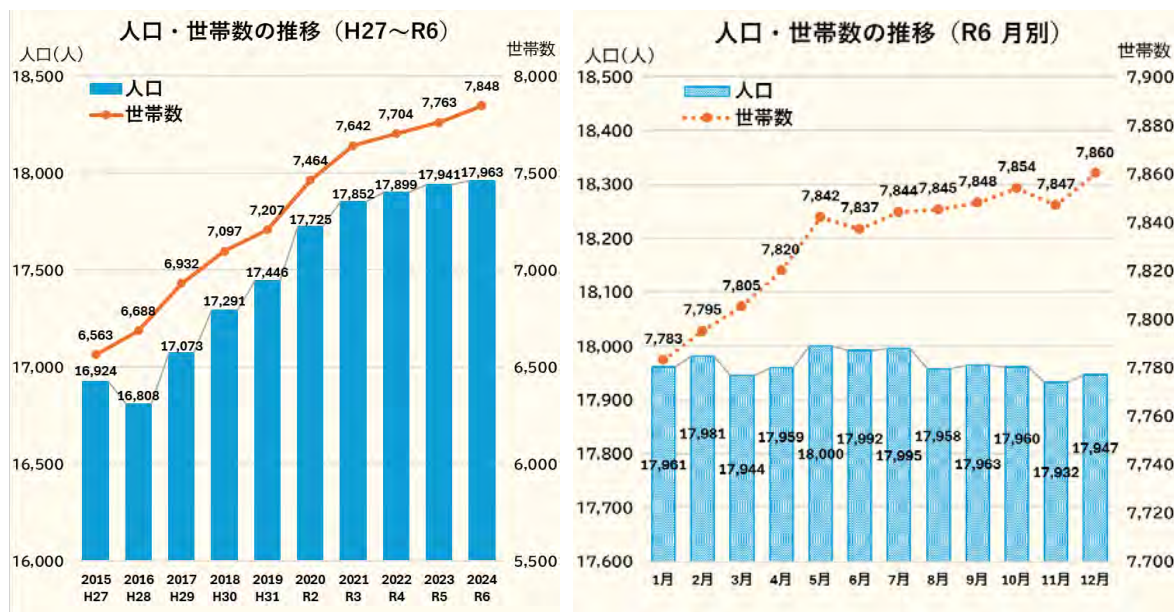
策定年	所管課	計画名	施策
H29.3	建設課	北中城村景観計画	4-2
H30	総務課	北中城村職員人材育成基本方針（平成30年度職員研修計画）	5-5
H31.3	総務課	北中城村地域防災計画	4-6
H31.4	企画振興課	北中城村中期財政計画	5-4
R1.9	建設課	北中城村都市計画マスタープラン	4-1、4-2、4-3
R2.3	こども未来課	第2期北中城村子ども・子育て支援事業計画	1-1
R2.3	上下水道課	北中城村水道ビジョン	4-5
R2.3	総務課	北中城村国土強靱化計画	4-6
R3.3	住民生活課	北中城村災害廃棄物処理計画	4-6
R3.3	企画振興課	北中城村第4次国土利用計画	4-1、4-2、4-4
R3.3	総務課	北中城村公共施設等長寿命化個別施設計画	1-2、5-4、
R4	生涯学習課	第二次子どもの読書活動推進計画	2-3
R4.3	住民生活課	北中城村一般廃棄物処理基本計画	4-4
R4.3	総務課	北中城村公共施設等総合管理計画	5-2、5-4
R4.9	生涯学習課	北中城村第1次生涯学習推進計画	1-2、1-3、2-2、2-3、2-4、3-4
R5.3	企画振興課	北中城村地域公共交通計画	4-3
R5.5	福祉課	北中城村再犯防止推進計画	4-7
R5.5	福祉課	第5次北中城村地域福祉計画	1-1、1-3、1-4、1-5、1-6
R5.5	健康保険課	北中城村保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）	2-1、2-2
R5.10	建設課	中城村・北中城村共同まちづくり計画	4-1、4-2、4-3、4-4
R6.3	福祉課	北中城村第9次高齢者保健福祉計画	1-4
R6.3	福祉課	北中城村第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画	1-5
R6.3	福祉課	北中城村障がい者総合計画☆2024	1-5
R6.3	企画振興課	第2次北中城村観光振興基本計画	3-1
R6.5	農林水産課	北中城村農業振興地域整備計画	3-2
R7.3	農林水産課	農地利用地域計画	3-2
R7.3	住民生活課	北中城村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	4-4
R7.3	教育総務課	北中城村教育大綱	1-2
R7.3	上下水道課	北中城村水道事業経営戦略	4-5
R7.3	上下水道課	北中城村公共下水道事業経営戦略	4-5
R7.3	健康保険課	北中城村健康21（第三次）計画	2-1
各年度	上下水道課	北中城村水質検査計画	4-5
策定中	建設課	北中城村立地適正化計画（仮称）	4-1、4-2、4-3
更新予定	住民生活課	北中城村墓地基本計画	4-5

3 参考データ

人口に関するデータ

【人口・世帯数の推移】

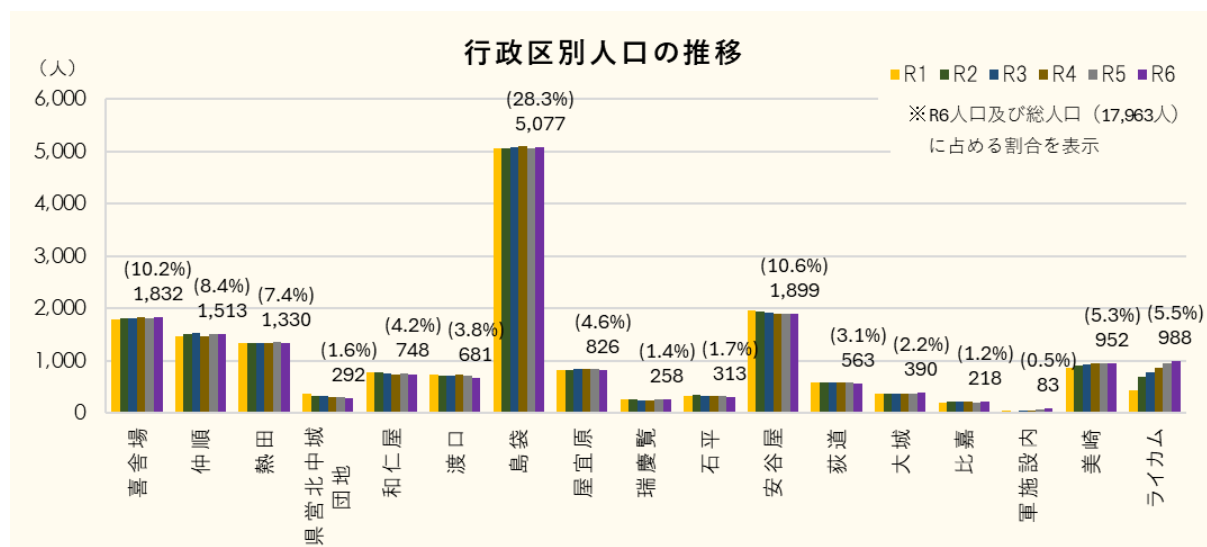
人口・世帯数の推移をみると、平成 28 年（2016 年）以降、増加基調となっており、令和 6 年（2024 年）5 月には人口が 18,000 人と最も多くなっています。



資料：北中城村「北中城村住民基本台帳」 ※H27～R6 は、9 月末時点

【行政区別人口の推移(令和元年～令和 6 年)】

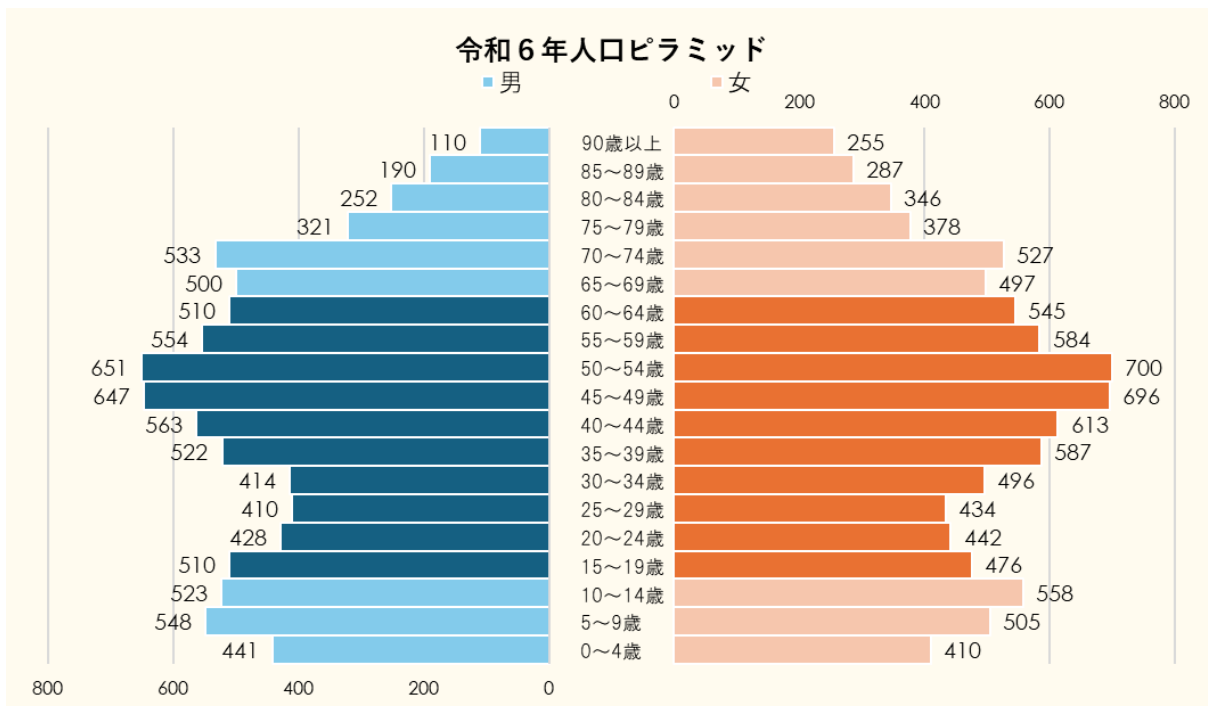
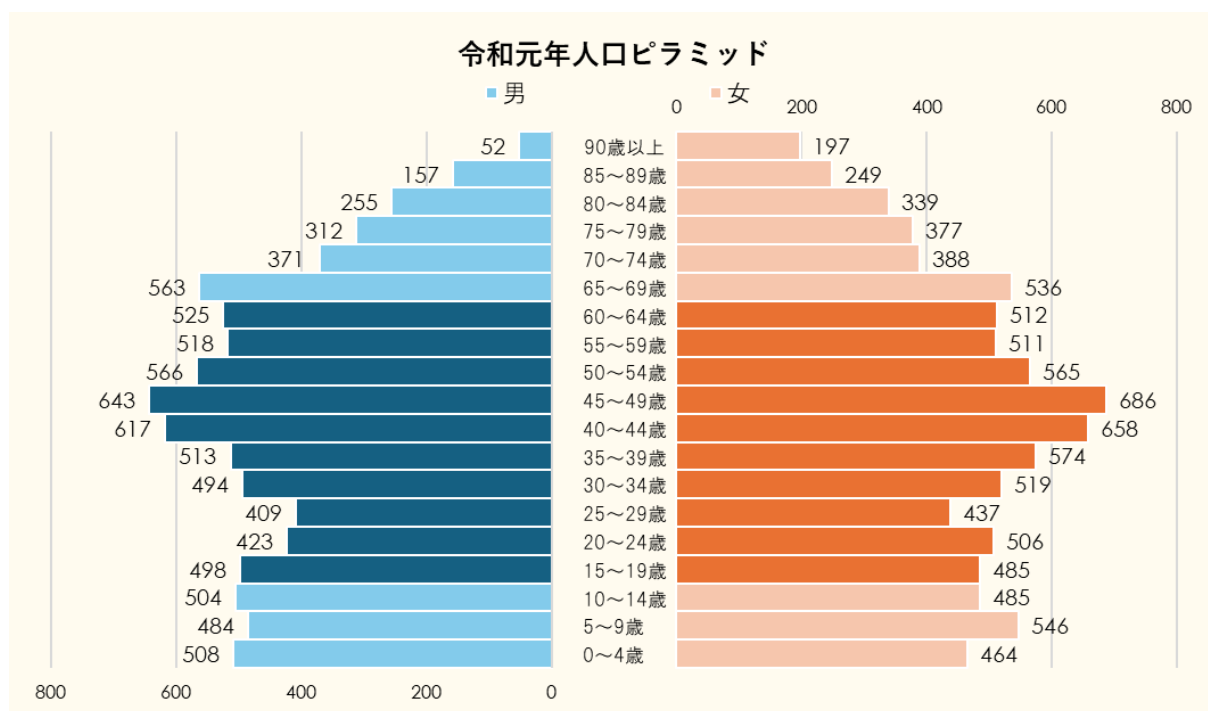
行政区別人口の推移をみると、島袋が最も多く、令和 6 年（2024 年）では総人口の 28.3%を占めています。また、ほとんどの行政区が横ばいとなっているなかで、令和元年（2019 年）に誕生したライカムでは人口増加がみられます。



資料：北中城村「北中城村住民基本台帳」 ※9 月末時点

【人口ピラミッドの変遷】

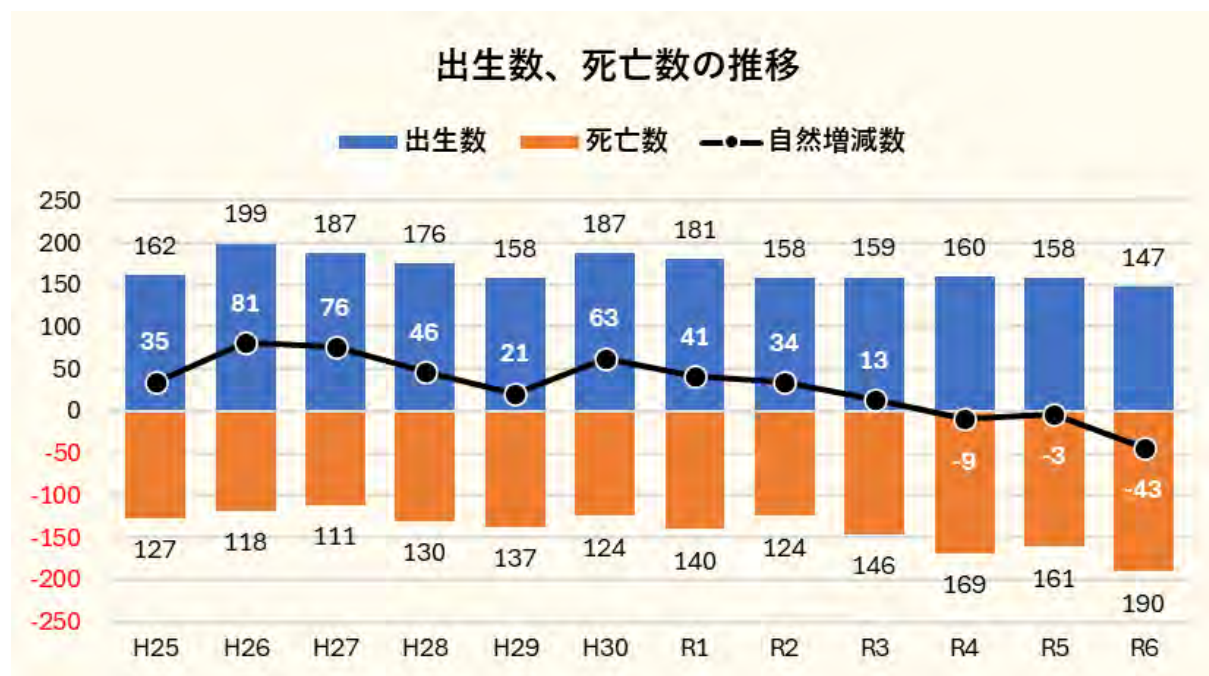
令和元年（2019 年）の人口ピラミッドと令和 6 年（2024）年の人口ピラミッドを比較すると、大きな人口構造の変化はみられないが、90 歳以上の人口が男女ともに 50 人程度増加するなど、高齢化が進行していることがわかります。一方で、0～4 歳の人口が男女ともに減少していることから、出生数も低下していると考えられます。



資料：北中城村「北中城村住民基本台帳」 ※ 9 月末時点

【自然増減 出生数、死亡数の推移(平成 25～令和 6 年)】

出生数、死亡数の推移をみると、平成 25 年（2013 年）から令和 3 年（2021 年）までは、出生数が死亡数を上回り、自然増で推移していたが、令和 4 年（2022 年）以降、自然減となっています。

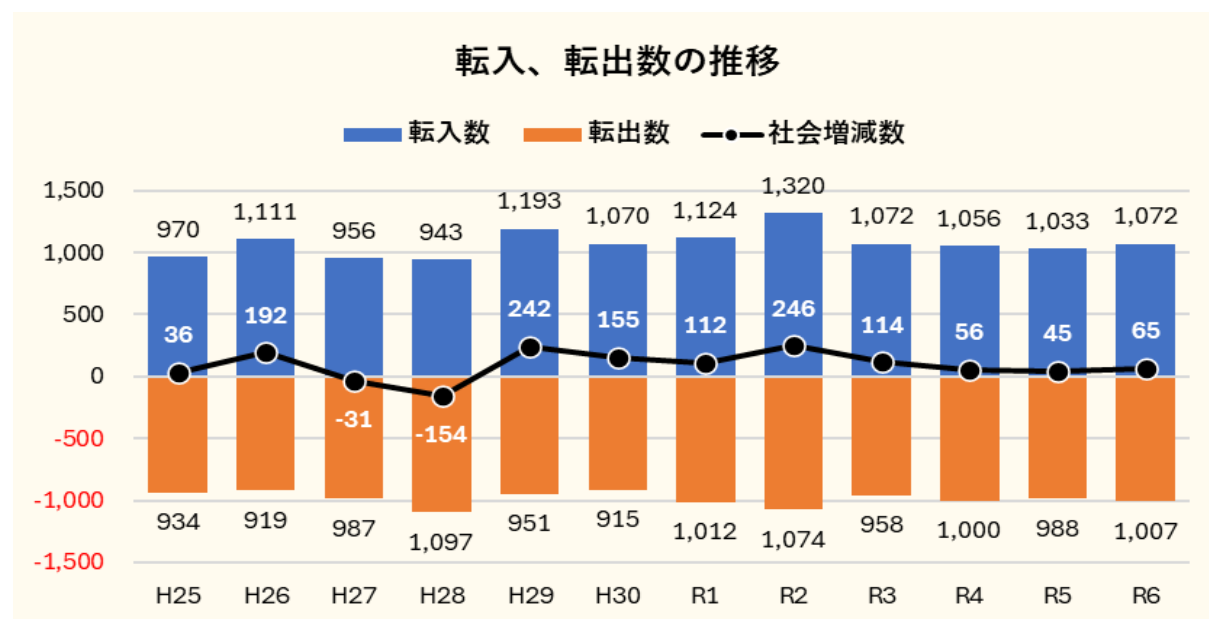


資料：沖縄県企画部統計課「長期時系列統計データ/市町村別人口増減」「沖縄県推計人口」

※各年とも、10月1日現在（前年の10月から当年の9月）の出生数・死亡数

【社会増減 転入・転出数の推移(平成 25～令和 6 年)】

転入数、転出数の推移をみると、平成 27 年（2015 年）と平成 28 年（2016 年）を除き、転入数が転出数を上回る社会増で推移しています。

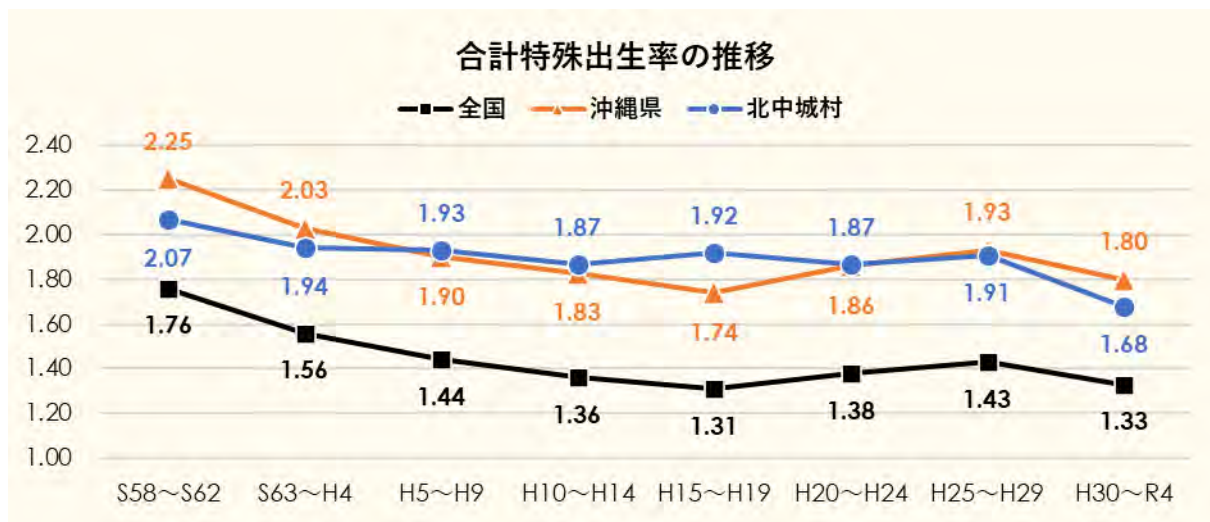


資料：沖縄県企画部統計課「長期時系列統計データ/市町村別人口増減」「沖縄県推計人口」

※各年とも、10月1日現在（前年の10月から当年の9月）の転入数・転出数

【合計特殊出生率の推移】 資料：人口動態保健所・市区町村別統計

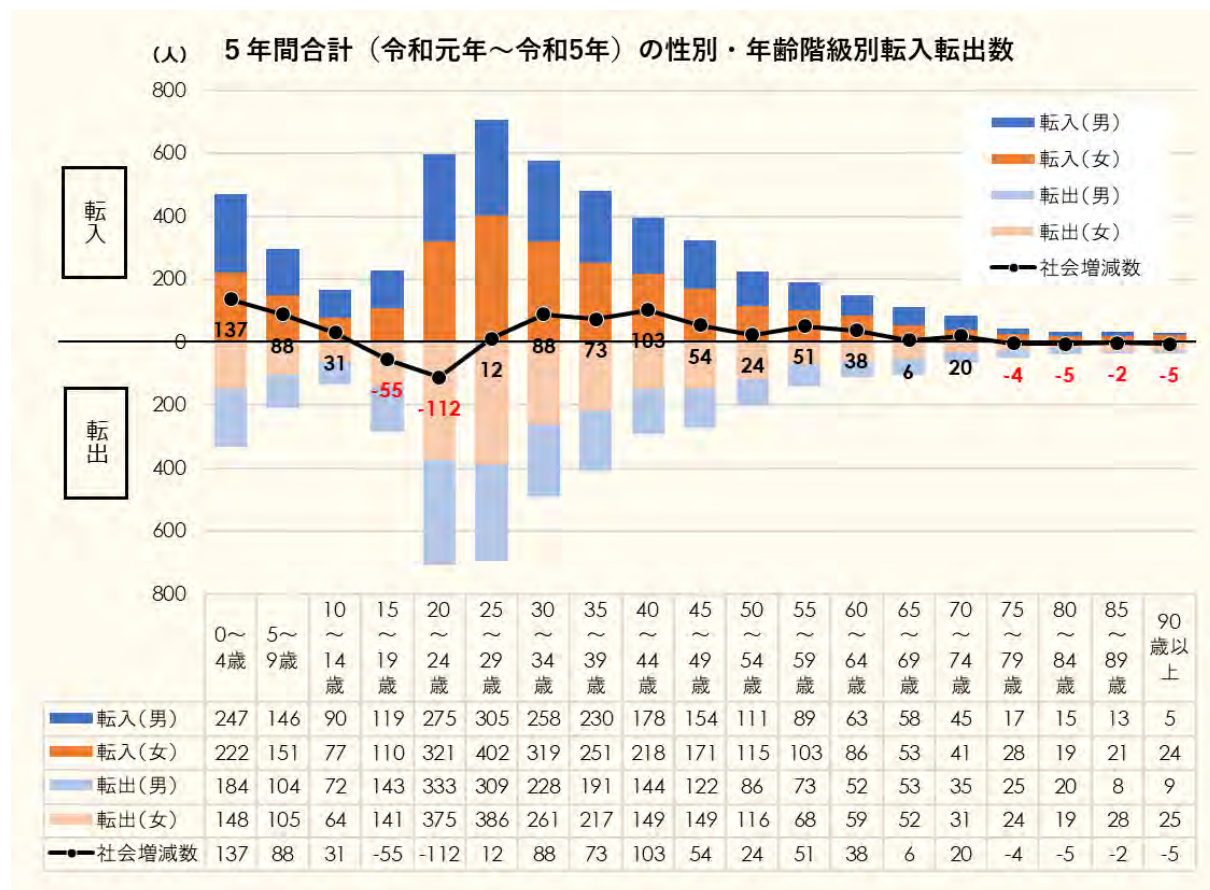
合計特殊出生率の推移をみると、1.9 前後で推移していたが、最新の平成 30 年（2018）～令和 4 年（2022 年）では 1.68 と減少しています。



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」

【5年間合計(令和元年～令和 5 年)の性別・年齢階級別の転入・転出数】

5 年間合計の性別・年齢階級別転入転出数をみると、進学や就職の年代にあたる 15 歳～24 歳の世代で転出が多くなっています。一方で、その他については、概ね転入が多くなっており居住地としての需要が高い状況となっています。



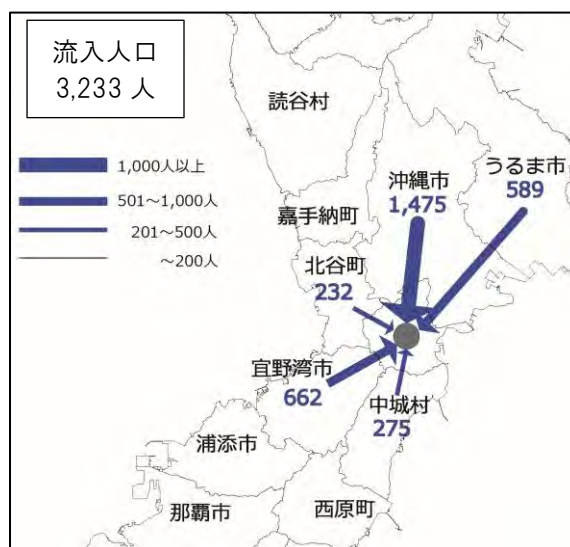
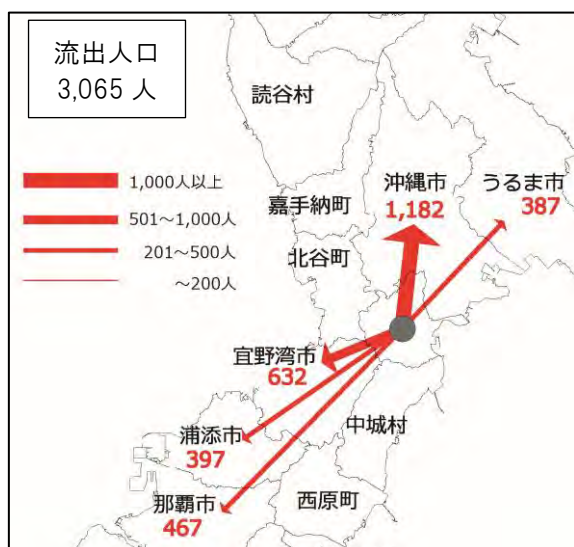
資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

【通勤・通学状況の過年度比較】

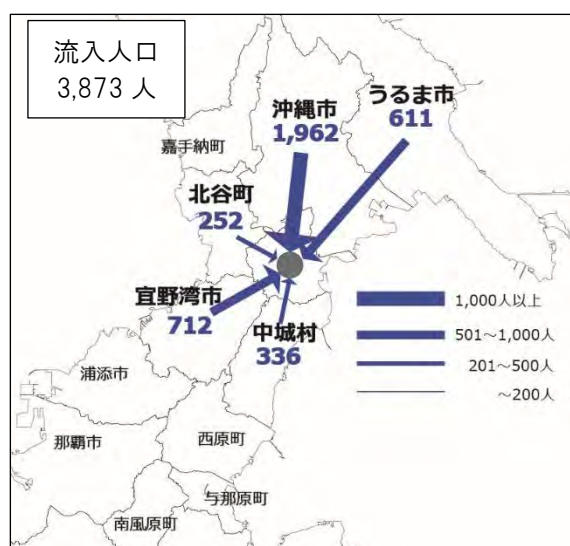
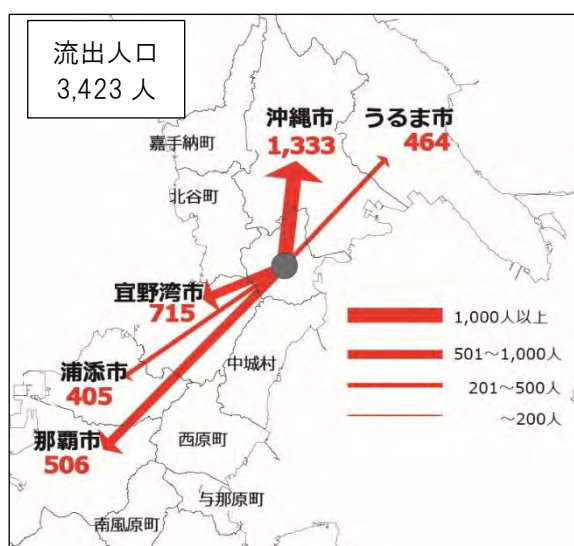
本村から他市町村への通勤・通学者数（流出人口）をみると、沖縄市が最も多く宜野湾市が続いており、平成 27 年（2015 年）と令和 2 年（2020 年）で概ね傾向は変わっていません。また、他市町村から本村への通勤・通学者数（流入人口）をみても、沖縄市が最も多く宜野湾市が続いており、概ね傾向は変わっていません。

一方で、村内人口の増加により流出人口の増加もみられますが、流入人口が増加しており、ライカム地区への大型商業施設や総合病院の整備等による働く場所の増加が要因だと考えられます。

平成 27 年



令和 2 年



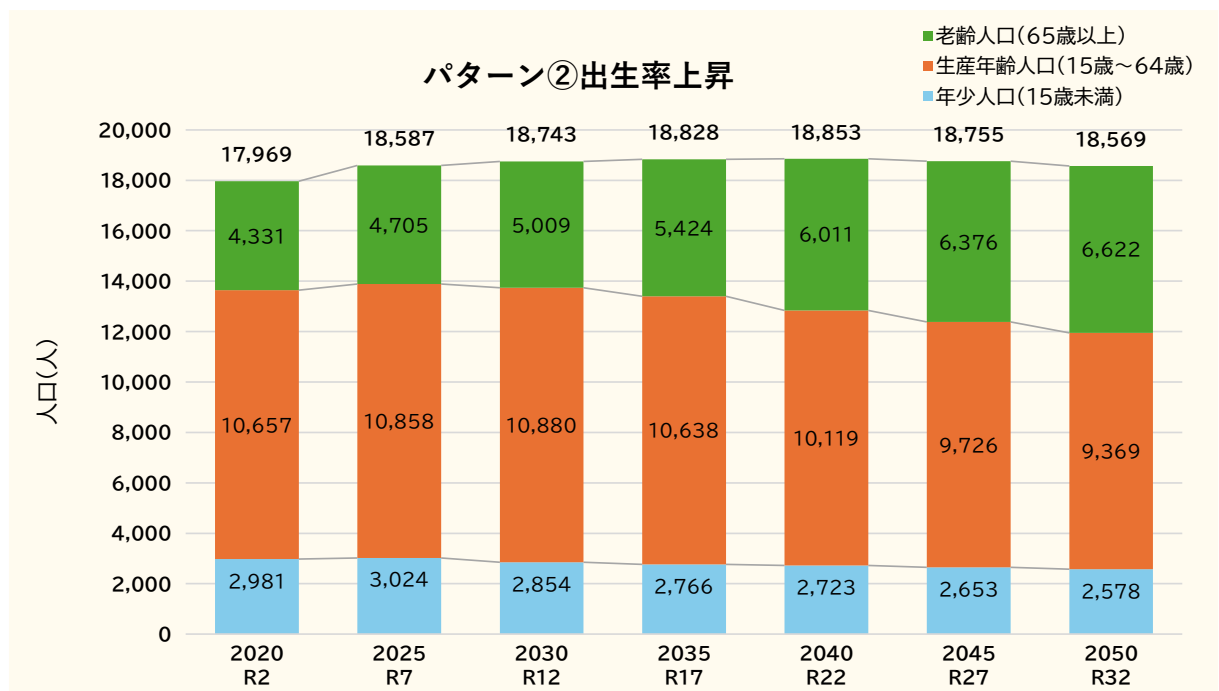
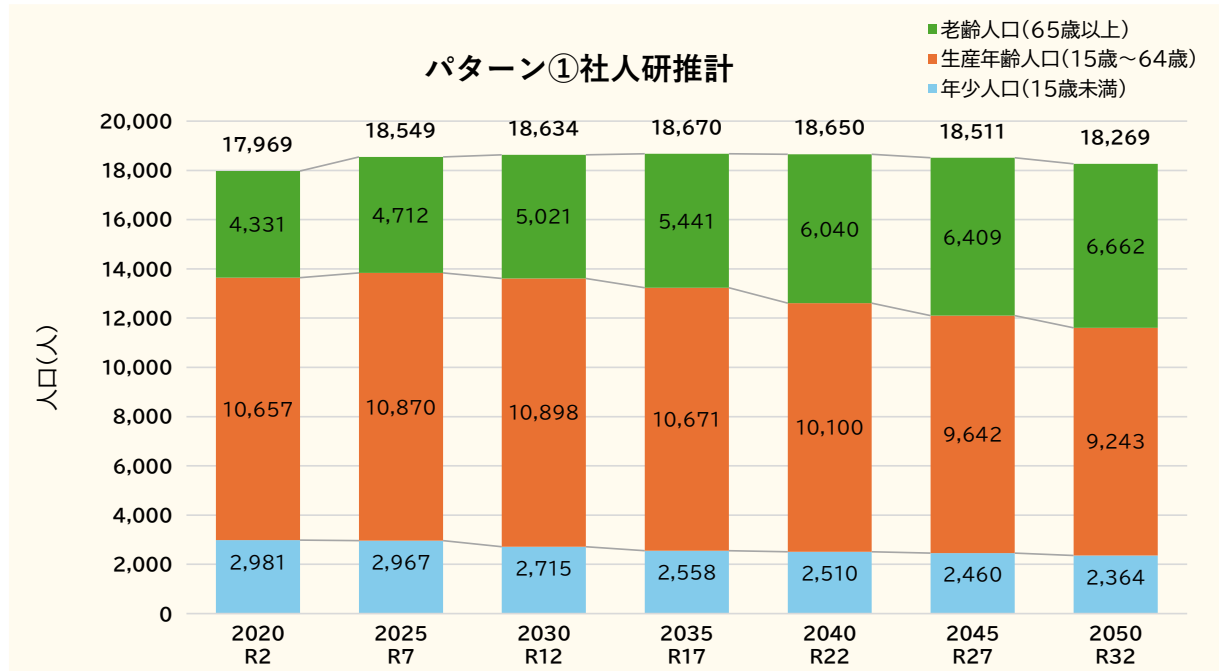
資料：総務省統計局「国勢調査」

【推計人口(3 区分人口)】

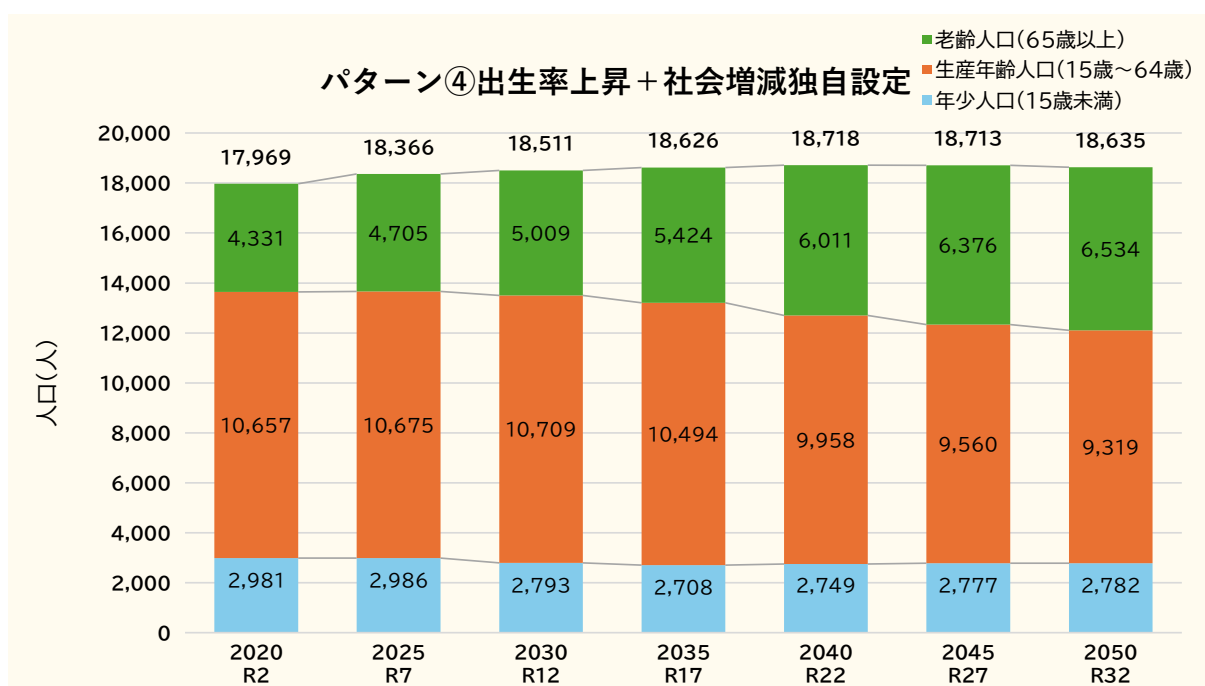
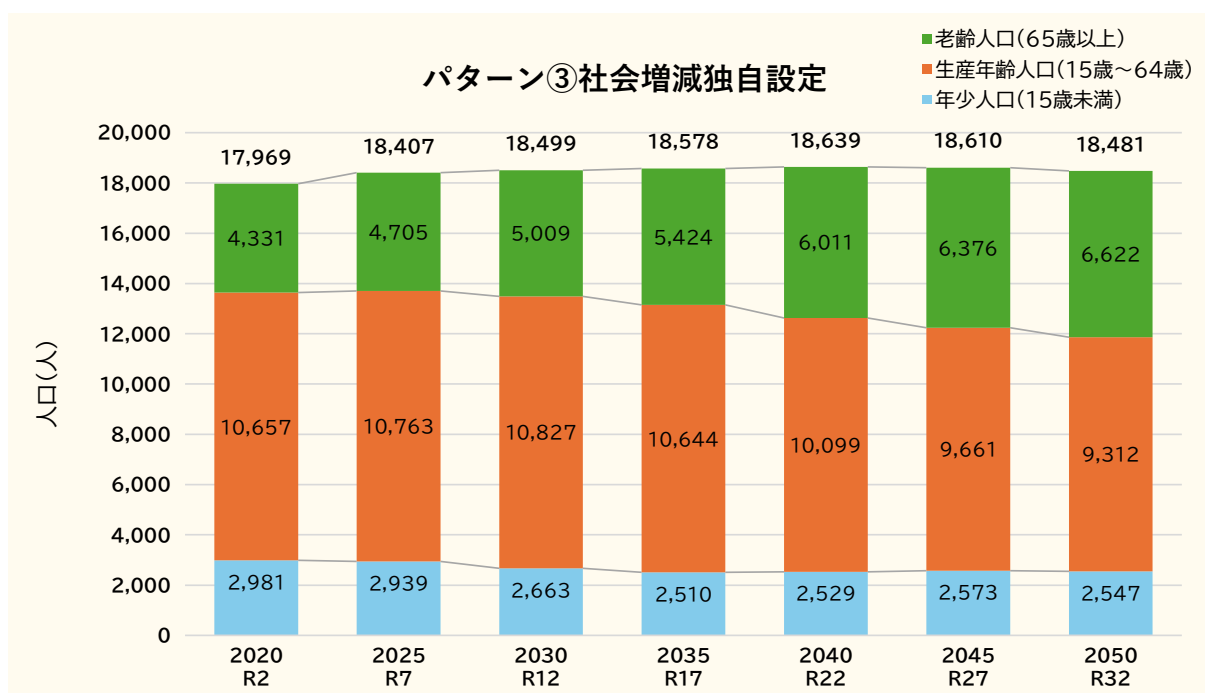
4 パターンの推計人口を以下に示します。

推計パターン	設定	基準人口
パターン①社人研推計	社会保障人口問題研究所推計（令和 5 年推計）	令和 2 年 国勢調査 人口
パターン②出生率上昇	パターン①を基調とし、出生率が 2030 年までに 1.88（注）まで改善する場合	
パターン③社会増減独自設定	パターン①を基調とし、2020 年以降、若年層および子育て世代（20-44 歳）増減なしで推移する場合	
パターン④出生率上昇 + 社会増減独自設定	パターン①を基調とし、出生率が 2030 年までに 1.88（注）まで改善し、2020 年以降、若年層および子育て世代（20-44 歳）増減なしで推移する場合	

（注）沖縄県ゆがふしまづくり計画(令和6年1月)の人口の将来展望において採用された合計特殊出生率 1.88 と整合を図る。



パターン①～④を比較すると、パターン④出生率上昇＋社会増減独自設定が令和 32 年（2050 年）時点で最も人口が多い結果となりました。本村において、出生率上昇（パターン②）と 20-44 歳の流出を 0（パターン③）の場合の人口への影響をみると、出生率上昇のパターン②の方が、令和 32 年（2050 年）時点の人口は多いが、ピークである令和 22 年（2040 年）からの減少幅が大きいことから、人口を維持していくためには出生率向上だけでなく 20-44 歳の若年層及び子育て世代が流出しないよう取り組む必要があります。



村民意向調査の結果

【村民アンケート概要(調査期間、回収数)】

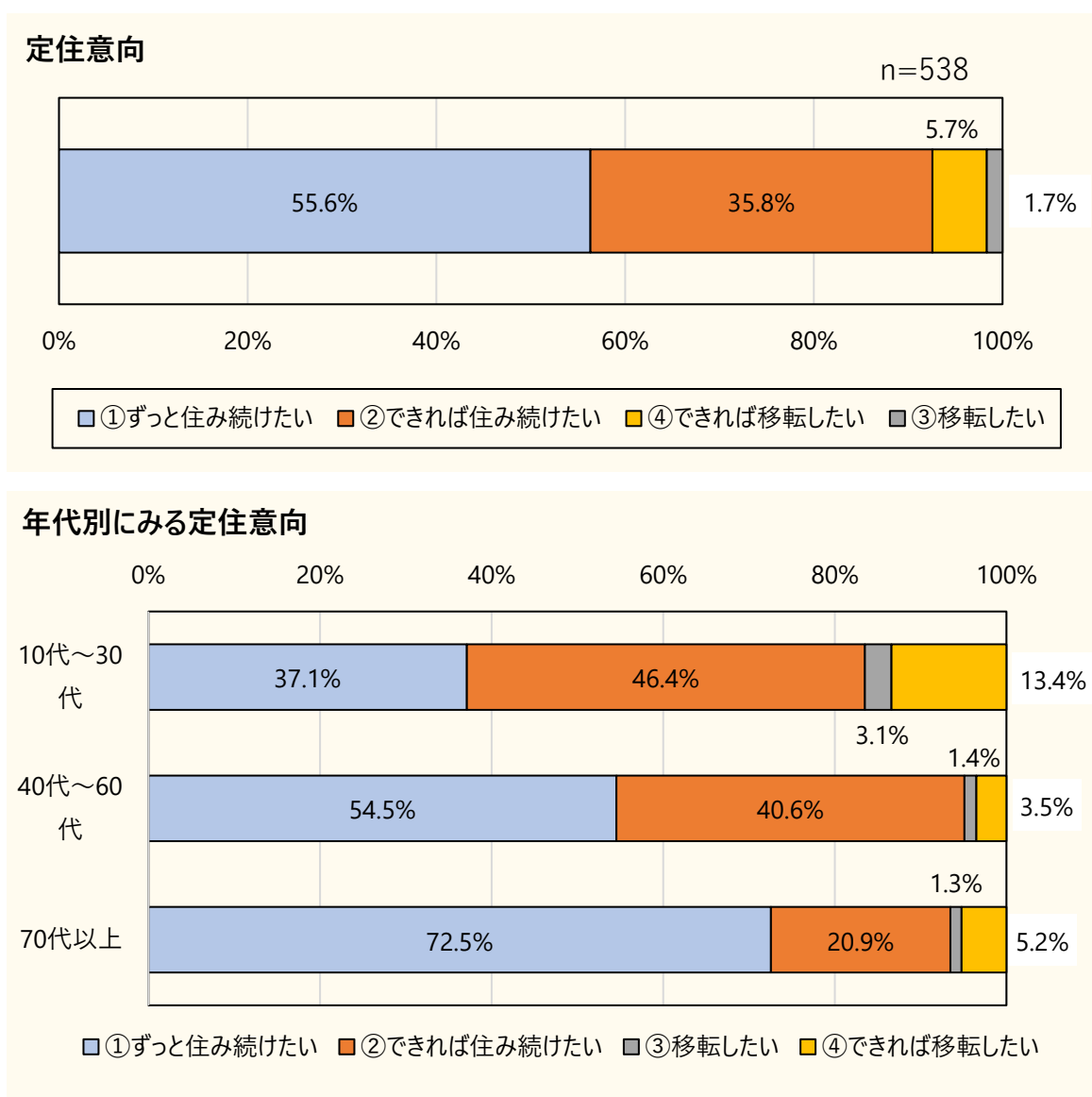
目的：北中城村第五次総合計画の策定にあたり、将来のまちづくりに関する村民意向を幅広く反映させることを目的に村民アンケートを実施した。

期間：令和6（2024）年1月9日～23日

件数：回収数 545 件/ 配布数 2000 件 回収率 27.3%

【村民の定住意向】

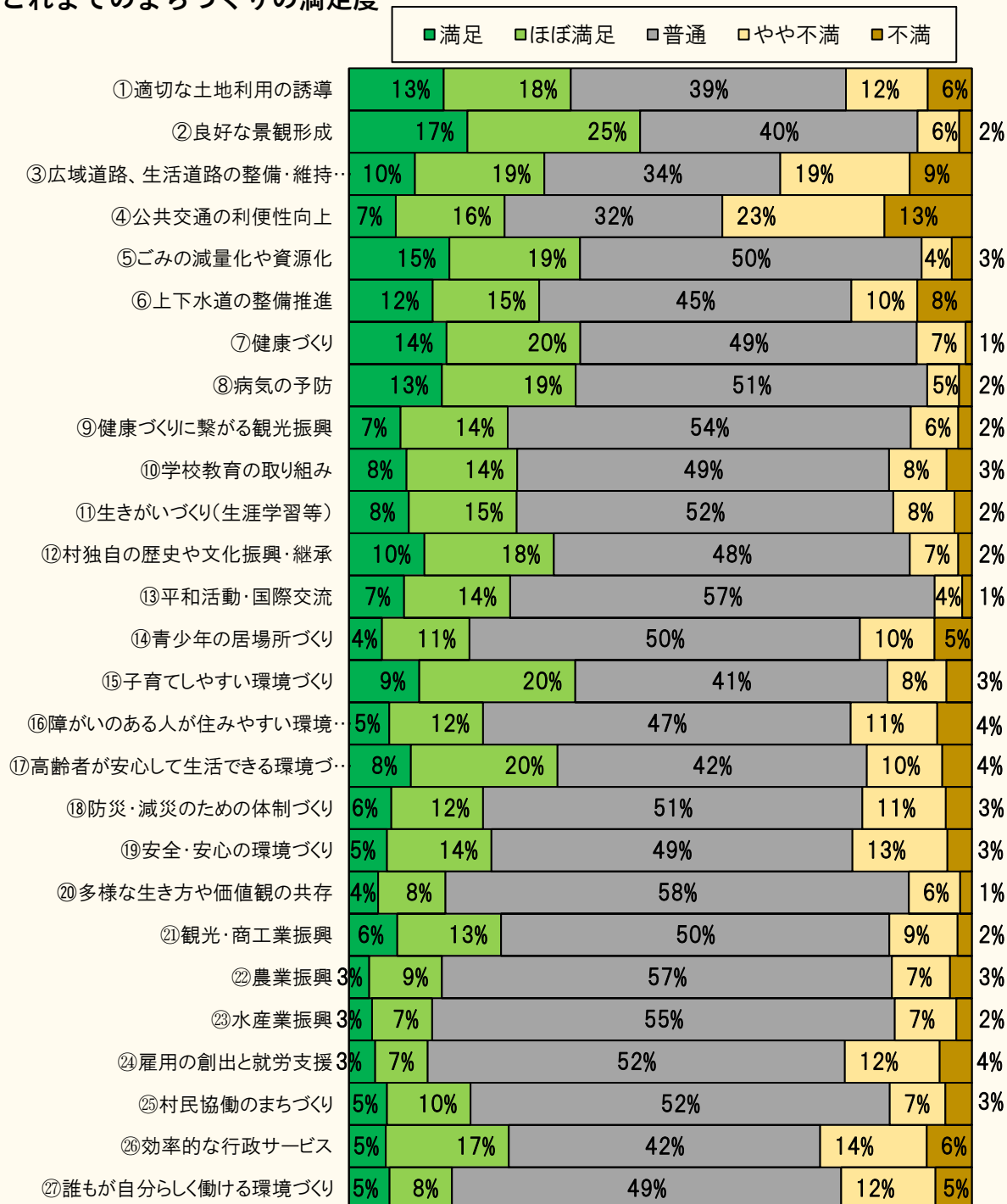
定住意向をみると、「ずっと住みたい」が過半数を超え、「できれば住み続けたい」の割合とあわせると91.4%となっています。また、年代別に定住意向をみると、「ずっと住み続けたい」の回答は、年代があがるにつれて高い割合となっています。



【これまでのまちづくりの満足度】

これまでのまちづくりの満足度をみると、27 項目のうち 24 項目において「満足」と「ほぼ満足」の合計の割合が高くなっています。特に、満足度の高い項目としては②自然や歴史、文化と調和した良好な景観形成となっており、満足度の低い項目としては、④公共交通の利便性向上への取組となっています。

これまでのまちづくりの満足度

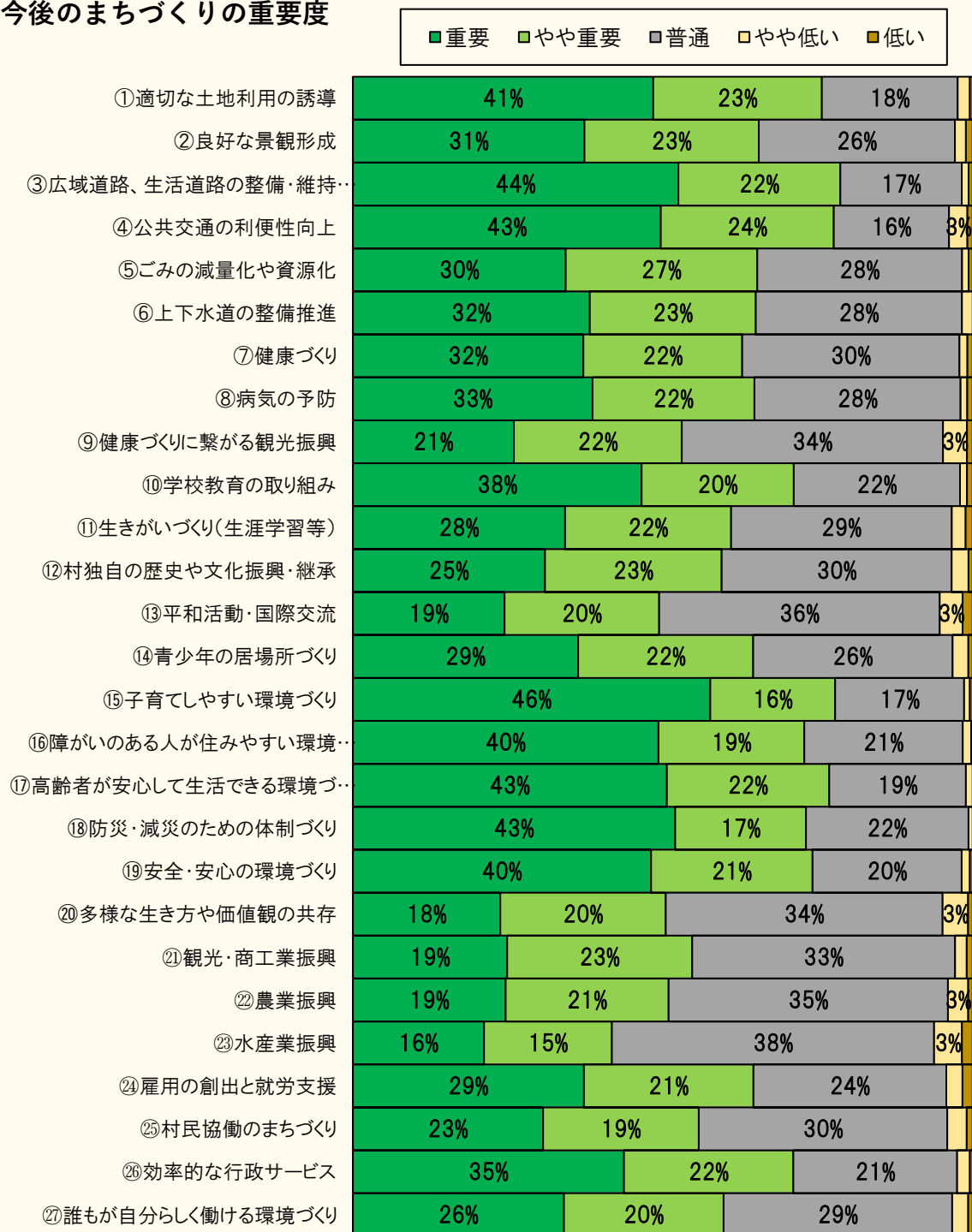


【今後のまちづくりの重要度】

今後のまちづくりの重要度をみると、「重要」と「やや重要」の合計が高い項目としては、③広域道路ネットワークの形成、生活道路の整備・維持保全、④公共交通の利便性向上となっています。

全体的に重要度が低いとされる項目は見られず、すべての項目に対して今後のまちづくりに重要と考えられています。

今後のまちづくりの重要度



4 まちづくり懇話会提言書

I まちづくり懇話会

北中城村では、今後 10 年間のむらづくりの総合的指針となる「北中城村第五次総合計画」の計画づくりに向けて、村民のみなさんと共に村の将来を考える場「まちづくり懇話会」を設置しました。

まちづくり懇話会は、村民が生活するなかで感じる村の現状や課題等の意向を収集し、これからのまちづくりの方向性や施策の検討に繋げることを目的として実施しています。また、村がこれまで行ってきたまちづくりについて村民に共有し、まちづくりへの理解や協働のまちづくりに向けての意識醸成を図ることを目的としています。また、参加者の希望を踏まえ、『教育・子育て』、『健康・福祉』、『にぎわい・産業』、『安心・安全』の 4 つのテーマのグループを形成し、このグループを基本として議論を進行しました。



II 開催経緯等

日時	内容
5月1日～ 5月31日	チラシ、村 HP 等により参加者応募
7月4日(木) 19:00～21:00	【第1回まちづくり懇話会】参加人数：31名 ～プログラム～ 1. 開会の挨拶 2. 村長挨拶 3. 報告 ・まちづくり懇話会の目的と開催スケジュール ・総合計画とは ・村民・中学生・高校生アンケート結果（抜粋） 4. 各グループによるワークショップ ・各分野における『よい所、魅力』と『問題・課題』
7月18日(木) 19:00～21:00	【第2回まちづくり懇話会】参加人数：26名 ～プログラム～ 1. 前回（第1回）の振り返り 2. 北中城村の基礎データ 3. 各グループによるワークショップ ※前回のよい所や課題を踏まえて、どんな『北中城村』を目指すのか。 ワーク① テーマ『村の必要・重要な取組みを考える』 ワーク② テーマ『将来像のキーワード、キーフレーズとは』

III 各グループからの提言

教育・子育てグループからの提言

I. 北中城村の子育て・教育に関する将来像

- 地域がホーム、愛さんまちづくり
- 赤ちゃんから高齢者までイキイキ住みよいまちづくり
- みんなが住みやすい、アットホームなまちづくり
- 人と地域がつながり、住みよい、わたたのむらづくり

II. 今後のむらづくりに向けた主な施策

①情報発信の充実

ファミリーサポート事業など、子ども・子育てに関する様々な情報について、必要としている村民に行き届くよう、SNS を活用してより一層の周知を図ることが求められます。また、乳幼児から低年齢児童、高齢者に至るまで、各個人、各世帯にあった情報を取得できる環境づくりが求められます。

②すべての子供への均等な教育機会の提供

誰でも平等に教育の機会を得られるよう、沖縄県子育て総合支援事業（通称無料塾）などの取組や、その他各地域活動の取組を進めるとともに、これらの取組に関する周知および情報共有を図ることが求められます。

③地域コミュニティの再構築と活性化

コロナ禍において自治会活動が後退傾向にあったことから、地域間、世代間など地域のつながりの再構築を図るとともに、子育てや学校部活動などを地域で支援できる仕組みづくりが求められます。また、字公民館、児童館、学校などにおけるこどもたちの居場所づくりを進めるとともに、人材バンクネットワークを確立し、居場所づくりの運営支援を行う人材の活用が求められます。

地域で活躍できる人材を発掘し、必要とされる活動へつなげる人材バンクネットワークを確立することが求められます。

また、核家族（個）が一般化し、個々人で地域のつながりを築くことが困難な現代においては、イベントなどのソフト対策に加え、ハード対策として交流する場づくりが求められます。

④子育てしやすい環境づくり

近年、子育て世代の働き方にも変化が見られることから、多様な働き方に合わせた保育サービス（早朝保育、夜間保育、休日の育児サポート、病児保育、病後児保育など）の充実や保育施設で対応できない、もしくは保育施設に通所できない世帯など、様々な子育て世帯の需要に対応できるよう、ファミリーサポート事業など、支援の充実が求められます（送迎、一時預かりなど）。

また、子育て世帯が住みたいと思うむらづくりが求められており（付記：住民意見として多かった「小児科が少ない」という問題に対しては、子育て世帯が増加することによって、小児科など必要とされる民間サービスの立地が促進されると期待されます）、医療費、給食費など子育て世帯に対する経済的支援について、継続および拡充などが求められます。

村の農家などと連携し、無人販売（野菜など）の保育施設などへの設置や、移動販売の充実など、子育て世帯の買物の利便性の向上も求められます。

⑤子育て関連施設（公園、児童館、他）の充実

雑草が繁茂している、遊具や健康器具などが無い、もしくは管理が行き届いていないなどの公園が多く、村民が快適に活動できる公園整備および維持管理が求められます。

ライカム地区における人口増、児童生徒増を踏まえ、北中城小学校区における児童館の改修、新設など対応が求められるとともに、児童館の改修にあたっては、学童に入所できない待機児童がいることを踏まえ、放課後児童クラブ機能などを併設することが求められます。

⑥子育てを支援する交通環境

公民館、児童館、学校などこどもの居場所をつなぐ交通手段（コミュニティバスなど）を確保し、児童生徒や保護者の移動の利便性向上が求められます。また、コミュニティバス（グスクめぐりん）については、村内のみならず、周辺市町村と連携した交通結節点の整備充実を図ることにより、公共施設利用や買物利便性の向上が求められます。

健康・福祉グループからの提言

I. 北中城村の健康・福祉に関する将来像

- みんなでつくる出かけたくなる“むらづくり”
- 場所や手段が充実した出かけたくなる“むらづくり”
- みんなで健康福祉をつないでいく“むらづくり”

II. 今後のむらづくりに向けた主な施策

①誰もが移動しやすい交通環境の構築

コミュニティバス（グスクめぐりん）については、「運行本数が少ない」、「バス停に屋根がなく待つ場所がない」等の課題があるため、運行本数を増やして待ち時間を短くする等、日常的に使うための環境整備が必要です。また、家からバス停までの移動が難しい交通弱者への移動手段の確保とともに、暗い歩道も多いため外灯の整備等が必要です。

②誰もが利用できる健康づくり環境の整備

公園については、暗くて怖い雰囲気があり、駐車場や健康・運動器具等も少なく利用しにくい状況です。そのため、民間活力を導入（Park-PFI）等により、誰もが行きたくなる公園の整備が必要です。また、公園の活用促進を図るためには、公園内に避暑地となる建物（空調設備のある簡易運動施設等）の整備等が求められます。現在、村内の運動施設は体育館しかないため、陸上競技場など、スポーツ教室やサークル、イベントなどができる運動施設の整備が求められます。

③安心して住み続けられる福祉のむらづくり

北中城村の魅力として地域コミュニティの強さが多く上がっており、今後も維持・継続を図るとともに、さらに転入者や若者等までつながりを広げていく必要があります。

北中城村社会福祉協議会が土砂災害警戒区域にあるため、災害リスクの低い位置への移転が必要です。また、生活に必要な施設を集約し、支援を必要とする人々の利便性が高まるコンパクトシティを目指す必要があります。

④村の資源を活かした生きがいづくり

地域コミュニティを活かした地域文化の継承や世代間交流を通して、生きがいを創造していく必要があります。「健幸長寿のむら」を活かし、北中城村芸能プロダクション（通称：キタプロ）の活動等、観光面での村外へのPRを行い、高齢者の生きがいづくりを行う必要があります。

また、村の農業を活かして、食育や生きがいづくりの一環として、農業体験や特産品の開発等、農業の生産から出荷までの過程に村民が関わられるような仕組み作りが求められます。

⑤その他

北中城村には活用が難しい斜面地が多いため、そのような空き地への再生可能エネルギー（太陽光、風力等）の設置等による有効活用を図る必要があります。

にぎわい・産業グループからの提言

I. 北中城村のにぎわい・産業に関する将来像

- 持続可能な活気ある産業づくり
- 産業と観光の成長を見守る持続可能な産業づくり
- 賑わいが巡る魅力的な産業づくり
- 地域の魅力を活かしたにぎわいある“産業づくり”（※現計画）

II. 今後のむらづくりに向けた主な施策

①誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築

東海岸地域を含めた広域的地域活性化を図るため、喜舎場スマート IC のフルインター化の促進が求められています。

北中城村を周遊するコミュニティバス（グスクめぐりん）の更なる有効活用及びパークアンドライド、ライドシェアの促進を図るため、高速道路入口における駐車場整備や自動車に頼らない移動手段の一つとして電動キックボード等の設置が求められています。また、北中城村を周遊するコミュニティバス（グスクめぐりん）について、需要はあるものの、費用対効果が見込めない場合は廃止される可能性があります。そのため、高齢者等、交通弱者の移動手段確保の為に継続した運用が求められています。また、村内の起伏が激しい地域は徒歩での移動が困難であることから、年齢層に応じた移動手段の確保が求められます。

国道 329 号の混雑解消に向けた施策を検討する必要があるとともに、高速道路周辺（インターチェンジ）が混雑する為、混雑解消策（喜舎場スマート IC のフルインター化）の検討が必要です。

②地域特性を活かした観光交流の促進

村内を周遊できる公共交通の充実及び交通ネットワークの構築が求められています。また、村内の観光資源（カフェ等）の周知が不足していることから、観光マップ新たな情報発信のあり方を検討する必要があります。徒歩による周遊促進を図るための観光施設の位置を示す案内サインの充実した整備が求められます。

イオンモール沖縄ライカムでは村内の特産品を取り扱っている店舗がありません。村内にアンテナショップも現在ない為、農を活かした健康福祉の里づくり推進事業において村の特産品を活かせる導入施設の検討が求められます。また、本事業においてグランピング等による交流空間の創出も求められます。

サテライトオフィスやワーケーションの充実を図り、都市機能と文化の融合を図ることが求められます。今後、空家の増加も想定されることから、民泊事業の周知を行い交流機会の促進を図るとともに、老朽化等、危険な空家を把握する為にも空家調査に係る予算の確保が必要です。

③持続可能な観光・産業の促進

新規就農者を支援する事業が必要であるとともに、新規就農者を増加させる為には直売所等の拡充が求められます。また、村内に働き盛り世代を呼び込むためにも、村内での創業支援等の支援が求められ

ます。

観光の促進には地域特産品（キクラゲ、あーさ、パッションフルーツ）PR や高付加価値商品（ブランド化）の開発、フォトウェディング等、村の特性（中城城跡、中村家）を活用した、観光・交流機会の創出が求められます。村の主要施設およびフォトウェディング等による地域ブランドの形成に際しては、村民割を適用するなど地域内活性を図る取組も必要です。観光の促進を図ると同時にオーバーツーリズムにならないよう村の特性に応じた観光促進のあり方を検討する必要があります。

民間活力の導入（PFI 事業等）を活用したスポーツ施設の整備により、賑わいや交流機会の創出に繋げる取組みが求められます。東海岸地域にも何かしらの拠点整備を行う必要があり、東海岸サンライズベルト構想の実現が求められます。

④その他

ライカム地区に人は集中してはいるが、村内の他施設への集客には繋がっていない現状があります。

スポーツツーリズムの促進を図るため、野球場など集客施設の整備が求められます。また、米軍基地返還による拠点整備や他市町村との広域的な連携促進が求められます。

安全・安心グループからの提言

I. 北中城村の安全・安心に関する将来像

- 豊かな自然と都会の利便性が調和した住みやすい村
- 田舎と都会のバランスがいいことが、北中城村の魅力であり、住みやすさにつながる
- コミュニティがしっかりとしていることが、安心感につながる
- 豊かな暮らし（生活）
- 文化を大事にしている
- 3つの分野→ひと・まち・自然の豊かな村
- セーフティヴィレッジ
- QOL 向上

II. 今後のむらづくりに向けた主な施策

①魅力的な地域空間の形成

子育て世代の安全な遊び場となる身近な公園や広場とするために、維持管理が求められています。公園を使う人（親、高齢者も含む）が使いやすい公園や広場が必要であり、公園整備や維持管理を、村民や民間企業などと連携して行っていくことが求められています。その実現に向けて、事例収集などの調査研究が求められています。

住民のニーズに合わせた土地活用を検討する必要があり、そのためのニーズ調査、制度整備、緩和と規制のメリハリのある土地利用が求められています。

潜在的な問題として、ゴミ屋敷・空き家問題があります。対応のために、調査や制度研究などで備えていくことが求められています。また、空き家予防のために、空き家バンクなどの活用を促進する取り組みが求められています。

②災害に強いむらづくり

避難経路の整備と周知が必要です。誰でも目で見えて避難経路がわかりやすいように、道路の舗装や看板等を整備していくことが求められています。また、整備した避難経路を地域の避難訓練等に活用してもらうような取り組みが求められています。【公助】

村内では土砂災害警戒区域でも人が住んでいるところがありますが、安全なところへの移転を誘導することが求められています。

非常時のプッシュ型の情報発信をより強化するとともに SNS、マスメディア等の媒体を多角的に活用し、誰も取りこぼさない情報発信が求められています。【自助】

電線の地中化や土砂災害地の擁壁づくり、街灯の増設、津波タワーの整備など、防災面のハード整備が求められています。まずは既存施設を有効活用しながら、必要な施設を整備していくことが望ましいです。自主防災組織を結成していない地域に対して、結成に向けたさらなる支援、また、すでに自主防災組織を結成している地域には、活動に向けたさらなる支援が求められています（連絡協議会、活動の

周知、防災士資格取得の補助金（＋アンケート意見）など）。【共助】

防災備蓄を計画的に進めていくことが求められています。また、避難所の場所や収容人数の周知など地域防災計画の内容や、災害時の対応を村職員が理解・実践できるように、研修等が求められています。

③交通ネットワークの利便性向上

<道路整備>

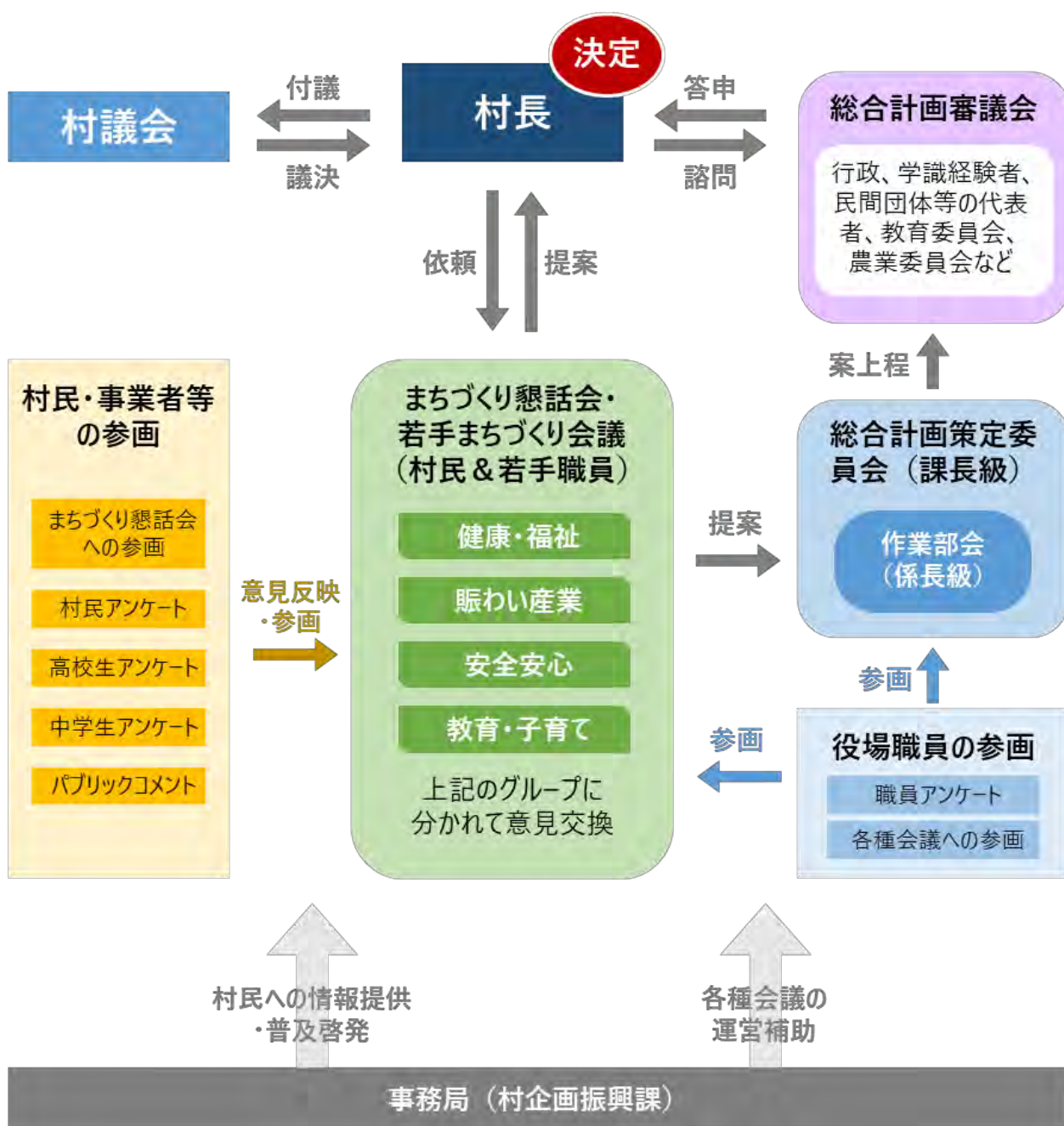
こどもが安全に歩けるように、歩道の整備、街灯の設置など通学路の整備が求められています。防犯灯の整備を含め、道路の適切な維持管理が重要です。

<移動手段>

多様な人が暮らす社会に対応できるように、コミュニティバス等の促進や、北中城村に適した新しい移動手段を検討することが求められています。また、通学バスの利便性向上と、適正な利用が求められています。（台数の増加、対象者・対象地域の拡充、利用上のルール作りなど）

5 策定体制等

策定体制



策 定 経 緯

年月		実施内容
令和 5 年	10 月～11 月	各課ヒアリング実施 ・10/30 農林水産課、福祉課、健康保険課、建設課 ・10/31 総務課、企画振興課 ・11/1 税務課 ・11/2 住民生活課、上下水道課、生涯学習課 ・11/6 教育総務課
		1 月 村民・中学生・高校生へのアンケート調査
		6 月 20 日 第 0 回庁内若手まちづくり会議
		7 月 4 日 第 1 回まちづくり懇話会・第 1 回庁内若手まちづくり会議
		7 月 18 日 第 2 回まちづくり懇話会・第 2 回庁内若手まちづくり会議
令和 6 年	7 月 31 日	第 3 回庁内若手まちづくり会議
	8 月 15 日	第 1 回北中城村総合計画作業部会
	8 月 22 日	第 1 回北中城村総合計画策定委員会
	9 月 6 日	第五次総合計画 基本構想（案）に対する意見照会（～9/20）
	9 月 27 日	北中城村総合計画審議会へ諮問
	9 月 27 日	第 1 回北中城村総合計画審議会
	10 月 9 日	第 2 回北中城村総合計画作業部会
	10 月 16 日	第 2 回北中城村総合計画策定委員会
	10 月 24 日	第五次総合計画 基本計画（案）に対する意見照会（～11/8）
	11 月 13 日	第 2 回北中城村総合計画審議会
	11 月 22 日	北中城村総合戦略策定推進委員会
	11 月 28 日	第 3 回北中城村総合計画作業部会
	12 月 11 日	北中城村議会説明
	12 月 17 日	第 3 回北中城村総合計画策定委員会
	12 月 20 日	北中城村総合戦略策定推進委員会
	12 月 24 日	第 3 回北中城村総合計画審議会
令和 7 年	1 月 10 日	第 3 回まちづくり懇話会（パネル展説明会）
	1 月 15 日	第五次総合計画（案）に対する意見照会（～2/5）
	1 月～2 月	パブリックコメント及び総合計画パネル展示（1/14～2/5）
	3 月 5 日	北中城村総合計画審議会より答申
	3 月 7 日	令和 7 年 3 月定例議会提出（議案第 27 号）
	3 月 21 日	北中城村第五次基本構想審査特別委員会
	3 月 27 日	議会可決

北中城村総合計画審議会条例

(昭和51年4月1日条例第3号)

改正 平成11年6月30日条例第16号 令和6年12月11日条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき北中城村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、本村の基本構想及び基本計画策定に必要な事項を調査審議する。

2 村長は、基本構想及び基本計画を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見をきくものとする。

(組織)

第3条 審議会は委員30人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから村長が任命又は委嘱する。

- (1) 村教育委員会の委員
- (2) 村農業委員会の委員
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 村の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおき委員の互選でこれを定める。

2 会長は審議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会長は会議の議長となる。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）をおくことができる。

- 2 部会に属すべき委員は審議会の議を経て会長が指命する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については前条の規定を準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 各部会に幹事若干名置くことができる。

(意見の聴集等)

第8条 会長は会議に必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させその説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は企画振興課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関して必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月11日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

北中城村総合計画策定に関する規程

(昭和52年11月21日規程第4号)

改正	昭和63年5月21日訓令第4号	平成10年6月4日訓令第14号
	平成11年6月30日訓令第13号	平成16年3月31日訓令第7号
	平成17年3月22日訓令第4号	平成20年4月14日訓令第16号
	平成20年6月18日訓令第23号	平成22年7月5日訓令第11号
	平成26年7月7日訓令第8号	令和6年3月11日訓令第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、北中城村総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 総合計画 本村将来の健全な発展を促進するために策定する村政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本村の将来像を描き、村づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想にそって具体的な村の発展、村民生活向上のための方策、手段の大綱をあらわした計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた村の施策の大綱を村の行財政の中において、どのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門相互の有機적関連を図るとともに、関係諸団体と連携を保ち、長期的視点と広域的視野にたつて総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本村の発展に資するよう策定しなければならない。

(基本構想の期間)

第4条 基本構想の期間は10年とし、原則として10年を経過するごとに検討を加え、更に10年の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画は、5年を経過するごとに検討を加え、更に5年の計画として社会経済情勢の推移に適應するように策定するものとする。

2 基本計画は、前項の場合のほか特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

（実施計画の期間等）

第6条 実施計画の期間は3年とし、会計年度ごとに区分し、1年度を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- （1） 前項の規定により変更するとき。
- （2） 基本計画が変更されたとき。
- （3） 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減を生じたとき。
- （4） 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- （5） その他村長が必要と認めたとき。

（総合計画策定委員会）

第7条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）をおき、次の者をもって充てる。

副村長、教育長、企画振興課長、総務課長、税務課長、会計課長、住民生活課長、福祉課長、こども未来課長、健康保険課長、農林水産課長、建設課長、上下水道課長、教育総務課長、生涯学習課長、議会事務局長

2 委員長に副村長を、副委員長に企画振興課長をもって充てる。

3 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

（計画策定係）

第8条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、各課（教育委員会含む。）の総合計画策定係（以下「計画策定係」という。）をおく。

2 計画策定係は、当該課に所属する職員のうちから村長が任命する。

（策定係の職務等）

第9条 計画策定係は、課長の指揮を受けて村の総合計画に含めるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

2 計画策定係は必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（基本構想、基本計画及び実施計画案の作成）

第10条 基本構想及び基本計画は、村長が定める方針に従い、各課の長が長期的かつ総合的に描く将来像案及びその所管に属する事務事業に関して立案した部門別計画案に基づき企画振興課長が総合調整して原案を作成する。

2 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するように各課の長が作成した計画案に基づき企画

振興課長が総合調整して原案を作成する。

(総合計画の決定)

第11条 総合計画は、委員会で作成した原案に基づき村長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ北中城村総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(連絡会議)

第12条 企画振興課長は、必要があると認めるときは計画策定係を招集し会議を開くことができる。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年5月21日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年6月4日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成7年11月1日から適用する。

附 則 (平成11年6月30日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月14日訓令第16号)

この訓令は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年6月18日訓令第23号)

この訓令は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年7月5日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年7月7日訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月11日訓令第11号)

(施行期日)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北中企第 318 号
令和 6 年 9 月 27 日

北中城村総合計画審議会

北中城村長 比嘉 孝則



北中城村第五次総合計画（案）について（諮問）

北中城村総合計画審議会条例第 2 条第 2 項及び北中城村総合計画策定に関する規程第 11 条の規定により、別添北中城村第五次総合計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

令和 7 年 3 月 5 日

北中城村長 比嘉 孝則 殿

北中城村総合計画審議会
会長 宮城 能彦

北中城村第五次総合計画（案）について（答申）

令和 6 年 9 月 2 7 日付け、北中企第 3 1 8 号により本審議会に諮問のあった北中城村第五次総合計画（案）について、審議した結果、一部修正のうえ別添のとおり答申します。

なお、この第五次総合計画で示されている村の将来像の実現に向け、総合計画に定められた各種施策について村民と連携しながら着実に実行していただくよう要望いたします。

北中城村総合計画審議会 委員名簿

NO.	種別	職名等	氏名
1	1号委員	北中城村教育委員会 教育長職務代理者	城間 健二
2	2号委員	北中城村農業委員会 職務代理者	玉城 卓
3	3号委員	北中城村自治会長会 会長	眞榮城 守明
4	3号委員	北中城村老人クラブ連合会 副会長	比嘉 邦子
5	3号委員	北中城村青年連合会 事務局長	山口 かすみ
6	3号委員	北中城村女性会 代表者	渡慶次 育恵
7	3号委員	北中城村父母教師会連合会 事務局長	工藤 都
8	3号委員	北中城村商工会 会長	池間 勝
9	3号委員	佐敷中城漁業協同組合北中城支所 支所長	岩元 清一
10	3号委員	北中城村社会福祉協議会 会長	大城 博
11	3号委員	北中城村文化協会 代表者	佐久本 盛扶
12	3号委員	北中城村観光協会 事務局長	楚南 兼二
13	4号委員(会長)	沖縄大学 教授	宮城 能彦
14	5号委員(副会長)	副村長	大田 繁

北中城村総合計画策定委員会 委員名簿

NO.	種別	職名等	氏名
1	委員長	副村長	大田 繁
2	副委員長	企画振興課長	仲本 正一
3	委員	教育長	徳村 永盛
4	委員	総務課長	喜納 克彦
5	委員	税務課長	玉栄 幸憲
6	委員	会計課長	喜屋武 のり子
7	委員	住民生活課長	比嘉 利彦
8	委員	健康保険課長	玉栄 治
9	委員	福祉課長	安次富 規昭
10	委員	こども未来課長	喜納 啓二
11	委員	農林水産課長	瀬上 恒星
12	委員	建設課長	安次嶺 正春
13	委員	上下水道課長	伊佐 秀樹
14	委員	教育総務課長	平田 清徳
15	委員	生涯学習課長	新垣 理衣子
16	委員	議会事務局長	比嘉 直也

北中城村総合戦略策定推進委員会 委員名簿

NO.	種別	職名等	氏名
1	教育機関	沖縄大学 地域研究所特別研究員	島田 勝也
2	行政機関	北中城村役場 農林水産課 課長	瀬上 恒星
3	産業界	北中城村商工会 会長	池間 勝
4	労働団体	連合沖縄中部地域協議会 議長	宇根 信明
5	メディア	(株)琉球新報社 中部支社 支社長	譜久元 武志
6	金融機関	琉球銀行 北中城支店 支店長	上間 和子
7	金融機関	沖縄振興開発金融公庫融資第一部 地域振興班 課長	宮里 一弘
8	士業	吉村正夫法律事務所	吉村 正夫
9	村内企業	株式会社 EM 研究機構（一般公募）	吉川 太朗
10	村民	-（一般公募）	山下 幸二
11	村民	-（一般公募）	富 正俊

6 用語集

A～Z

【AI】

AI とは人工知能(Artificial Intelligence)の略称。コンピュータの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピュータが「学ぶ」ことができるようになった。

【DV(ドメスティックバイオレンス)】

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。

【DX】

直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

【GIGA スクール構想】

教育 ICT 環境の充実を図り、教員や児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指す取り組み。

【HACCP】

HACCP とは、Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、食品の安全性を確保するための衛生管理手法のこと。

【ICT】

ICT とは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、PC やスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術のことを指す。

【IoT】

IoT とは、様々なモノ(センサー機器、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など)が、インターネットを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

【MICE】

企業等の会議(Meeting)、報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらビジネスイベントの総称。

【PPP/PFI】

PPP とは公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFI は PPP の手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理・運営に、民間の資金とノウハウを活用することで、効率的・効果的な公共サービスを提供するという考え方。

【PDCA サイクル】

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

【RPA(ロボティックプロセスオートメーション)】

これまで人間が対応していた作業、もしくはより高度な作業を、AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組。

【society5.0】

AI や IoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れられた新たな未来社会のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会である。

【SNS】

SNS とは Social Networking Service の略で、Web 上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービスのこと。

【UJターン】

Uターン(別の地域へ移住し、再び地元へ戻ること)・Iターン(地元とは別の地域に移住すること)・Jターン(別の地域へ移住した後、地元に近い地方都市などに移り住むこと)の総称で、多くの場合、大都市圏から地方への移住を指す。

あ行

【イノベーション】

モノやサービス、仕組みなどに新しい考え方や技術を取り入れ、新しい価値を生み出して社会に変革を与えること。

【インバウンド】

外国人が訪れる旅行。日本へのインバウンドは訪日外国人旅行、訪日旅行などといわれる。

【インクルーシブ】

さまざまな背景(障がいの有無や国籍、年齢、性別など)を持つあらゆる人が排除されないこと。

【ウェルネス】

自分自身の心身の健康はもとより、幸せの実現に向けて積極的に取り組む状態のこと。

【エコシステム】

同じ分野の企業の製品同士が連携、あるいは異業種の企業が、それぞれの技術やノウハウを共有しながら、収益を上げる構造のこと。

【オープンデータ】

主に国や地方公共団体が公開している、誰もが利用可能なデータのこと。

か行

【カーボンニュートラル】

温室効果ガスの排出量から森林等による吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。政府は令和32年(2050年)の達成を目指している。

【学校運営協議会(コミュニティ・スクール)】

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

【ガバメントクラウド】

政府共通のクラウドサービスの利用環境のこと。ガバメントクラウドを活用することで、迅速、柔軟、安全でコスト効率の高いシステムを構築とし、利便性の高いサービスの提供を目指す。

【キャリア教育】

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

【グリーンインフラ】

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息地、景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能な国土づくりや地域づくりを進めるもの。

【グループホーム】

高齢者や障がい者、親と一緒に暮らせないこどもなど、生活に困難を抱える人が、専門職員等の援助を受けながら、少人数による共同生活をする社会的介護・養護の形態のこと。

【健康】

身体 の健康だけでなく、生きがいを 持つて 幸せ に生活 できる 状態 のこと。

【交流人口・関係人口】

交流人口は観光等で一時的にその地域に訪れる人々のこと。関係人口は継続的または複数回訪れ、地域と多様に関わる人々のこと。

【心のバリアフリー】

高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識することで、心のバリアを取り除き、施設整備（ハード面）以外の方法で彼らの社会参加に積極的に協力すること。

【こども家庭センター】

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う施設。母子保健機能と児童福祉機能を有する。

【コミュニティバス】

住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた「まち」の活性化等を目的として、地方自治体が運行するバスのこと。

【コミュニティ・ソーシャルワーカー】

地域の様々な困りごとの解決に向けて取組むとともに、住民やボランティア、福祉関係者等と協力しながら誰もが安心して暮らせる、つながりのある地域づくりを進める役割の者のこと。

【コンパクトまちづくり】

人口減少・高齢化が進む現代において、出来る限り生活機能の集約化を進めるとともに、公共交通などの利便性を高め、すべての人が安心して暮らせるようまちづくりを進めること。

さ行

【産学官金労言士】

（産）産業、（官）地方公共団体や国の関係機関、（学）大学等の高等教育機関、（金）金融機関、（労）労働団体、（言）メディアの頭文字。

【ジェネリック医薬品】

新薬（先発医薬品）と品質、効き目、安全性が同等な薬のこと。新薬より低価で提供される。

【シェアサイクル】

他人と自転車シェア（共有）して、必要な時に、必要な時間、必要な場所まで利用する仕組みであり、新たな公共交通手段の1つとして位置づけられる。

【ジェンダー】

男女の生き方、役割、特性などに関して、「こうあるべきだ」と社会のなかで共有されている考え方や価値観、また、それらと関連してつくりだされた社会制度等における性のあり方。

【持続可能な開発目標(SDGs)】

誰一人として取り残さないを基本理念とし、17 のゴールと169 のターゲットで構成された国際目標。

【持続可能な観光指標】

「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを実現するために観光庁が開発した国際基準に準拠した「日本版持続可能な観光ガイドライン(Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTS-D)」のこと。

【指定管理者制度】

都道府県や市町村が設置した公の施設(公園、体育館、博物館など)の管理を、その施設の設置者が指定するものに行わせることができる制度。

【姉妹町村】

文化交流や親善を目的とした地方自治体同士の関係を指し、友好都市や親善都市とも呼ばれる。本村は平成元年(1989年)に岩手県葛巻町と盟約を締結している。

【ジュニアリーダー】

ジュニアリーダーとは、青少年ボランティア活動の一環として教育委員会の支援を受けて活動している、中学生・高校生のこと。

【スクールカウンセラー】

児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を行う者のこと。

【スクールソーシャルワーカー】

児童・生徒が抱える問題を解決するために、教育分野の知識と社会福祉の専門知識を活かして支援する専門職のこと。

【スタートアップ】

先進的な技術(テクノロジー)やアイデアを強みに、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦する成長速度の早い企業やプロジェクトのこと。

【スマートインターチェンジ】

高速道路の本線やサービスエリア等に設置され、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

【スマート農業/スマート水産業】

ICT、IoT 等の先端技術の活用により、作業の効率化、品質向、資源の持続的利用、産業としての持続的成長の両立を実現する次世代の農業/水産業のこと。

【戦略品目】

農林水産物の市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値を高めることが期待できる品目。本村の戦略品目は、アーサ(令和4年時点)。

た行

【待機児童】

各市町村へ保育所入所申し込みをされていて、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所不足等の理由で入所を待機している児童のこと。

【脱炭素社会】

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

【地域包括ケアシステム】

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。

【地区計画】

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備・保全するための計画のこと。

【超高齢社会】

高齢社会が進行し、65 歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えた社会。なお「高齢化社会」は人口の7%、「高齢社会」は人口の14%を超えた社会を指す。

【知の循環】

各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった考え方。

【ちむあぐみ塾】

本村の独自の取組で、地域の人たちの力を借りて運営する公民館を活用した学習支援塾。

【中間処理施設】

廃棄物の収集運搬や分別後に破碎、圧縮、焼却、脱水等によって減容するリサイクルや最終処分の前工程を行う施設。

な行

【ニュースポーツ】

初心者や運動が苦手な人でも、いつでも、どこでも楽しく簡単にできるスポーツのこと。

【二地域居住】

都市部と地方部に 2 つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイル。

【農地中間管理事業】

農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受け、必要な場合は基盤整備等の条件整備を実施した上で、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付ける事業のこと。

【農業振興地域内農用地区域】

農業を推進することが必要と定められた農業振興地域の中で、集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

【農福連携】

一般的には、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。本村では、『長寿の村』を活かした地域ブランドの創出等による生きがい・雇用の創出を目指している。

は行

【バイオガス発電】

食品廃棄物、汚泥、家畜糞尿等の湿分の高い原料から発生させたバイオガスを燃料に使用している発電のこと。

【ハザードマップ】

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

【パブリックコメント】

行政機関が政策や計画等を立案する際に、あらかじめその案を公表し、広く住民の意見や情報を募集して意思決定に反映させる制度。

【病児・病後児保育】

「病児保育」は、病気のこどもを預かる保育サービスで、「病後児保育」は、病気からの回復途中のこどもを預かる保育サービスのこと。

ま行

【メタボリックシンドローム】

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態のこと。糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなる。

や行

【ヤングケアラー】

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことを言う。

【ユニバーサルツーリズム】

高齢や障がい等の有無にかかわらず、すべての人が安心して楽しめる旅行を指す。

【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

ら行

【レセプト点検】

医療機関が健康保険組合や市町村などに医療費を請求するために、病名や診療行為、処方された薬剤名などが記載された診療報酬明細書のことをレセプトといい、これを保険者が審査することを言う。

【レファレンスサービス】

図書館の資料等を使って、調べもの、探しもののお手伝いをするサービスのこと。

わ行

【ワーケーション】

Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。

【ワークライフバランス】

仕事と生活の調和を指す。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す取組。

【ワンストップ窓口】

自治体での各種手続きにおける窓口を1つに集約し、ワンストップで手続きを完結する取組。

北中城村第五次総合計画

基本構想 / 前期基本計画
北中城村デジタル田園都市構想総合戦略

発行年月	令和7年3月
発行者	北中城村役場 企画振興課 北中城村字喜舎場 426-2 TEL 098-935-2233
編集協力	株式会社 国建

